

第1回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会 会議録要旨

1 開催日時 令和7年5月22日（木） 午後1時30分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3-2会議室

3 出席委員

会 長	鈴木 文彦	委 員	鈴木 利和
副会長	千田 和也	委 員	竹内 良雄
委 員	福浪 新一	委 員	露崎 好美
委 員	伊藤 昌央	委 員	野村 忠弘
委 員	清部 浩彰	委 員	佐藤 弘之
委 員	住澤 悠太	委 員	渡辺 正美
委 員	成田 斉	委 員	山上 拓也
委 員	高橋 晴樹		

（代理出席）

委 員	深山 宏樹	代理	加藤 啓太
委 員	正能 俊輔	代理	重松 景紀

（欠席委員）

委 員	井村 正道
-----	-------

4 出席職員

企画政策部次長兼企画政策課長	森 和博
企画政策部企画政策課 副参事	地曳 雅樹
企画政策部企画政策課 副主査	立石 憲吾
企画政策部企画政策課 副主査	戸田 直斗

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人
傍聴人数	0人

6 議 題

《審議事項》

- (1) 副会長及び監査委員の指名について
- (2) 令和6年度の事業報告及び決算について
- (3) 地域公共交通計画事業に係る令和6年度実施事業及び評価
- (4) デマンド交通実証事業に係る令和6年度事業評価について
- (5) デマンド交通実証事業に係る長浦地区の本格導入について
- (6) デマンド交通実証事業に係る運行計画の変更について
- (7) デマンド交通実証事業に係る停留所の追加及び変更について
- (8) 地域公共交通確保維持事業に係る計画について
- (9) 袖ヶ浦市地域公共交通計画の改定について

《報告事項》

- (1) 市内公共交通の状況について
- (2) 地域公共交通計画事業の令和7年度の事業について
- (3) 高齢者支援協力バス事業の終了について

7 議 事

事務局 (地曳副参事)	本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度第1回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会を開催いたします。 会議に入ります前に、本日の出席者数について報告いたします。 本日の出席者は、17名でございます。 全委員18名の過半数の出席をいただいておりますので、協議会規約第8条の規定により会議は成立いたします。 なお、井村委員は所用のため欠席との連絡をいただいております。 また、所用のため、深山委員の代理で加藤様、正能委員の代理で重松様にご出席いただいておりますので、ご報告いたします。 次に、配布いたしました資料を確認させていただきます。 先にご送付させていただいております、「会議資料」と本日机の上に配布させていただきました「座席表」、「協議会規約」、令和8年度袖ヶ浦市地域公共交通計画別紙（別表）の以上4点でございます。 令和8年度袖ヶ浦市地域公共交通計画別紙（別表）は、事前の資料の送付タイミングにより、資料の中に記載がある方と、当日配布と記載された方がいらっしゃいますので、改めて本日別途配布させていただいたものです。 続きまして、令和7年3月を持ちまして前任の任期が終了したことから、今回粕谷市長から委員になった方に委嘱状を交付させていただきます。
------------------------	---

仮議長 (森課長)	ただいま、高橋委員より、会長に鈴木文彦委員とのご発言がございましたが、如何でしょうか。 (委員複数より異議なしとの発言)
仮議長 (森課長)	ありがとうございます。それでは、鈴木様に会長をお願いするということで、ご承認をいただきました。鈴木様、会長席へお願いいたします。
事務局 (地曳副参事)	続きまして、鈴木会長より、ご挨拶を賜りたいと存じます。 (会長あいさつ)
事務局 (地曳副参事)	鈴木会長ありがとうございます。 なお、粕谷市長は、この後、所用がございますので、ここで退席させていただきます。ご了承のほど、お願いいたします。
事務局 (地曳副参事)	それでは、協議会規約第7条第1項の規程により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これからの議事進行を鈴木会長にお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
議長 (鈴木会長)	それでは、規約によりまして、私が議長の役目を務めさせていただきます。ご協力の程よろしくお願いいたします。 それでは、次第7「議題」に入りたいと思います。 本日は審議事項9件、報告事項3件となります。 また、審議事項6の後に一時中断し、運賃協議分科会の開催を予定しております。 運賃協議分科会終了後に再開いたしますので、予めご了承ください。 まず、審議事項1 「副会長及び監査委員の指名について」でございますが、副会長については規約の第6条第3項に、監査委員については規約の第14条第2項に「会長が指名する」と規定されております。 従いまして、私から指名させていただきたいと思います。 副会長に袖ヶ浦市企画政策部長 千田 和也 委員 をお願いしたいと存じます。 また、監査委員に日東交通株式会社 運輸部部长 高橋 晴樹 委員、袖ヶ浦市社会福祉協議会事務局長 山上 拓也 委員 の2名をお願いしたいと存じます。 以上、ご報告申し上げます。 次に審議事項2「令和6年度の事業報告及び決算について」事務局より説明をお願いします。

事務局 (立石副主査)	(事務局より、資料 2 に基づき説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 質疑に入る前に、監査委員から監査報告を受けたいと思います。 前任監査委員を代表して、深山委員、報告をお願いいたします。
深山委員 (代理 加藤氏)	それでは、監査委員を代表して、監査報告をいたします。資料 4 ページをご覧ください。 袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会財務規程第 9 条第 2 項の規定により、歳入歳出決算書、関係諸帳簿及び証拠書類について監査を実施したところ、適切と認められたので報告します。 令和 7 年 5 月 8 日 監査委員 深山 宏樹、監査委員 山上 拓也 以上でございます。
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。なお、複数質問がある場合も、おひとつずつ質問をお願いいたします。
議長 (鈴木会長)	質疑が無いようですので、議決を取りたいと思います。 審議事項 2 「令和 6 年度事業報告及び決算について」、承認される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長 (鈴木会長)	出席者全員の挙手をいただきましたので、審議事項 2 については、承認といたします。 次の議題に移ります。審議事項 3 「地域公共交通計画事業に係る令和 6 年度実施事業及び評価について」事務局より説明をお願いします。
事務局 (立石副主査)	(事務局説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

成田委員	資料 9 ページ、高速バスの利便性向上について、袖ヶ浦バスターミナルに乗り入れていない既存路線の乗り入れを検討協議、要望とあるが、前回の協議会でも記載があったのか、どのような手法で誰に対し、いつまでに要望したのか補足の説明をいただきたい。
事務局 (立石副主査)	新宿線の要望の記載は、前回の協議会の令和 6 年度の進捗状況にて記載しており、木更津羽田空港線は令和 7 年 3 月に書面にて要望書を市長名にて提出しております。提出先は、高速バスの運行管理を行っている日東交通株式会社様と小湊鉄道株式会社様へ提出しています。 いつまでという点に関しましては、木更津羽田空港線は、朝の出勤時間帯に需要過多となっており、利用者の方々にもお問い合わせをいただいているところです。 市といたしましては、要望の後、交通事業者様にて調整を図っていただいている認識であり、要望に関しましては、ダイヤ改正等が実施された際に必要に応じ随時行っているところです。
成田委員	要望は公共交通活性化協議会へ諮る事業の一環として、位置づけているものであることから、要望書の内容を協議会の委員に配布していただけないか。要望書の提出後、どのような結果となったかを評価する重要な要素となるため検討いただきたい。
事務局 (立石副主査)	検討させていただきます。
野村委員	運転手不足といった現状において、従前よりシニアクラブ連合会利用してきた、市が保有しているバス 3 台の利用予約が数年前比べ取りづらくなっていることや、行事で観光バスの利用の際にもそのようなお話を伺ったことがある。 高齢者の移動手段として、シニアクラブの会合等は、近くであれば参加できるが、会場が遠いと参加が難しくなる。現在の運転手不足といった市の状況をご教授いただきたい。
事務局 (森課長)	コロナ禍が収束し、各団体の利用が大きくなっている現状がありまして、予約の方がすぐ埋まってしまう状況があります。 運転手不足の実態が影響しているか否かは担当部署に確認します。
議長 (鈴木会長)	他に、ご質問、ご意見はございませんか。 質疑が無いようですので、議決を取りたいと思います。 審議事項 3「地域公共交通計画事業に係る令和 6 年度実施事業及び評価について」、承認される委員は挙手をお願いします。

議長 (鈴木会長)	(全員挙手) 出席者全員の挙手をいただきましたので、審議事項３については、承認といたします。 次の議題に移ります。審議事項４「デマンド交通実証事業に係る令和６年度事業評価について」事務局より説明をお願いします。
事務局 (戸田副主査)	(事務局説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。
成田委員	資料１５ページにＫＰＩと表記があるが、一般的に用語の意味を理解できない人も多いと考えており、今後議事録や会議資料を公表するにあたり補足説明をいれたほうがわかりやすいのではないかと。
事務局 (戸田副主査)	重要業績評価指標ということで目標値を数値化して進行管理をしていくといった定義づけで記載させていただいておりますが、いただいたご意見を踏まえまして、資料や会議録を公開する前に、補足説明または注釈を入れる等修正します。
成田委員	目標値について、おおよそ全ての項目で当初の設定を上回ってとあるが、５年間の計画における、２年目で達成できたということで、当初の目標値をどのように設定したかについて、委員も任期満了に伴い変わっていることもあるので、算定根拠を、補足して説明いただきたい。
事務局 (戸田副主査)	長浦地区の実証運行開始した令和４年時の目標値設定の段階において、利用者実人数はどれぐらいの利用件数が必要なのかを積み上げ算定しており、乗合率と収支率につきましては、鈴木会長や、県内のデマンド交通の状況を調査し、それを少し上回る数値を設定しております。 また、市内全域での実証運行開始に伴い目標値を見直しており、乗合率と収支率は同様の考え方となっておりますが、年間利用者実人数は運行経費の見込みに対し収支率を達成するにはどの程度利用が必要なのかを逆算し求めています。 なお、令和６年度に目標値を大きく上回っている収支率については、企業様からの寄付による偶発的な数値になっているため、目標値全体としては現時点で適正と考えております。

成田委員	今のご説明だと、目標値がその現状に合わせて徐々に変えているということで、公共交通活性化協議会での議決を経て事業を進めていくにあたり、どこまでは協議会で判断し、または事務局が判断するのか。 会長に相談したとの説明があったが、今後も本格運行等の議事がある中で、目標値が非常に重要なファクターであることは理解したことから、今後は整理した資料を一度委員に示し、丁寧な説明をしていただきたい。
事務局 (戸田副主査)	承知しました。
成田委員	新しいデマンド交通実証実験が行われた際に、既存の公共交通、鉄道、バス、タクシー等にどのような影響があったかという点について、資料の説明の中で聞き取れなかったが、デマンド事業は市の事業であり、大変利用率が上がっている状況から、減便したとか、業績不振、その他の影響は把握されているのか伺いたく、こういった議題を公共交通活性化協議会で審議する必要があると考える。
事務局 (戸田副主査)	この後の議題にもあるような変更事項があった際等、定期的に交通事業者と意見交換をしております。 チョイソコがうらにおいては、通勤通学や深夜帯を避けた時間帯で実施しており、大きな影響は出ていないと認識しています。 運転手不足といった社会情勢が厳しい中で、チョイソコがうらと既存の公共交通のすみ分けについて今後交通事業者と協議していきたいと考えております。
成田委員	バス、タクシー、鉄道事業者それぞれ、今回の令和6年度の評価をするにあたって、ヒアリングをされたということによろしいか。
事務局 (戸田副主査)	令和6年度の実績としては説明していないが、この後の議題にもある長浦地区の本格導入や運行計画の変更の協議の際に状況について説明しております。
成田委員	令和7年度の今後については交通事業者と調整しているということは理解しました。ただし、令和6年度の評価についても、バス事業者、タクシー事業者、鉄道事業者にも共有し調整いただきたい。 今後は公共交通を担う事業者の方にも随時情報提供いただき、万が一公共交通に影響が出るような場合には、市民の方のご要望も強い内容だと感じていますので、ご調整をいただきたい。 最後に一点、資料の審議事項6にも出ている本格導入という言葉が出ているが、今までの実証と本格の違いは何か。

事務局 (戸田副主査)	それぞれの地区にお住まいの方にとって期限が設けられているかの違いになります。 実証運行は一定の期限の中で成果を検証しながら実施するものになりますが、本格運行はその地区の方が期限を切らずに利用できるものです。 なお、本格運行になっても、引き続き目標値や利用状況を確認しながら進めていきたいと考えています。
伊藤委員	資料 2 1 ページについて、昨年度、停留所を新たに 4 0 箇所を設置とあるが、これらは市民等の要望を聞いて、どのような判断基準を設けて選定するのか。
事務局 (戸田副主査)	停留所の要望については、電話や会員登録申込書等により受付を行っています。 昨年度は累計約 1 0 0 箇所以上の要望に対し、安全性や利用ニーズ等、事務局において一定の基準を持った中で選定を行った結果、追加したものが 4 0 箇所となっています。
竹内委員	3 月に寄付金が入ったことにより、収支が大幅に上がっているが、これはチョイソコがうらに使用する旨の申出があったということか。 寄付金を入れる財布がそこしかなかったのかと推察されるが、次年度も継続的に寄付金を受けるのか。
事務局 (戸田副主査)	寄付の性質上、継続的な寄付が見込めるものではございません。
事務局 (森課長)	補足させていただきます。 本件は企業版ふるさと納税を活用しており、用途を指定して寄付する制度となっていることから、その際に公共交通事業に充当する旨の話があり、受け入れているものでございます。
佐藤委員	資料の 3 2 ページで、1 0 月から本格導入とあるなかで、現在、ゆりの里で乗り継ぎとなっているが、これは本格導入になったら無くなるということか。
事務局 (戸田副主査)	この後の審議事項 6 にて諮らせていただきたいと考えております。
議長 (鈴木会長)	他に、ご質問、ご意見はございませんか。 質疑が無いようですので、議決を取りたいと思います。 審議事項 4 「デマンド交通実証事業に係る令和 6 年度事業評価について

	て」、承認される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 議長 (鈴木会長) 出席者全員の挙手をいただきましたので、審議事項４については、承認といたします。 次の議題に移ります。審議事項５「デマンド交通実証事業に係る長浦地区の本格導入について」事務局より説明をお願いします。
事務局 (戸田副主査)	(事務局説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。
成田委員	長浦地区の本格導入は現在実証期間中のその他の４地区に対し、区域を跨がず、この長浦地区だけを独立して、乗り継ぎを無くし実施していくのか。
事務局 (戸田副主査)	長浦地区を本格運行した際の運行区域につきましては、市内全域で運行し、長浦地区にお住まいの方が、期間に定めなく利用できるようになります。運行区域が長浦地区に限定されるものではありません。
成田委員	これまで実証運行ということで担当していた交通事業者は、道路運送法の一般旅客乗合自動車運送事業の許可をとっているもので、今回の本格導入によって道路運送法上の手続きは必要ないという認識でいいか。
事務局 (戸田副主査)	ご認識の通りで、既に道路運送法第４条の許可を受けて運行しているものになります。したがって、本格運行するにあたって必要な手続きはないと認識しております。
成田委員	チョイソコがうらを担当する事業者は、何社ぐらいいるのか。タクシー事業者が担うのか、その情報がもし長浦地区の本格導入の諮問ということなので、担当する事業者名をお示しいただきたい。
事務局 (戸田副主査)	運行事業者は房総タクシーのみとなっております。

深山委員 (代理加藤氏)	今後本格運行をするにあたり、一定の効果が見込まれると思うが、導入後の効果を鑑み、バス事業者が、減便等の対応はしてもいいのか。
事務局 (戸田副主査)	随時協議させていただきたいと考えております。
福浪委員	4 1 ページの検討結果の本格導入の可否について、本格導入を希望する割合が 8 割程度になっているから導入しますと記載があり、希望があるだけではなく、その実績やその先の影響等様々な要素を加味されての判断だと思うので、他の地区での本格導入の際には希望があれば、導入できるのかとならないよう、希望の数に加え、別の要素を反映させている旨を記載するべきと感じた。
事務局 (戸田副主査)	資料を作成する中で、本格導入に係る検討の前段の部分につきましては、「これまでの実証結果を踏まえて」というところで、簡潔にお示したところです。 表記の修正については検討させていただきます。
議長 (鈴木会長)	他に、ご質問、ご意見はございませんか。 質疑が無いようですので、議決を取りたいと思います。 審議事項 5「デマンド交通実証事業に係る長浦地区の本格導入について」、事務局の案のとおり承認される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長 (鈴木会長)	出席者全員の挙手をいただきましたので、審議事項 5 については、承認といたします。 次の議題に移ります。審議事項 6「デマンド交通実証事業に係る運行計画の変更について」事務局より説明をお願いします。
事務局 (戸田副主査)	(事務局説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。
成田委員	運賃が変わるとのことで、この協議会とは別に分科会を開催する説明があり、資料の 5 2 ページの料金表には変更がないと思うが、どのよう

事務局 (戸田副主査)	に運賃が変わるということで運輸局が分科会の開催が必要性和言ったのかご説明いただきたい。 資料５２ページの運賃の部分について、エリア間の乗り継ぎを廃止しますが、運賃上のエリアの考え方はそのまま継続したいと考えております。 したがって、エリア内であれば３００円、エリアを跨ぐ場合は６００円という額面上の運賃の変更はありませんが、運賃表の下に１乗車につき３００円の記載があり、これまでは各エリアで乗ったら３００円、車両を乗り換えたならさらに３００円といった運賃の支払い方になっていましたが、乗り継ぎ廃止後は乗車時に支払う金額が３００円または６００円と違いが出てくるところで、運輸局より運賃の協議が必要というご指摘をいただきましたので、運賃協議会を開催させていただくものです。
成田委員	令和５年に運賃協議会に関する道路運送法が改正され、地域の公共交通活性化協議会にて決定されるというものになり、その際に協議会開催前に、公聴会やパブリックコメント等を実施し、ホームページや市の広報等にて市民の方から意見があれば対応するというのが法律の中に明記されているが、乗り継ぎ廃止に伴う道路運送法上の運賃の取り扱いの変更の際し、袖ヶ浦市の市民にどのように周知し、どのような意見をもったのか、いつ、どのように手続きが行われたか伺いたい。
事務局 (戸田副主査)	運賃協議会に諮る前の意見広聴につきましては、５月中にホームページ等で意見の募集を行っております。 本来であれば、本協議会でお知らせした後に実施すべきあると認識しておりますが、事務局としましても、運賃協議会の開催は必要ないと考えて進めていた中で急遽実施が必要となったため、先行して意見募集を行ったものです。
成田委員	市民の方にホームページ等で周知する際に、公共交通活性化協議会にて会長には連絡していると思うが、今後は、他の委員にも市が市民に向け周知した情報をメールやＦＡＸにて、連絡をいただきたい。 よろしくお願いします。
事務局 (戸田副主査)	承知いたしました。
議長 (鈴木会長)	他に、ご質問、ご意見はございませんか。 質疑が無いようですので、議決を取りたいと思います。 審議事項６「デマンド交通実証事業に係る運行計画の変更について」、

議長 (鈴木会長)	事務局の案のとおり承認される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 出席者全員の挙手をいただきましたので、審議事項 6 については承認といたします。 それでは、先ほど事務局から説明のあったとおり、運賃協議分科会の開催のため一時中断いたします。 進行を事務局へお返しします。 事務局 (地曳副参事) 鈴木会長、ありがとうございます。 それでは、先ほどご承認いただきましたデマンド交通実証事業に係る運行計画の変更に伴う運賃協議分科会を開催いたしますので、只今からお呼びする委員は隣の会場へご移動ください。 (委員移動) 事務局 (地曳副参事) 運賃協議分科会は 15 分程度を予定しております。 分科会終了後、集まり次第再開させていただきますので、残られた委員は適宜お手洗いを済ませるなど、お待ちいただければと思います。 (運賃協議会終了) 事務局 (地曳副参事) 皆様ご協力いただきありがとうございました。 先ほど運賃協議分科会が終了いたしましたので、本協議会を再開したいと思います。 それでは、協議会規約第 7 条第 1 項の規程により、引き続き議事進行を鈴木会長にお願いしたいと存じます。 どうぞ、よろしくお願いいたします。 議長 (鈴木会長) それでは、中断前に引き続き、議長の役目を務めさせていただきます。 ご協力の程よろしくお願いいたします。 議題に入る前に、運賃協議分科会の結果について、袖ヶ浦市運賃協議分科会会長の千田委員に報告を求めたいと思います。 千田委員、よろしくお願いいたします。 (千田委員より結果報告) 議長 千田委員、ありがとうございました。
----------------------	---

(鈴木会長)	それでは議題に移ります。 審議事項 7「デマンド交通実証事業に係る停留所の追加及び変更について」事務局より説明をお願いします。
事務局 (戸田副主査)	(事務局説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。 質疑が無いようですので、議決を取りたいと思います。 審議事項 7「デマンド交通実証事業に係る停留所の追加及び変更について」、事務局の案のとおり承認される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 出席者全員の挙手をいただきましたので、審議事項 7については承認といたします。
議長 (鈴木会長)	次の議題に移ります。 審議事項 8「地域公共交通確保維持事業に係る計画について」事務局より説明をお願いします。
事務局 (立石副主査)	(事務局説明)
議長 (鈴木会長)	議長（鈴木会長） ありがとうございました。 それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。
福浪委員	資料 7 2 ページ表 1 と 7 7 ページの負担者と負担割合の都道府県負担額の数値がずれているので、記載要領を確認いただき四捨五入を確認のうえ、修正していただきたい。
事務局 (立石副主査)	四捨五入等の表記に関しましては、千葉県に確認をし、適宜修正を行います。

議長 (鈴木会長)	他に、ご質問、ご意見はございませんか。 質疑が無いようですので、議決を取りたいと思います。 審議事項 8「地域公共交通確保維持事業に係る計画について」、事務局の案のとおり承認される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 出席者全員の挙手をいただきましたので、審議事項 8 については承認といたします。
議長 (鈴木会長)	次の議題に移ります。 審議事項 9「袖ヶ浦市地域公共交通計画の改定について」事務局より説明をお願いします。
事務局 (戸田副主査)	(事務局説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。
成田委員	資料 100 ページの運行概要の表中、運行区域の部分で、病院等との記載があるが、等という表記は、広範的な意味で使用されることから、商店に関しては、市内という表記があるので、袖ヶ浦市内の病院等といった表記の方が好ましいかと思う。
事務局 (戸田副主査)	修正について検討させていただきます。
議長 (鈴木会長)	他に、ご質問、ご意見はございませんか。 質疑が無いようですので、議決を取りたいと思います。 審議事項 9「袖ヶ浦市地域公共交通計画の改定について」、事務局の案のとおり承認される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 出席者全員の挙手をいただきましたので、審議事項 9 については承認といたします。 本日の審議事項は以上となります。

議長 (鈴木会長)	続きまして報告事項に移ります。 報告事項 1「市内公共交通の状況について」事務局より説明をお願いします。
事務局 (立石副主査)	(事務局説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。質疑に入る前に、公共交通の現状について、各交通事業者から説明していただきたいと思います。 まず、小湊鐵道株式会社の深山委員をお願いします。
深山委員 (代理加藤氏)	(深山委員代理加藤氏説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。続きまして、日東交通株式会社の高橋委員をお願いします。
高橋委員	(高橋委員説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 続きまして、東日本旅客鉄道株式会社の重松様をお願いします。
正能委員代理 (代理重松氏)	(正能委員代理重松氏説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 最後に、千葉県タクシー協会の鈴木委員をお願いします。
鈴木委員	(鈴木委員説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。
	質疑が無いようですので、報告事項 1「市内公共交通の状況について」を終了といたします。
議長 (鈴木会長)	次の議題に移ります。 報告事項 2「地域公共交通計画事業の令和 7 年度の事業について」事務局より説明をお願いします。

事務局 (立石副主査)	(事務局説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。 質疑が無いようですので、報告事項2「地域公共交通計画事業の令和7年度の事業について」を終了といたします。
議長 (鈴木会長)	最後の議題に移ります。 報告事項3「高齢者支援協力バス事業の終了について」事務局より説明をお願いします。
事務局 (立石副主査)	(事務局説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。 質疑が無いようですので、報告事項3「高齢者支援協力バス事業の終了について」を終了といたします。
議長 (鈴木会長)	次に、次第8「その他」ですが、まず、委員の皆様から何かあればお願いいたします。
渡辺委員	チョイソコがうらの利用者からの目線でお聞きする。 予約方法が電話とスマートフォンと2通りあり、多くの方が電話で予約をとっていると思うが、高齢者の方が電話でオペレーターとやり取りするということで、予約が取りづらい印象を持たれていると感じており、本人がスマートフォンを操作して実際の画面を見てやってみると、簡単で便利だといった納得度は高められると考えている。 袖ヶ浦市の交流センターでは、高齢者向けのスマホ教室というのが行われているようで、内容はLINEの操作等を実際体験するといったものであるが、そこでチョイソコがうらの予約アプリを体験いただけると、高齢者が利便性に気づいてもらえると考えている。

事務局 (戸田副主査)	各交流センターの講座においては未実施ですが、社会福祉協議会の中で、予約の取り方等の講習会を実施されていると聞いておりますので、同様の活動を広げていければと考えています。
議長 (鈴木会長)	他に、ご質問、ご意見はございませんか。 事務局から報告があればお願いします。
事務局 (地曳副参事)	事務局よりご連絡いたします。本日御欠席されました委員にも資料及び会議報告書を送付いたします。 また、次回会議についてでございますが、冬に第2回協議会を予定しております。日時等が決まりましたら、通知をさせていただきますので、よろしくお願いします。 事務局からは以上でございます。
議長 (鈴木会長)	それでは、次第8「その他」を終了いたします。 以上で、本日予定された案件の審議は、全て終了しました。 ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。
事務局 (地曳副参事)	鈴木会長ありがとうございました。 委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議等を頂きましてありがとうございました。 以上をもちまして、令和7年度第1回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会を閉会といたします。

令和7年度 第1回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会 会 議 次 第

日 時：令和7年5月22日(木)午後1時30分
場 所：袖ヶ浦市役所北庁舎3階会議室3-2

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 事務局紹介

5 会長選出

6 会長あいさつ

7 議 題

《審議事項》

- (1) 副会長及び監査委員の指名について・・・p 1
- (2) 令和6年度の事業報告及び決算について・・・p 2～
- (3) 地域公共交通計画事業に係る令和6年度実施事業及び評価・・・p 6～
- (4) デマンド交通実証事業に係る令和6年度事業評価について・・・p 15～
- (5) デマンド交通実証事業に係る長浦地区の本格導入について・・・p 36～
- (6) デマンド交通実証事業に係る運行計画の変更について・・・p 42～
- (7) デマンド交通実証事業に係る停留所の追加及び変更について・・・p 57～
- (8) 地域公共交通確保維持事業に係る計画について・・・p 67～
- (9) 袖ヶ浦市地域公共交通計画の改定について・・・p 91～

《報告事項》

- (1) 市内公共交通の状況について・・・p 103～
- (2) 地域公共交通計画事業の令和7年度の事業について・・・p 110～
- (3) 高齢者支援協力バス事業の終了について・・・p 113

8 そ の 他

9 閉 会

副会長及び監査委員の指名について

役 職 名	氏 名	機関 ・ 団体名及び役職
副 会 長		
監査委員		
監査委員		

令和6年度の事業報告及び決算について

1 令和6年度事業報告について

(1) 地域公共交通活性化協議会

- ① 第1回協議会（令和6年5月17日開催）
 - ・ 令和6年度の事業報告及び決算について
 - ・ 地域公共交通計画事業に係る令和5年度の評価及び令和6年度の実組について
 - ・ デマンド交通実証事業に係る令和5年度の評価について
 - ・ デマンド交通実証事業に係る令和6年10月以降の運行計画について
 - ・ 袖ヶ浦市地域公共交通計画の改定について
 - ・ 地域公共交通確保維持事業に係る計画について
 - ・ 市内公共交通の状況について
- ② 第2回協議会（令和7年1月23日開催）
 - ・ 令和7年度事業（案）及び予算（案）について
 - ・ 地域公共交通計画事業の令和6年度取組の進捗状況及び令和7年度事業案について
 - ・ デマンド交通実証事業に係る停留所の追加及び変更について
 - ・ デマンド交通実証事業の状況について

2 令和6年度決算について

令和6年度 収入支出決算

(収 入)

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	過不足額	備考
1 国庫補助金	0	0	0	
2 市補助金	381,280	164,387	▲216,893	袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会補助金
3 繰越金	0	0	0	
4 雑入	0	123	123	預金利息
合計	381,280	164,510	▲216,770	

(支 出)

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	過不足額	備考
1 会議費	349,600	152,960	196,640	委員報酬 150,000 円 協議会時お茶代 2,960 円
2 事業費	0	0	0	
3 事務費	31,680	11,550	20,130	振込手数料 11,550 円
合計	381,280	164,510	216,770	

監 査 報 告 書

袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会財務規程第9条第2項の規定により、歳入歳出決算書、関係諸帳簿及び証拠書類について監査を実施したところ、適切と認められたので報告します。

令和7年5月8日

監査委員 深山宏樹

監査委員 山上拓也

地域公共交通計画事業に係る令和6年度実施事業及び評価

1 地域公共交通計画 実施事業の令和6年度実施事業及び評価

(1) 実施事業の概要

基本方針	目標	実施事業	実施主体						事業詳細	実施項目	実施時期（年度）											
			本市	千葉県	木更津警察署	交通事業者					地域	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9						
1. 地域特性や移動ニーズに応じた公共交通ネットワークの構築を目指します	①拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成	【事業1】路線バスの運行維持及び利便性の向上	○				◎		1-1. 路線バスの運行維持及び利便性向上 1-2. 地域間幹線系統および他助成系統の維持	検討、協議・調整、運行実施 検討、改善、維持												
		【事業2】地域内移動手段の検討	デマンド型乗合送迎サービス（チョイソコがうら）の実証運行と評価・検証	◎					○	○	長浦地区	デマンド型乗合送迎サービスの実証運行	実証運行 評価 本格運行			→						
			【事業2】地域内移動手段の検討	各地区での地域特性を踏まえた移動手段の検討	◎				○	○		○	その他の地区	地域特性を踏まえた移動手段の検討	検討、協議・調整 実証運行		→					
														デマンド型乗合送迎サービスの実証運行	実証運行検討 実証運行 評価 本格運行		→			→		
														地域特性を踏まえた移動手段の検討	検討、協議・調整 実証運行				→			→
		②広域アクセスの利便性向上	【事業3】鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利用促進	○	○			◎			3. 鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利用促進	イベント開催・周知 PR										
	【事業4】鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利便性向上		○	○			◎			4. 鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利便性向上	検討、協議・調整 実施			→	→	→						
	【事業5】高速バスの利便性向上		○					◎		5. 乗入れなどの検討	検討、協議・調整 実施			→	→	→						
	2. 各公共交通機関同士の相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指します	③利用しやすい公共交通環境の整備	【事業6】交通結節点の機能強化	◎	○			○	○	○	6. 交通結節点の機能強化	整備内容検討、協議・調整 実施			→	→	→					
			【事業7】利用しやすい車両（バス・タクシー）の導入促進						◎	◎	7. 利用しやすい車両の導入促進	更新検討・順次導入										
【事業8】運転免許証自主返納の促進に向けた検討			◎		○		○	○	○	8-1. 高齢者運転免許証自主返納支援制度の周知	回覧等による周知											
										8-2. 高齢者運転免許証自主返納事業の今後の検討	検討											
		8-3. 返納者が受けられる特典の周知								チラシ等による周知												
④利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供		【事業9】運行情報提供の充実	◎			○	○	○		8-4. 地域内移動手段の検討	検討											
										【事業10】商業・観光施設などとの連携サービスの導入	◎			◎	○	9. 公共交通マップの作成・配布	情報検討、マップ作成・配布 周知 PR 企画内容検討 実施		→		→	→
																10-1. 割引サービス・企画切符などの導入	プラン検討・作成 周知 PR		→			→
		10-2. おでかけモデルプランの作成	検討 実施		→				→													
		【事業11】意識啓発を促す利用促進活動の展開	◎				◎	◎	◎	○	10-3. 観光客向けの新たな情報発信	検討 実施		→			→					
	11. 新たな利用促進活動										検討・準備 実施		→				→					
3. 多様な主体との連携によるみんなで支える持続可能な公共交通を目指します	⑤地域全体で支える公共交通の構築	【事業12】運転手の確保策の実施	○				◎	◎	○	12. 運転手の確保策	検討・準備 実施		→									

※ 実施主体 ◎：各実施事業を主で行う主体 ○：実施事業を実施する上で協力・支援する主体

(2) 令和6年度に実施した主な事業

【事業1】路線バスの運行維持及び利便性向上

①のぞみ野長浦線の補助金を交付（令和6年10月）

路線名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
のぞみ野長浦線	6,842,912	7,905,168	6,128,516	5,081,652	4,801,391
馬来田線	8,193,161	6,492,492	2,680,074	4,009,196	6,642,774
平岡線	22,667,000	18,130,000	16,938,000	20,493,000	22,625,000
代宿団地袖ヶ浦 BT 線	19,011,000	12,136,000	11,326,000	5,364,000	4,151,000
合 計	56,714,073	44,663,660	37,072,590	34,947,848	38,220,165

②市ホームページ及びバス事業者ホームページで路線バス（地域間幹線系統を含む）の利用促進を実施

③自動運転バスの先進地の視察（令和6年8月）

横芝光町で運行する自動運転バス（Lv.2）に試乗する等、調査研究を行った。

（参考：事業概要）

実施主体	○本市、◎バス事業者
実施内容	①路線バスの運行維持及び利便性向上 ②地域間幹線系統及び他助成系統の維持
計画	・6月及び3月 補助金の交付 ・随時 広報紙、ホームページを利用した利用促進の周知、利便性向上のためのダイヤ改正の検討、協議・調整、運行実施

【事業2】地域内移動手段の検討

①市内全地区での実証運行を実施（令和6年10月～）

（参考：事業概要）

実施主体	◎本市、○タクシー事業者、○地域
実施内容	①デマンド型乗合送迎サービスの実証運行（チョイソコがうら）
計画	①令和4年10月～令和7年9月 長浦地区で実証運行 令和6年10月～ 市内全地区での実証運行開始

【事業3】鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利用促進

①久留里線活性化協議会の取組を推進

- ・久留里線×沿線イベント等とのコラボレーションの実施（9月14日）
久留里駅前において、「久留里ナイト酒ミュージアム ええもん夜市」を開催し、久留里線を利用して来場された方にオリジナルグッズをプレゼントした。
- ・沿線イベントでの啓発グッズの配布

ええもんいち（11月24日） 引換券配布数：78名 引換数：46名

- ・[X]プレゼントキャンペーン（6月12日～7月8日）

久留里線活性化協議会の[X]公式アカウントをフォローし、投稿キャンペーンツイートをリツイートした方から抽選で沿線3市の特産品を贈呈。

キャンペーン参加者：67名（うち当選者：15名）

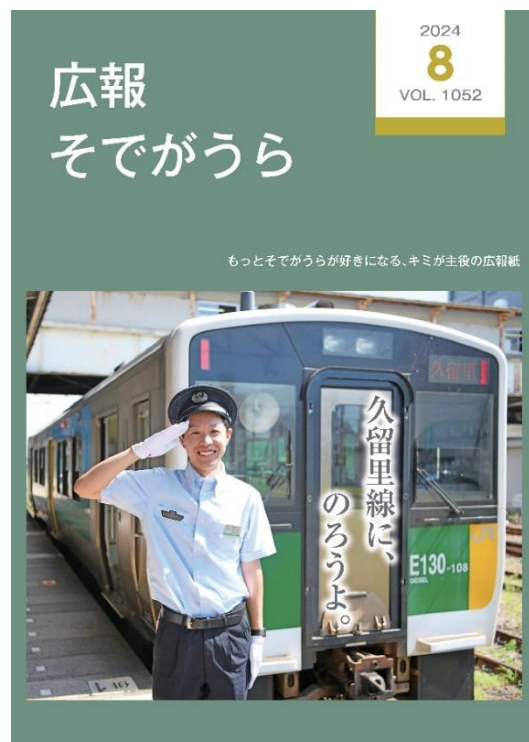
- ・[X]で定期的な情報発信を実施
- ・久留里線乗り方教室（12月15日）
JR東日本社員によるお話、木更津駅～東清川駅間の往復乗車体験
参加者：親子13組26名
- ・回遊促進のためのモデルプランとPR動画の作成



横田駅からのレンタサイクルを利用したおでかけモデルプランを作成し、PR動画を市ホームページ等にて公開（事業10と関連）

②広報そでがうらに久留里線の

特集を掲載（令和6年8月号）
久留里線の現状、沿線スポットの紹介、運転士が語る久留里線の魅力、利用者の声、久留里線の乗り方等を掲載



（参考：事業概要）

実施主体	◎鉄道事業者、○本市、○千葉県
実施内容	①JR 久留里線活性化協議会の活動を推進
計画	①随時 久留里線沿線イベントに合わせ、PR 活動を実施 6月～7月 [X]プレゼントキャンペーン実施 12月 乗り方教室 時期・内容検討中 地域イベント・各種団体等との連携

【事業4】 鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利便性向上

①JR 東横田駅待合所設置工事を実施。



（参考：事業概要）

実施主体	◎鉄道事業者、○本市、○千葉県
実施内容	①東横田駅待合所設置
計画	4月～ 用地整理 1月～3月 待合所設置工事

【事業5】 高速バスの利便性向上

- ① 新宿線のダイヤ改正に対する要望書を提出。
- ② 木更津羽田空港線のダイヤ改正に対する要望書を提出。

（参考：事業概要）

実施主体	◎バス事業者、○本市
実施内容	①袖ケ浦バスターミナルに乗り入れていない既存路線の乗り入れを検討・協議 ②袖ケ浦駅と袖ケ浦バスターミナルの結節強化のため既存路線バスルートの変更等を検討
計画	①5月～9月 乗り入れ協議する路線の選定 10月～2月 事業者または関係自治体と協議 3月 事業者へ申し入れ ②7月～随時 袖ケ浦駅-袖ケ浦バスターミナル間の路線バスの利用状況の確認・検討

【事業6】 交通結節点の機能強化

- ①スマートバス停について情報収集を実施。

（参考：事業概要）

実施主体	◎本市、○千葉県、○鉄道事業者、○バス事業者、○タクシー事業者
実施内容	①袖ケ浦バスターミナルの新たな乗換案内サインの情報収集
計画	① 随時 新たな乗り換え案内サインの情報収集

【事業7】 利用しやすい車両（バス・タクシー）の導入促進

- ①順次、ノンステップバスの導入、IC 決済機器の導入等の検討を実施。

（参考：事業概要）

実施主体	◎バス事業者、◎タクシー事業者
実施内容	①補助制度の調査
計画	① 随時 補助制度の調査

【事業8】運転免許証自主返納の促進に向けた検討

- ①広報そでがうら4月号及び市ホームページへ掲載
- ②木更津警察署において、運転免許証自主返納者へチョイソコがうらのチラシを配布

（参考：事業概要）

実施主体	◎本市、○木更津警察署、○バス事業者、○タクシー事業者、○地域
実施内容	高齢者運転免許証自主返納支援事業と優待制度の周知
計画	4月 市ホームページや広報紙に掲載

【事業9】公共交通マップの作成・配布

- ①公共交通マップを作成し、市ホームページ及び市公共施設等へ配布を行った。

（参考：事業概要）

実施主体	◎本市、○鉄道事業者、○バス事業者、○タクシー事業者
実施内容	①公共交通マップに掲載する情報の検討
計画	4月～2月 公共交通マップ作成 3月 公表及び配布

【事業10】商業・観光施設などとの連携サービスの導入

①おでかけモデルプランの作成

- ・路線バスのおでかけモデルプラン作成（令和5年9月の広報そでがうらの特集記事で周知済み）

袖ヶ浦駅→袖ヶ浦公園→東京ドイツ村→袖ヶ浦駅（のぞみ野平岡線利用）

- ・久留里線と横田駅のレンタサイクルを利用したモデルプランの作成

横田駅→GAULAB Yokota→いちご狩りの金子→百目木公園

→旅人カフェぐりーちね→小坪館址（横田神社）→GAULAB Yokota

→横田駅（横田駅からレンタサイクルを利用）

②レンタサイクルの周知

8月 レンタサイクルの周知（久留里線活性化協議会[X]）

1月 横田駅のレンタサイクルを利用したPR動画を作成し、PR動画を市ホームページ等にて公開。



※割引サービス・企画切符などの導入については検討中。

（事業案）市内の観光協会や商工会に所属する店舗で買い物をした方に、市内の補助路線で利用できる路線バスの無料乗車券を配布する 等

（参考：事業概要）

実施主体	◎本市、◎バス事業者、○地域
実施内容	①割引サービス・企画切符などの導入 ②おでかけモデルプランの作成 ③観光客向けの新たな情報発信
計画	①随時 企画内容検討 ②5月～ プラン検討 10月～ 作成 ③5月～ レンタサイクルの周知

【事業 1 1】意識啓発を促す利用促進活動の展開

① 高校生無料お試し乗車（4月）

対象路線：のぞみ野長浦線、のぞみ野平岡線、代宿団地袖ヶ浦 BT 線

利用実績 ※カッコは前年度実績（前年度は9月）

- ・ のぞみ野長浦線 10人（ 15人）
- ・ のぞみ野平岡線 620人（788人）
- ・ 代宿団地袖ヶ浦 BT 線 15人（ 34人）
- ・ 合計 645人（837人）

アンケート回答者数：51名

おもなアンケート結果
・ 63%が女性の利用 →前は約73%が女性だった。 ・ 利用者の約3分の2が月1回以下しか利用していない ・ 運行本数と運賃が利用のハードルとなっている

利用後アンケート（6月） 回答者数：25名

おもなアンケート結果
・ お試し乗車後の利用頻度は32%が増えた、64%が変わらない

②バスの乗り方教室を平川公民館まつりで実施（11月17日）

バス車両の展示とバス事業者によるバスの乗り方に関するお話

参加者：約270名

③市イベント開催日に合わせた無料お試し乗車の実施（10月12日）

新たな利用者の獲得のため、10月12日に開催した「そでがうらまつり～アレワイサノサ～」の開催にあわせ、無料お試し乗車を実施した。

利用者（袖ヶ浦駅での乗降者）：154名

アンケート回答者数：20名

おもなアンケート結果
・ 10代、20代の利用が40% ・ 利用者の25%が初めて利用した ・ 運行本数が利用のハードルとなっている

（参考：事業概要）

実施主体	◎本市、◎鉄道事業者、◎バス事業者、◎タクシー事業者、○地域
実施内容	①高校生お試し乗車 ②バスの乗り方教室 ③新たな利用促進活動（公共交通フェスタ等）の調査・検討
計画	①4月 お試し乗車実施（利用者アンケート） 6月 利用者アンケート回答者へ事後アンケート ②11月 昭和交流センターまたは平川交流センターのイベントでの実施を調整 ③随時 実施内容の検討

【事業12】運転手の確保策の実施

①交通事業者の採用情報を集約し情報発信を実施

- ・市ホームページでバス事業者の採用情報を掲載（4月～）
- ・市公式LINE及び[X]で採用情報を発信（9月）
- ・高校生向け就職説明会でバス事業者の募集チラシを配布（5月30日）
- ・市内就職説明会に参加（11月16日、小湊鉄道、日東交通、ウルマツアーリングサービス、房総タクシー）

（参考：事業概要）

実施主体	◎バス事業者、◎タクシー事業者、○本市、○地域
実施内容	①市ホームページに各事業者の採用情報を集約して掲載・SNSで随時発信 ②就職説明会等の開催の検討
計画	①4月～ 随時実施 ②6月 高校生向け就職説明会においてパンフレット配布 11月 市主催の就職説明会への参加

(3) 令和6年度の評価

基本方針	目標	評価指標	現状値 R3年度	実績値 R6年度	中間値 R7年度	目標値 R9年度
1.地域特性や移動ニーズに応じた公共交通ネットワークの構築を目指します	①拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成	バス補助路線の収支率	46.9%	53.2%	52.3%	55.3%
		バス補助路線の年間利用者数	279,716 人	331,302 人	288,000 人	304,000 人
		公共交通サービス全般の利用者満足度	49.4%	—	—	55.4%
		デマンド型乗合送迎サービス(チョイソコがうら)の乗合率	—	1.35 人	1.40 人以上	1.50 人以上
		デマンド型乗合送迎サービス(チョイソコがうら)の年間利用者実人数	—	889 人	565 人以上	705 人以上
		デマンド型乗合送迎サービス(チョイソコがうら)の収支率	—	26%	12%以上	15%以上
	②広域アクセスの利便性向上	鉄道の1日平均乗車人員 ・JR 袖ヶ浦駅 ・JR 長浦駅 ・JR 横田駅	4,828 人 4,906 人 146 人	※令和5年度 5,468 人 5,620 人 141 人	5,222 人 5,495 人 156 人	5,615 人 6,084 人 165 人
		袖ヶ浦バスターミナルにおける高速バス年間利用者数	629,260 人	974,736 人	837,000 人	1,117,000 人
2.各公共交通機関同士の相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指します	③利用しやすい公共交通環境の整備	交通結節点整備箇所数	—	0 箇所	2 箇所	4 箇所
		運転免許自主返納者数	167	151	167	200
	④利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供	運行情報案内に関する利用者満足度	53.0%	—	—	59.0%
		商業施設などとの連携による利用者促進活動の導入件数	—	—	—	1 件以上
3.多様な主体との連携によるみんなで支える持続可能な公共交通を目指します	⑤地域全体で支える公共交通の構築	啓発活動参加者数	—	270 人	60 人以上	80 人以上
		共同での運転手募集活動の実施回数	—	1 回	1 回	1 回

デマンド交通実証事業に係る令和6年度の評価について

1 各種目標値の達成状況（令和6年4月～令和7年3月）

（1）K P I の達成状況

K P I	R 6年度		R 7年度	R 8年度
	目標値	実績		
乗合率	1. 30	1. 35	1. 40	1. 50
収支率	9%	26%	12%	15%
年間利用者実人数				
長浦地区	500人	610人	—	—
昭和地区	120人	185人	325人	405人
根形地区	30人	50人	85人	105人
平岡地区	30人	29人	80人	100人
中川・富岡地区	30人	15人	75人	95人

※K P Iとは、「Key Performance Indicator」の略で、「重要業績評価指標」という意味であり、組織や事業の目標を達成するためのプロセスを定量的に測定し、進捗状況を把握するための指標。

※収支率は10月以降の市内全域運行にかかるイニシャル経費を除く

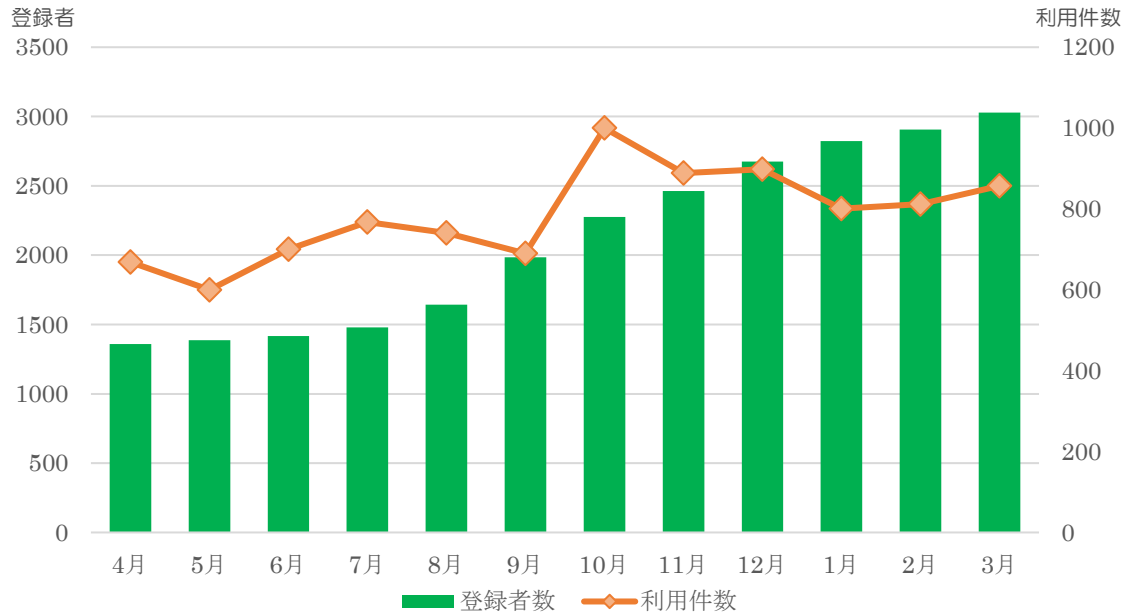
※乗 合 率 = 乗車時の合計人数 / 合計区間数

収 支 率 = 総収入（運賃収入、協賛金、寄付金等） / 総事業費

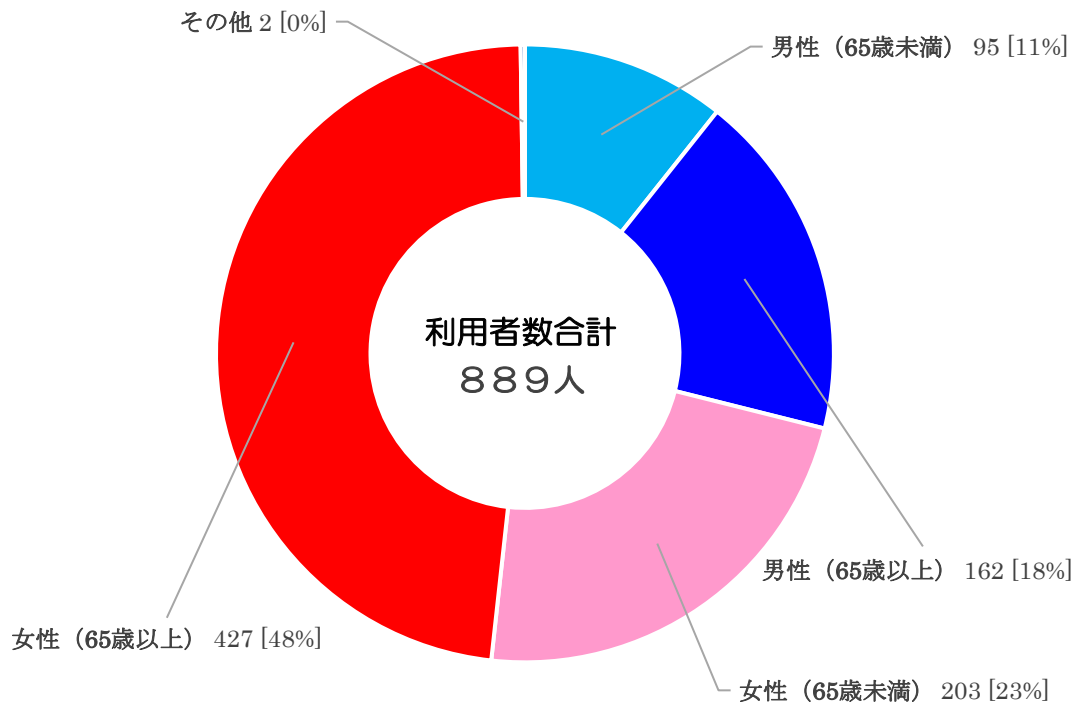
年間利用者実人数 = 利用実人数（1人が何度利用しても1人として計算）

2 令和6年度の利用状況（令和6年4月～令和7年3月）

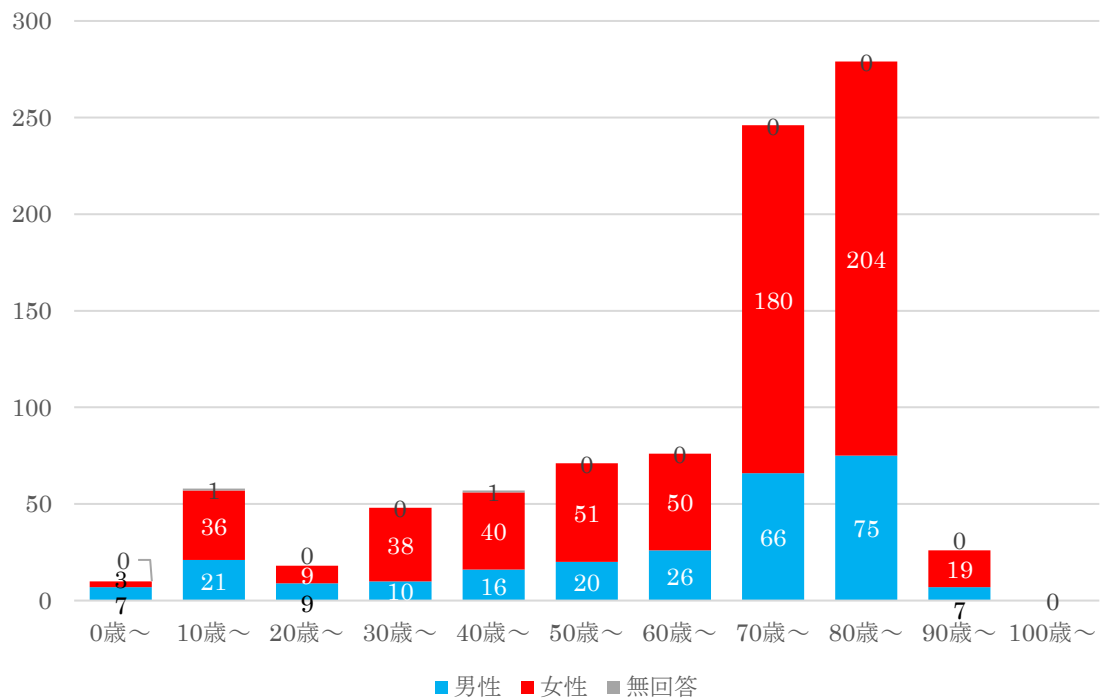
（1）月別の登録者数と利用件数



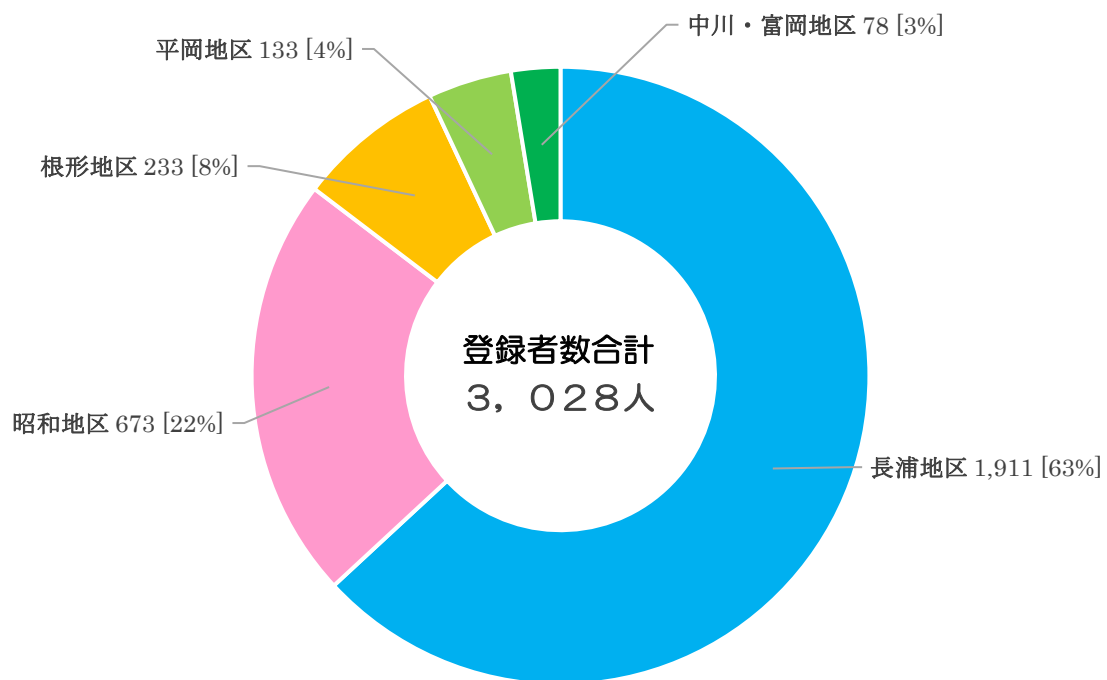
（2）利用者の性別・高齢者割合



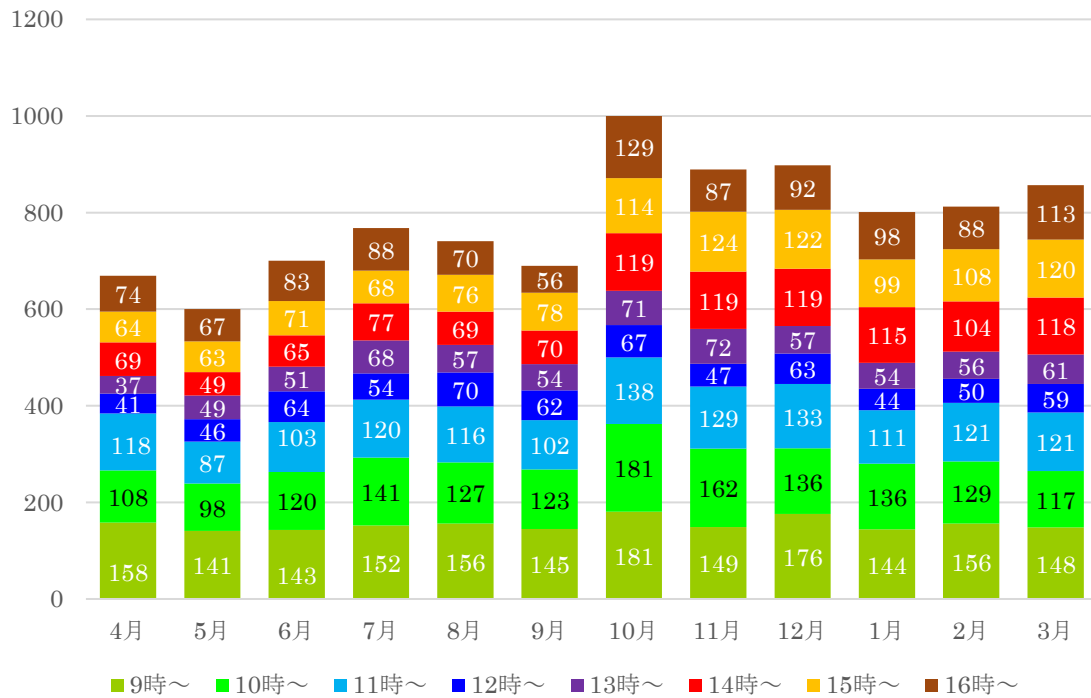
(3) 年代別の利用者数（性別内訳）



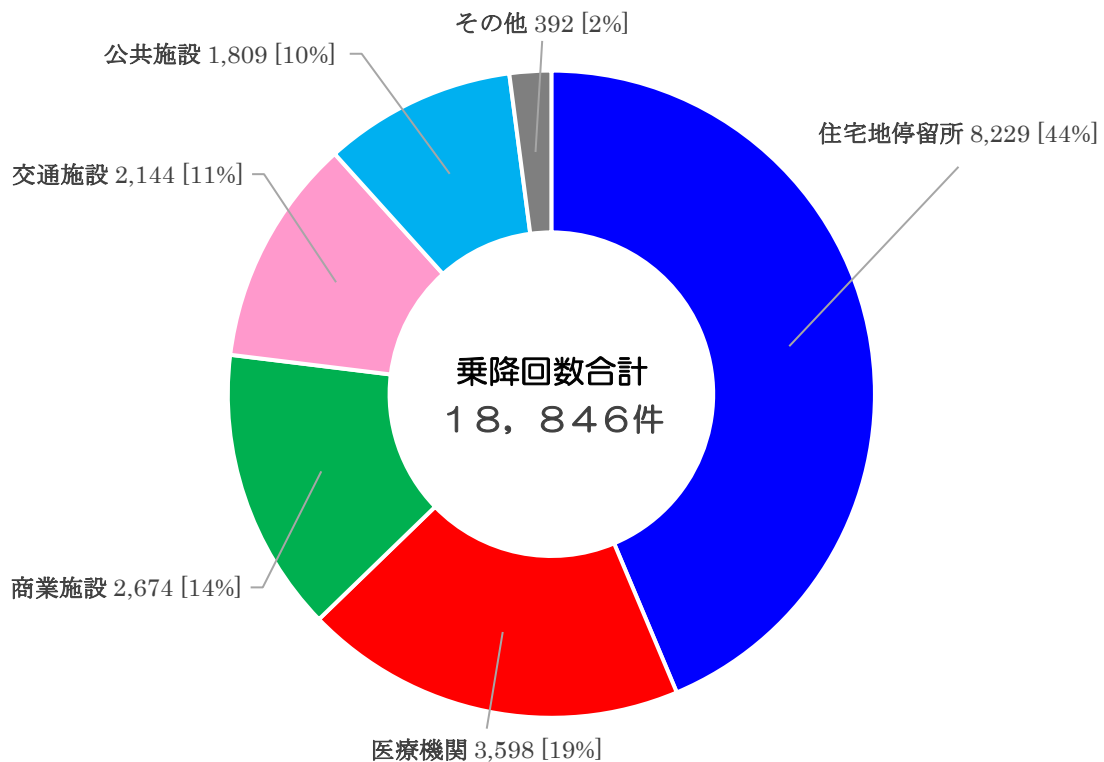
(4) 地区別の登録者数



(5) 時間帯別の利用件数



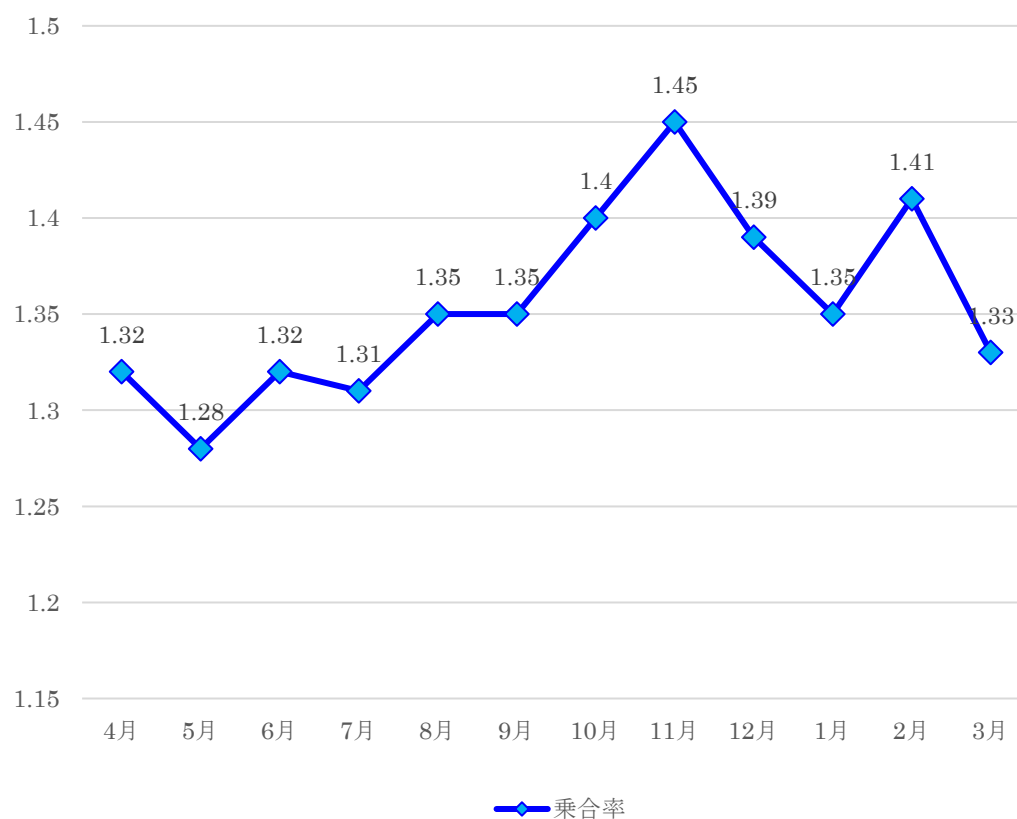
(6) 停留所カテゴリ別の乗降回数



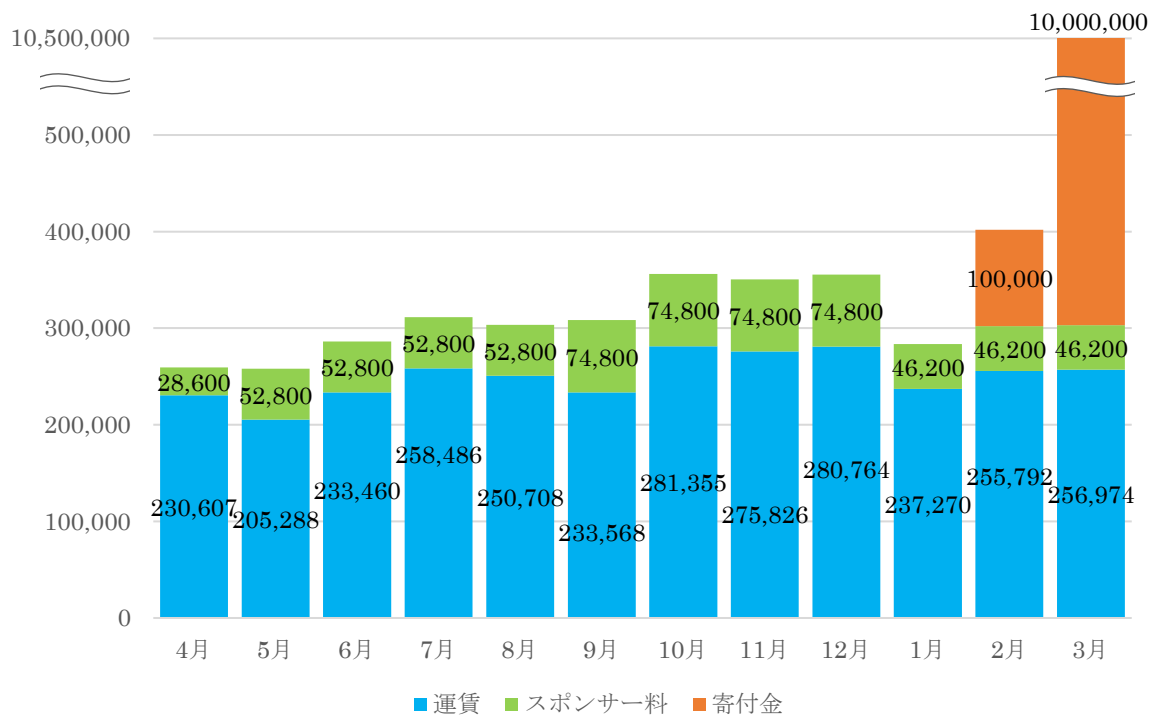
(7) 停留所別の上位10位 乗降回数

1位	イオン長浦店	1,523回	6位	ゆりの里	411回
2位	JR長浦駅	1,365回	7位	代宿第4分区①	386回
3位	蔵波県営住宅	938回	8位	田部整形外科	322回
4位	さつき台病院	912回	9位	長浦交流センター (長浦公民館)	318回
5位	JR袖ヶ浦駅	600回	10位	袖ヶ浦市役所	315回

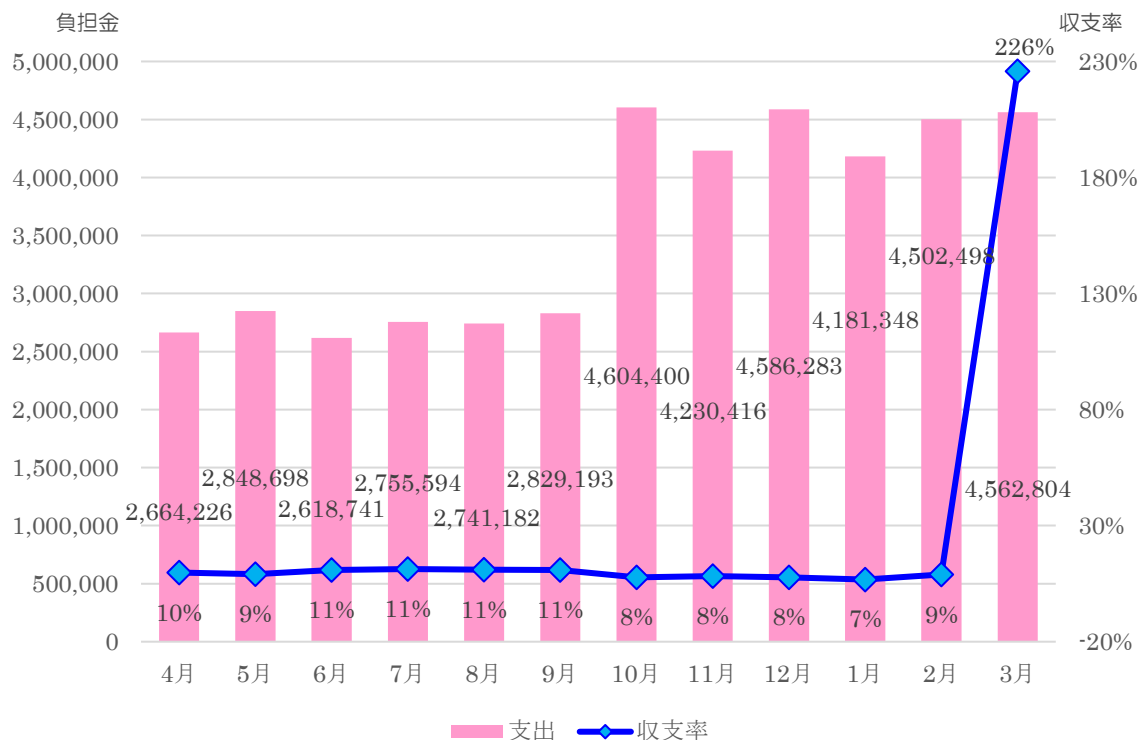
(8) 乗合率の推移



(9) 収入



(10) 支出と収支率



※ 10月以降の市内全域運行にかかるイニシャル経費を除く

3 令和6年度の取組

(1) 停留所の追加

利便性向上のため40箇所の停留所を新たに設置した。

追加時期	停留所名	
令和6年5月	124_長浦県営住宅	612_袖ヶ浦中央霊園
	155_久保田多目的会館	179_マインズ スポーツフィールド
	178_代宿第2分区③	715_セブンイレブン 袖ヶ浦蔵波台2丁目店
	610_袖ヶ浦市社会福祉協議会	716_丸栄産業株式会社
	611_袖ヶ浦平成霊園	717_住友生命
令和7年2月	54_辺田集会所	298_飯富第2分区②
	55_第2百々目木公園	299_飯富第2分区③
	97_蔵波台7丁目②	316_大曽根④
	125_森吉公園	402_鹿島第2分区②
	126_長浦駅前5丁目	429_林第5集会所
	156_久保田浜宿分区③	434_野里第1分区⑥
	160_代宿公民館	453_花房平④
	161_代宿第2分区④	454_花房平⑤
	211_坂戸市場第2分区①	469_上泉第2分区④
	212_坂戸市場第2分区②	620_ふる里学舎蔵波
	287_福王台2丁目②	621_郷土博物館
	293_飯富第3分区①	622_平川地区 地域包括支援センター
	294_飯富第3分区②	623_富岡サブセンター (富岡分館)
	295_飯富第3分区③	740_富分スーパー伊藤
	297_飯富第2分区①	991_袖ヶ浦霊苑

※実証運行地区拡大に伴い令和6年10月に追加した348箇所を除く。

(2) 地域への周知活動

住民が集まる場に訪問し、事業の説明や臨時の会員登録会等を実施し、利用促進や会員登録者数の増加を図った。

日 時	相手方・手法等	実施内容
令和6年10月23日	福王台自治会 住民説明会	会員登録会
令和6年10月30日	福王台自治会 住民説明会	会員登録会
令和6年11月 3日	市民会館まつり	会員登録会
令和6年11月27日	東部地区民生委員児童委員協議会	説明会
令和6年11月27日	平川いきいきサポート定例会	説明会
令和7年 1月15日	長浦地区民生委員児童委員協議会	説明会
令和7年 3月12日	地区社協サロン（浜宿団地）	説明会

(3) チョイスコ通信の発行

会員向けに利用促進を図るため、会報紙の発行を行った。

発 行	発行物	内 容
令和6年 5月	チョイスコ通信 Vol.4	実証運行地区拡大のお知らせ 停留所の追加
令和6年 9月	チョイスコ通信 Vol.5	実証運行地区拡大にかかる変更内容 停留所の追加、車両の紹介
令和7年 2月	チョイスコ通信 Vol.6	車両お披露目会の報告 停留所の追加、利用者アンケートの実施

チョイスコ通信 Vol.05
令和6年9月発行
会員数 1,592人 利用件数 11,416件

10月から 市内全域で運行！

会員登録 無料
運賃 300円
予約受付 毎月1～5日（土）9:00～17:00
運行日時 月～土（祝日除く）9:00～17:00

10月以降の変更点

- イメージカラーがオレンジからブルーに
- 市内を2つのエリアに分けて運行
- 運賃は各エリア内300円で利用可能
- エリアを無くし全区間600円
- エリアを無くす際は「9月の週末」で車を乗り換え
- 予約受付は9時から17時
- 9月までは8月30日から1/13
- 利用予約は1ヶ月前から当日1時間前まで（9月までは1ヶ月前から当日30分前まで）
- 運行台数は2台から3台に（デザインも変更）

プラチナスポンサー
プラチナスポンサー募集中

ゴールドスポンサー
柳ヶ瀬漁協協同組合 千葉銀行柳ヶ瀬支店
エコシステム千葉(株) トヨタカローラ千葉(株)

チョイスコがうらははスポンサー様の協力賜えをいただきながら持続可能な交通を目指しています。

通信 Vol.5

チョイスコ通信 Vol.06
令和7年2月発行
会員数 2,765人 利用件数 15,582件

車両お披露目会を開催しました！

令和6年9月29日に「チョイスコがうらら運行車両お披露目会」を柳ヶ瀬市場所で行いました。
本件には、実証運行地区を市内全域に拡大することに伴い、車両に変われるデザインを募集したもので、当日はデザインが採用された市民5名に、記念品を贈呈しました。
※掲載順が車両デザイン：一、林 千恵さん、おのの久美子さん、上地 利典さん、木村 大陽さん、志村 遼平さん。

停留所の追加や変更について
いつもご利用いただいている皆様からのご要望にお応えするため、定期的に停留所の追加や変更を行っています。
より使いやすくなった「チョイスコがうらら」を今後ともご利用ください。

追加・変更日 令和7年2月1日（土）

追加数 30カ所
昭和地区4カ所、長浦地区9カ所、根郷地区8カ所、平岡地区8カ所、中川・富岡地区1カ所

内容 次ページ以降をご覧ください

その他 ・変更後の新しいパンフレットは6月発行の通信でお送りします。
・ご要望いただいた箇所を全て追加できるものではありません。
・追加や変更のご要望は、企画政策課までご連絡ください。

通信 Vol.6

(4) 車両お披露目会の開催

実証運行地区の拡大に伴う車両デザインのリニューアルのため、市民からラッピングデザインを公募した。

当日は、デザインが採用された市民を招き実車のお披露目を行った。

開催日：令和6年9月29日（日）13：30～

会 場：袖ヶ浦市役所北庁舎2階会議室、庁舎正面駐車場

出席者：デザイン採用者5名、

千葉トヨタ自動車株式会社 副社長、

房総タクシー株式会社 代表取締役、

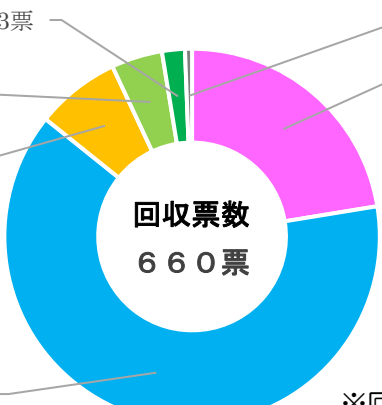
袖ヶ浦市長、副市長、企画政策部長、企画政策部次長



車両お披露目会の様子

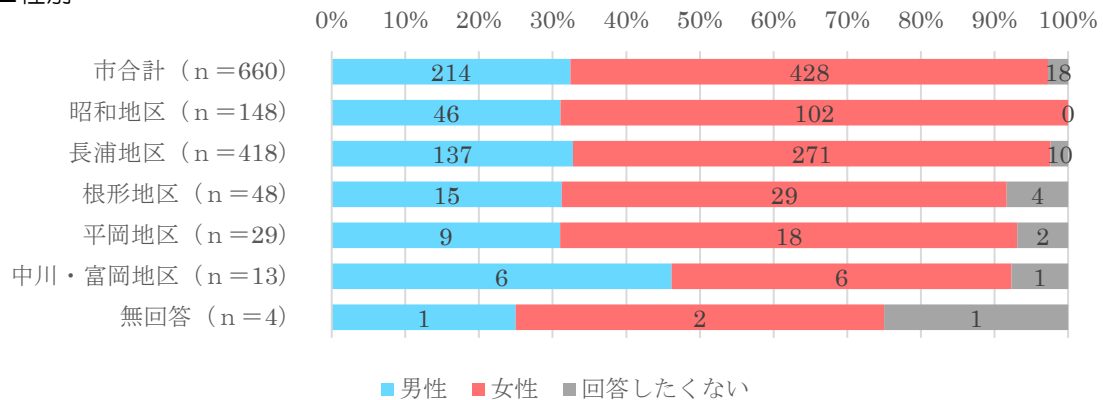
(5) 利用者アンケートの実施

今後のサービス向上と、長浦地区の本格運行検討の参考とするため、会員を対象としたアンケート調査を実施した。

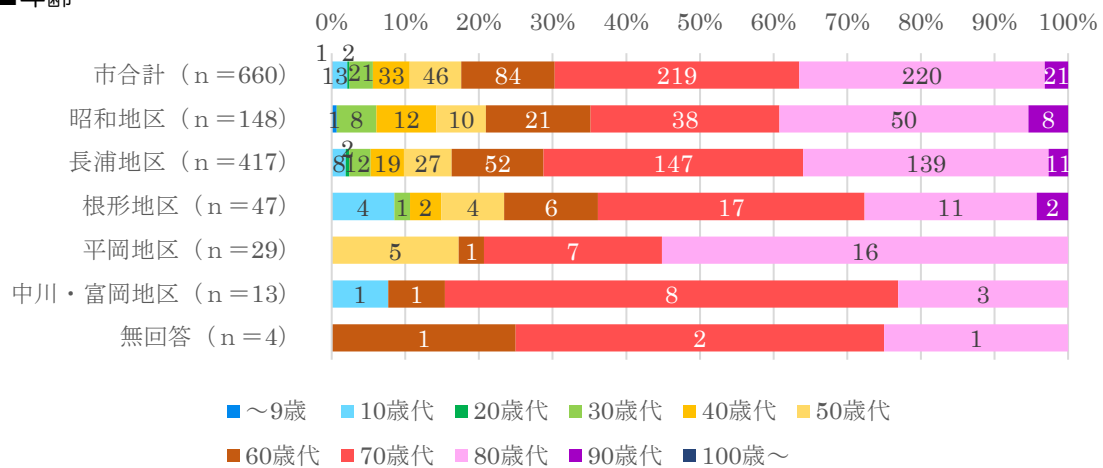
調査対象	チョイソコがうらの会員登録者（2,821 人）
調査方法	令和 7 年 2 月発行のチョイソコ通信にアンケート用紙を同封 同封の返信用封筒を用いた郵送または Web による回答の受付
調査期間	令和 7 年 2 月 1 日～令和 7 年 3 月 1 5 日
調査項目	問 1 回答者について (1) 性別 (2) 年齢 (3) お住い (4) 家族構成 (5) 運転免許の有無 (6) 自家用車の有無 問 2 チョイソコの利用状況について (1) 外出の頻度 (2) 利用目的 (3) 利用頻度 (4) 予約の時期 (5) 予約の状況 (6) 予約がとれないとき 問 3 チョイソコの満足度について (1) 目的地までの時間 (2) 運行時間帯 (3) 運賃 (4) 予約受付対応 (5) エリア間での乗り継ぎ制度
回収状況	中川・富岡地区 13 票 平岡地区 29 票 根形地区 48 票 長浦地区 418 票 昭和地区 148 票 無回答 4 票 回収票数 660 票 ※回収率：23.4% 

①回答者の属性

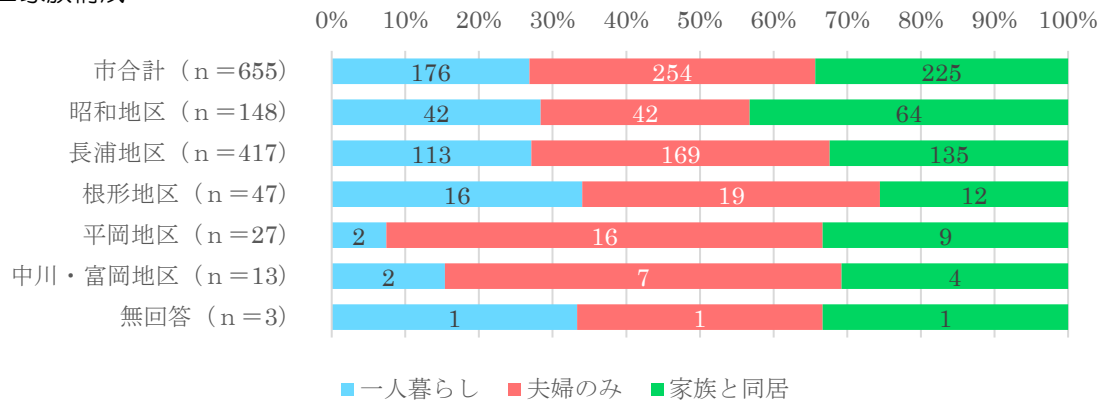
■性別



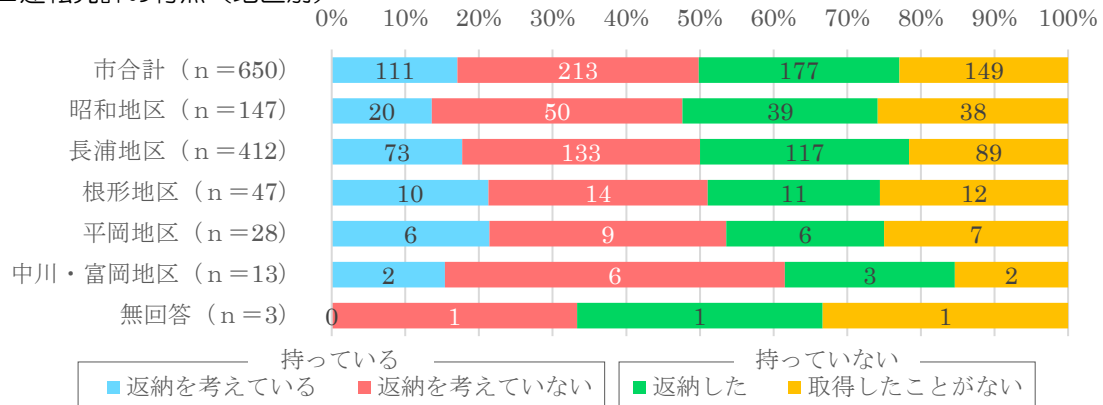
■年齢



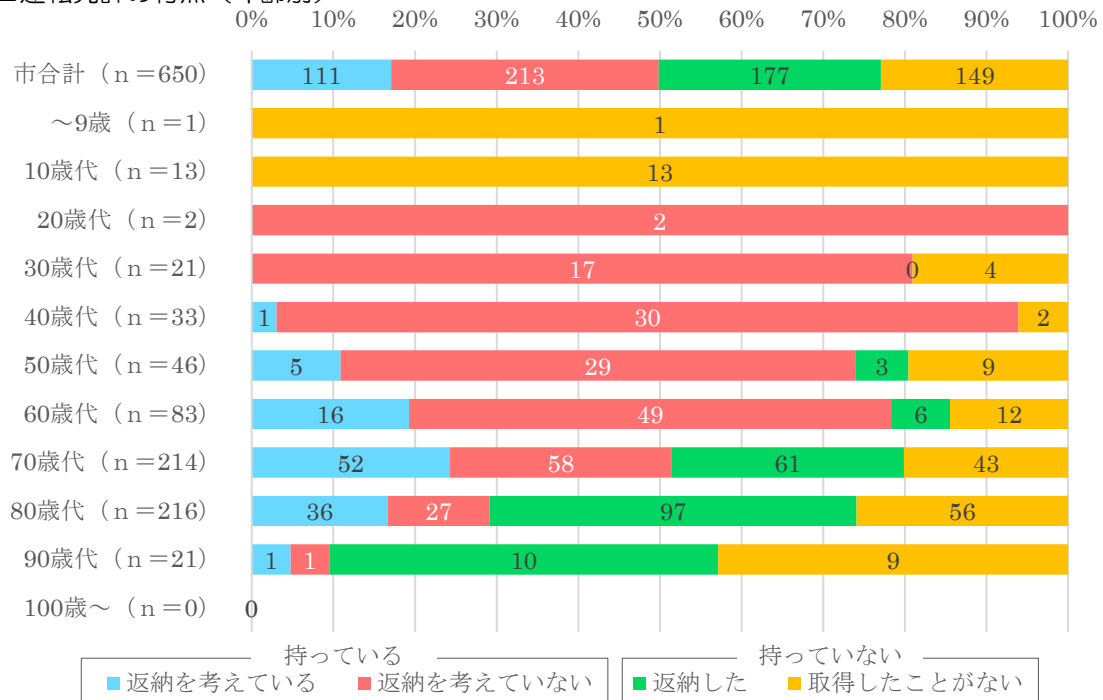
■家族構成



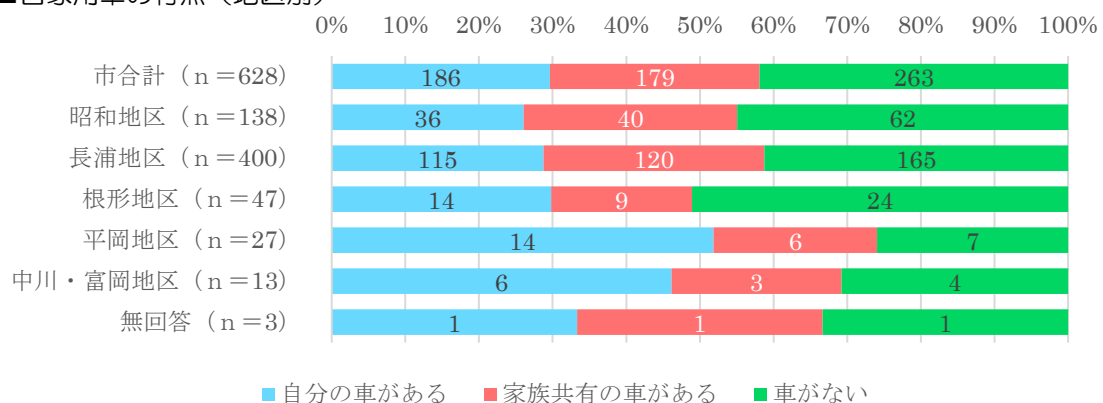
■運転免許の有無（地区別）



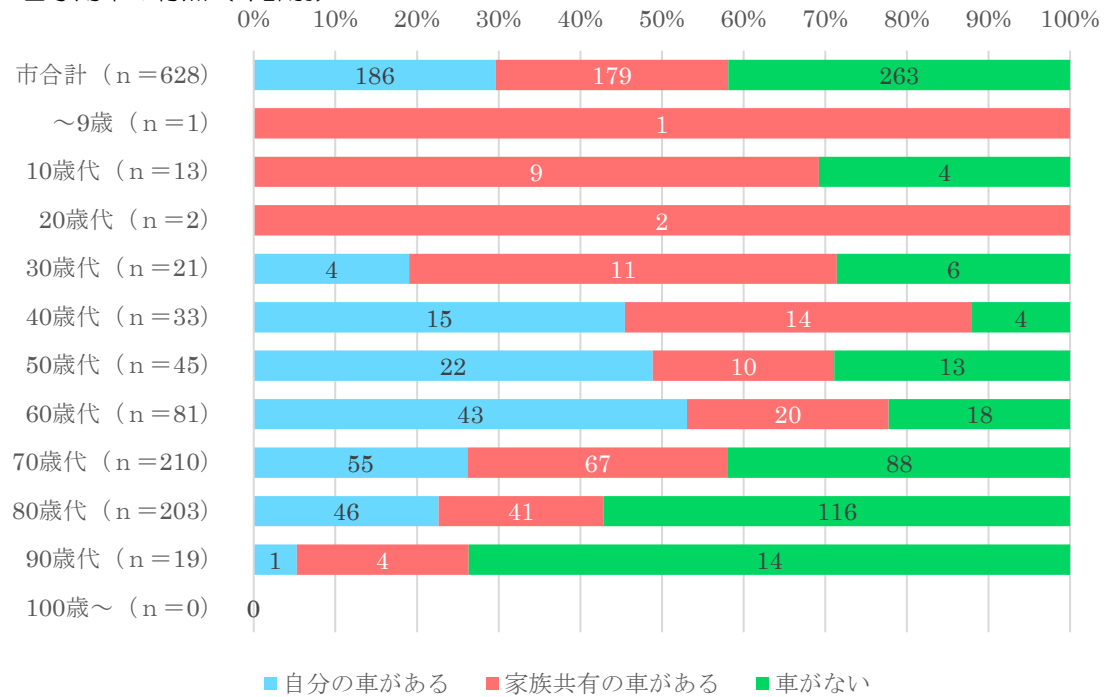
■運転免許の有無（年齢別）



■自家用車の有無（地区別）

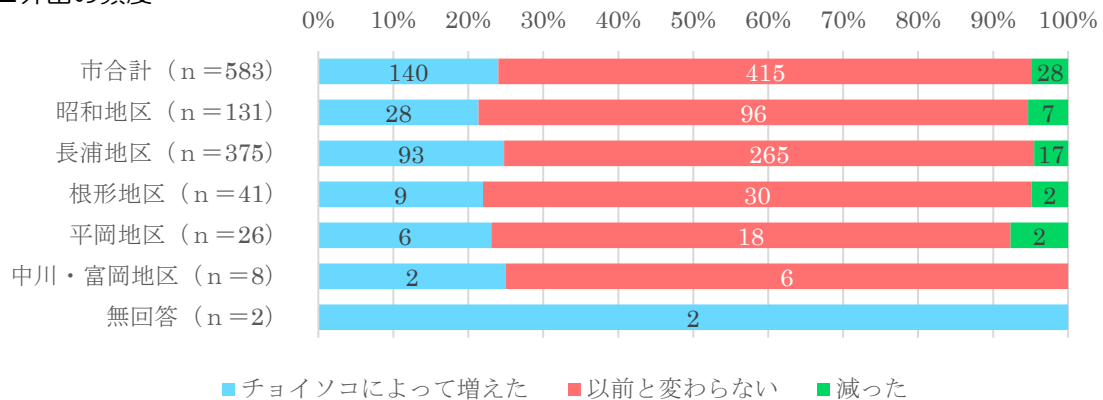


■自家用車の有無（年齢別）

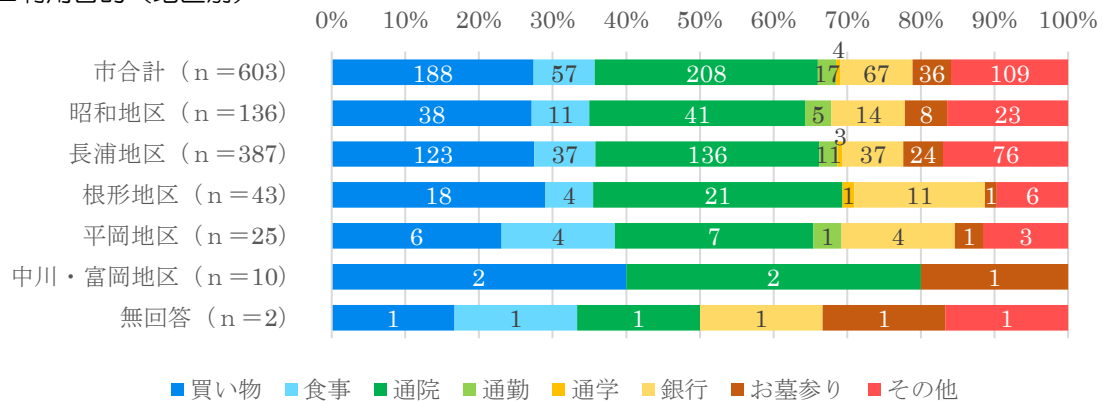


②チョイソコの利用状況について

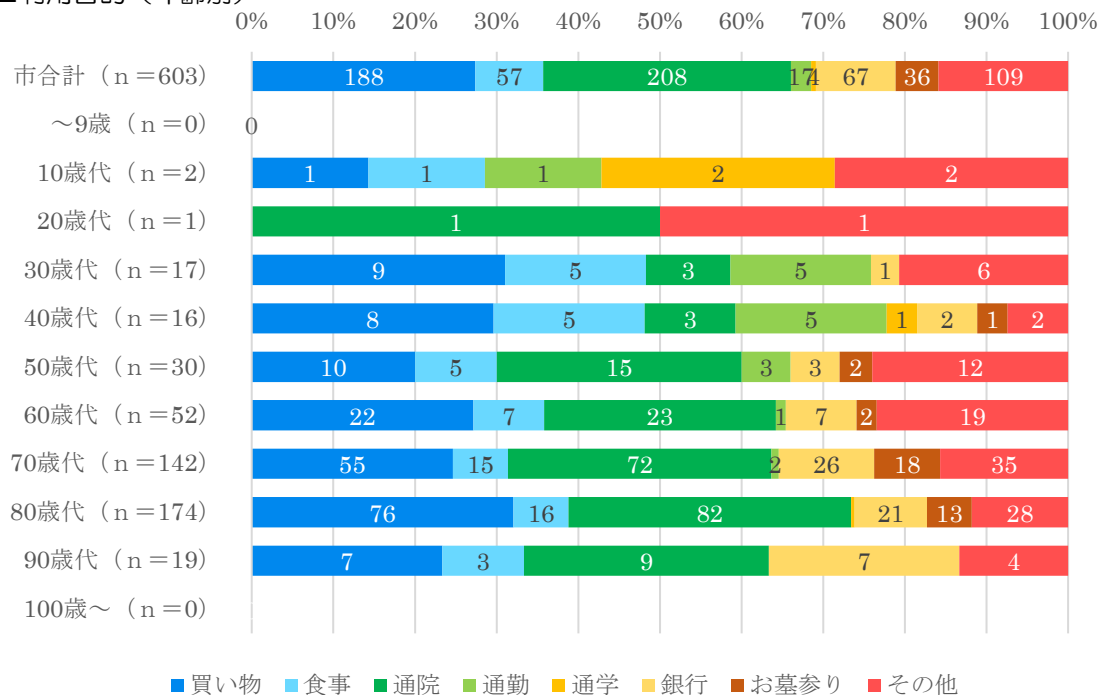
■外出の頻度



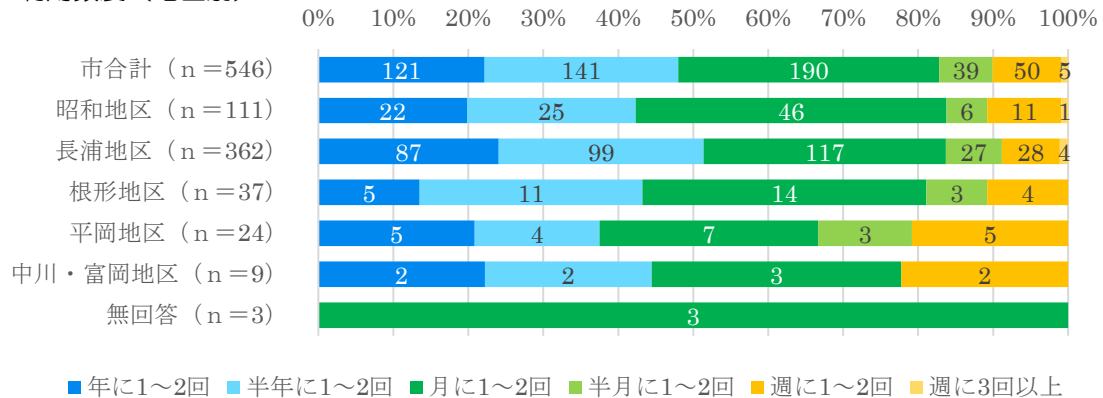
■利用目的（地区別）



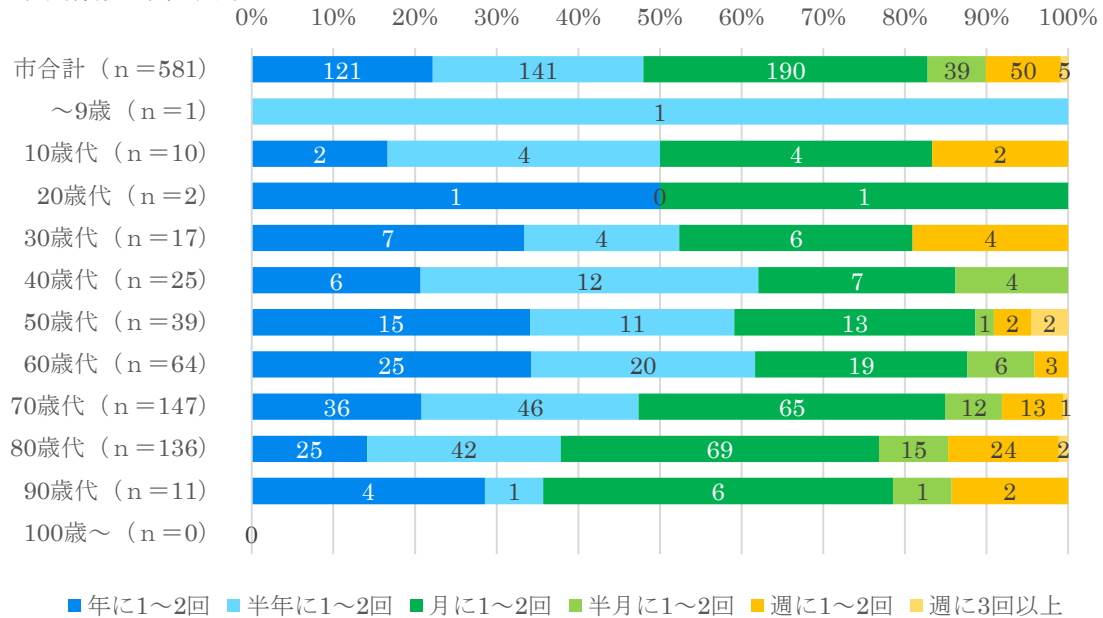
■利用目的（年齢別）



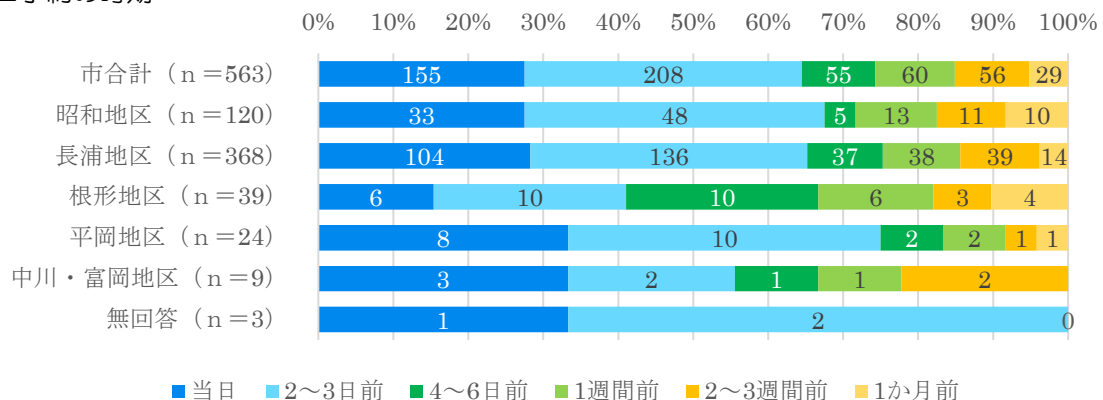
■利用頻度（地区別）



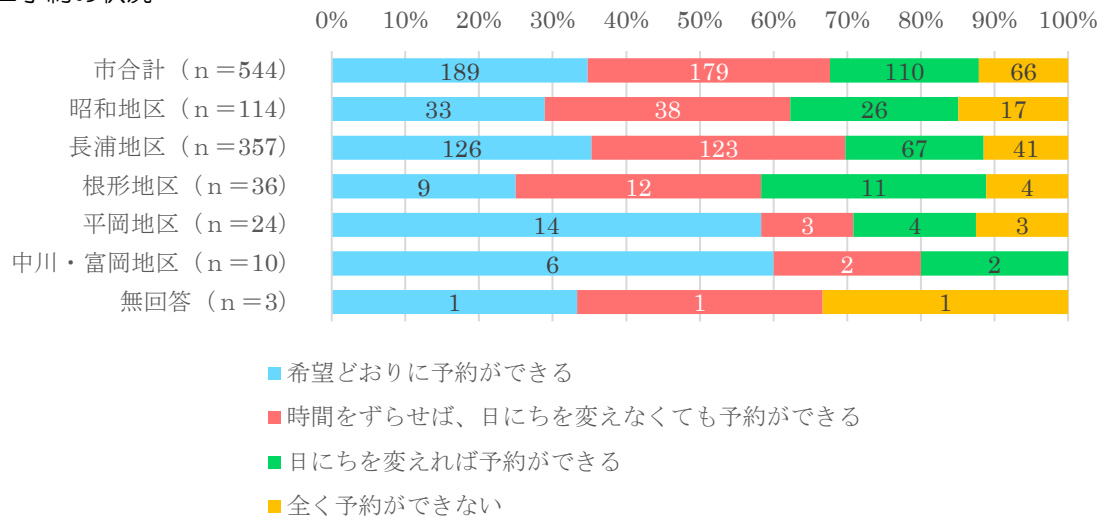
■利用頻度（年齢別）



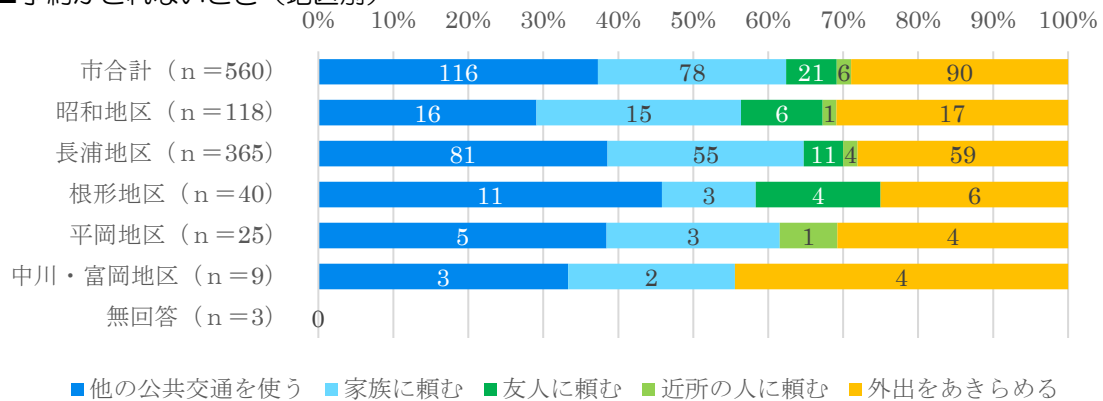
■予約の時期



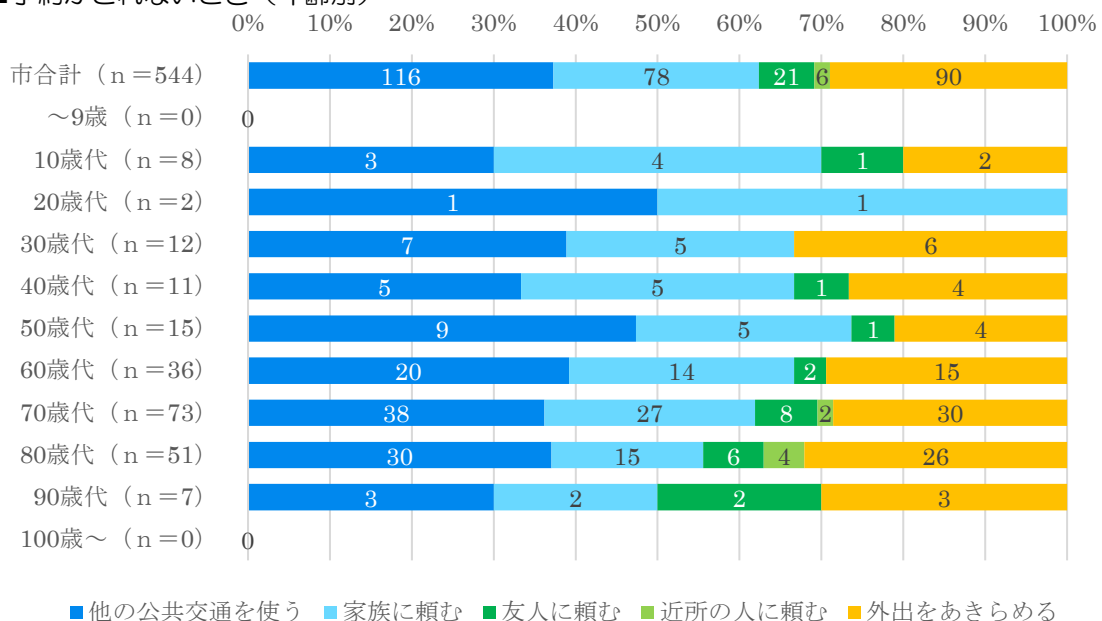
■予約の状況



■予約がとれないとき（地区別）

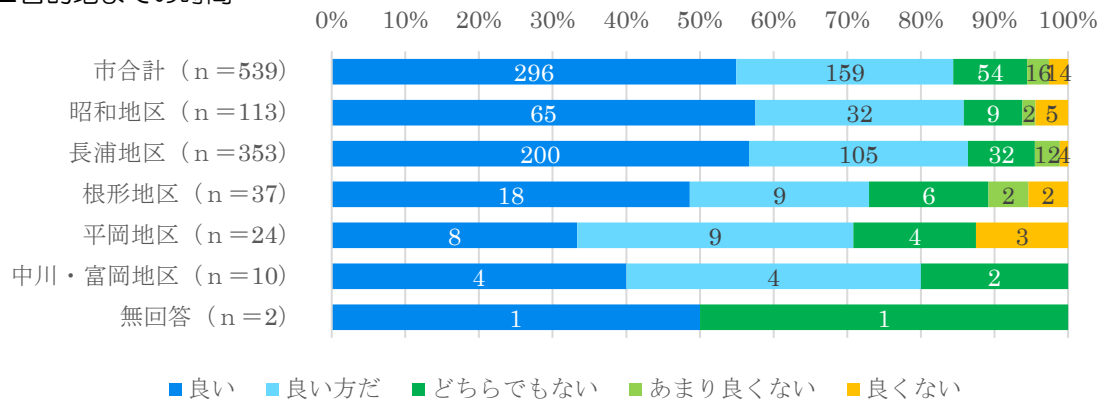


■予約がとれないとき（年齢別）

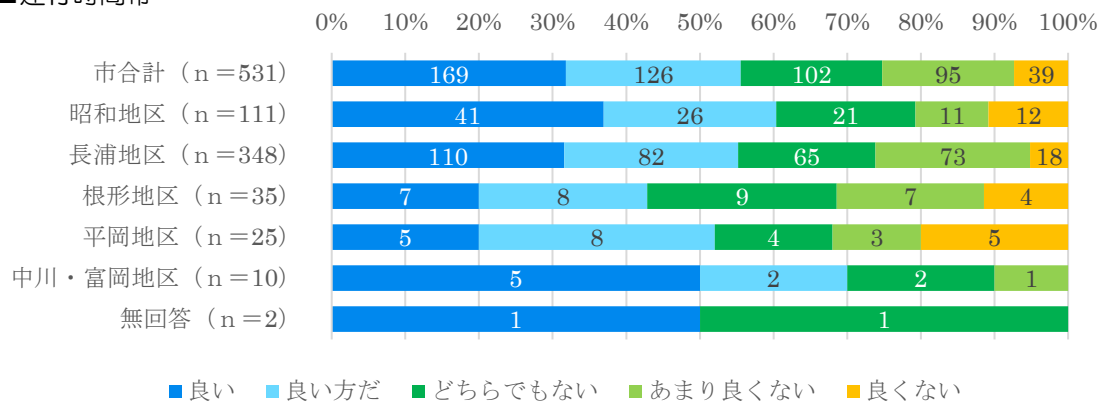


③チョイソコの満足度について

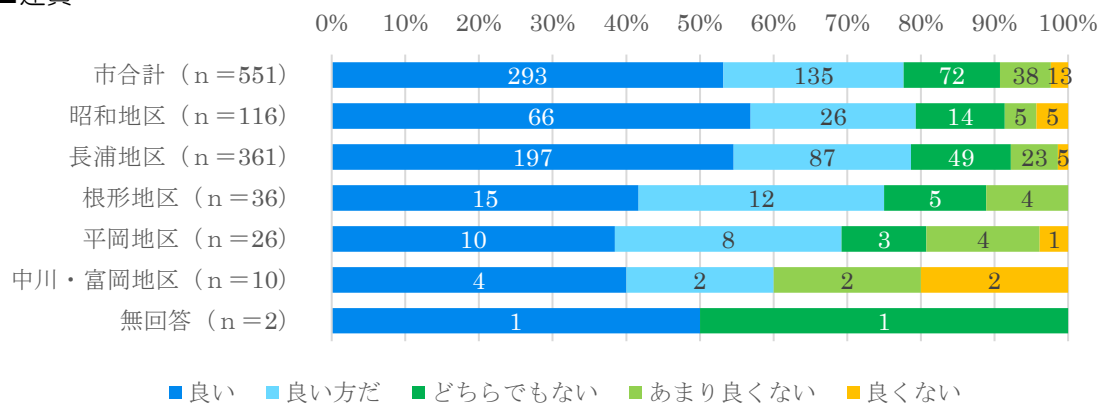
■目的地までの時間



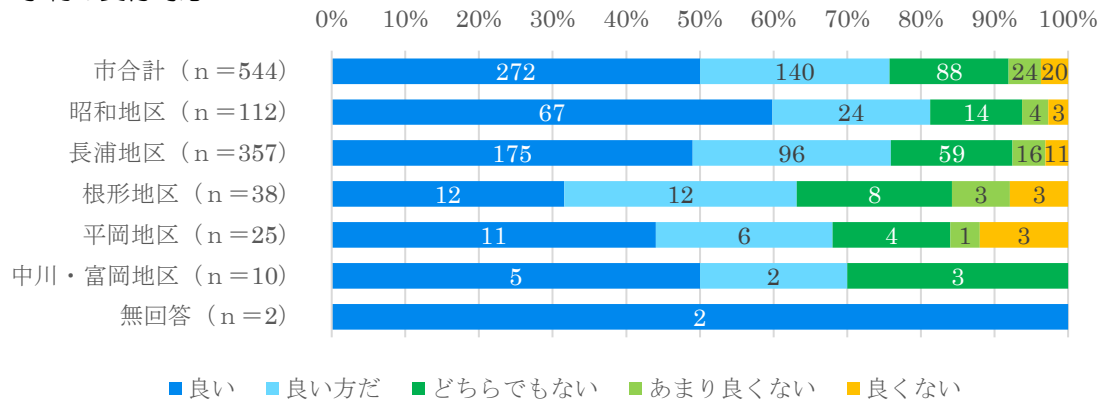
■運行時間帯



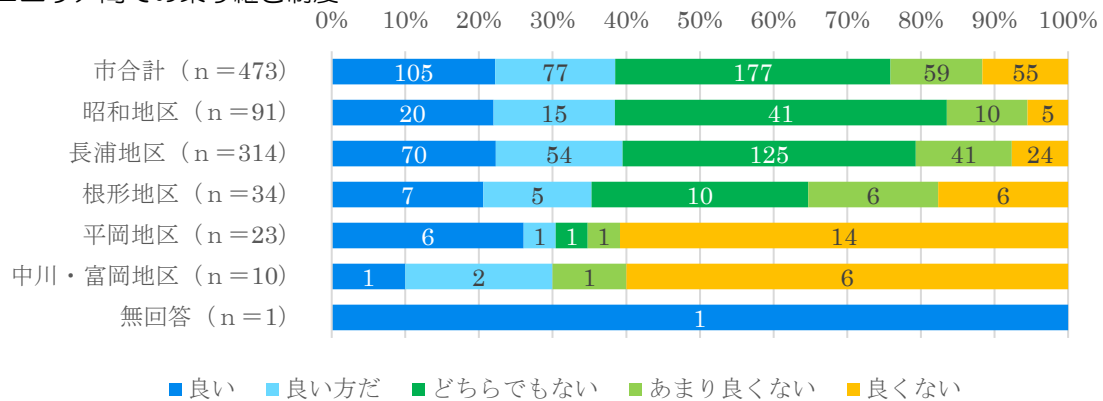
■運賃



■予約の受付対応

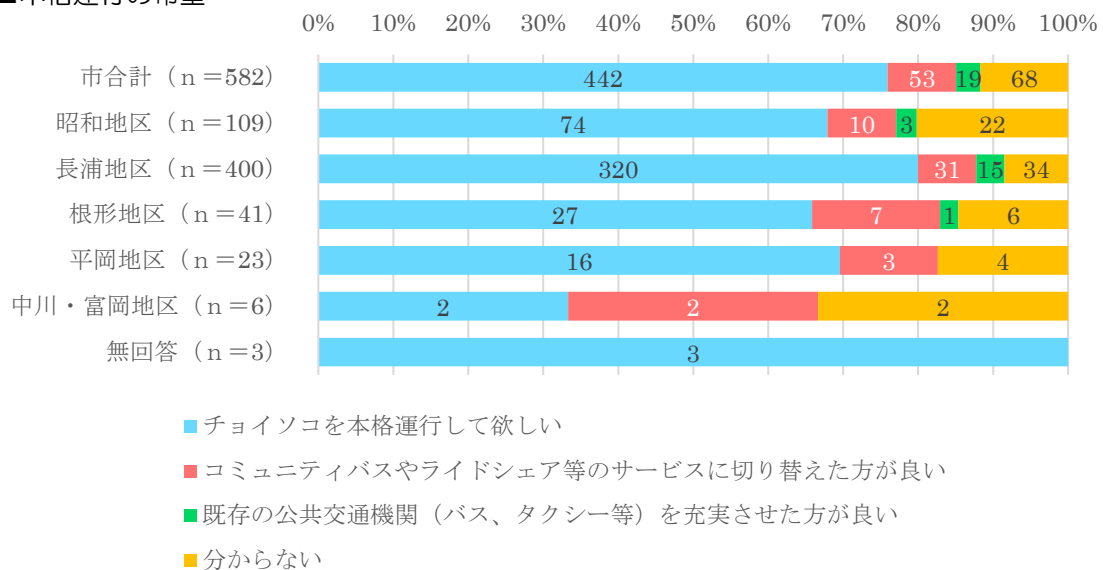


■エリア間での乗り継ぎ制度



④本年10月以降の長浦地区について

■本格運行の希望



4. 令和6年度の実証内容

デマンド交通実証事業「チョイソコがうら」事業計画において、令和6年度は以下の2点について検証することとしている。

(1) 実証事項1

長浦地区における、実証運行地区を拡大する前後の実績を踏まえ、令和7年10月からの本格導入を検討する。

■市内全域での実証運行開始前後における長浦地区の実績比較

項目	運行地区拡大前の目標 (長浦地区のみ運行)		運行地区拡大後の目標 (市内全域運行)	
	本格導入基準 ※1	実績 ※2	目標値	実績 ※3
乗合率	1.50以上	1.35	1.30 ※4	1.33
収支率	15%以上	11%	9% ※4	26%
年間利用者実人数	500人以上	452人	500人	610人

※1 実証運行地区拡大前は、令和7年3月末時点における本格導入の基準値としていたが、市内全域での実証運行開始に伴い長浦地区における判断基準が変わってしまうことから、目標値の変更を行っている。

※2 令和6年9月末時点の実績（運行地区拡大後は長浦地区のみの算出が困難なため）

※3 令和7年3月末時点の実績

※4 実証運行拡大後の乗合率と収支率は地区別の算出が困難なことから市全体の数値となる。

乗合率は、実証運行地区拡大前が1.3前後を推移していたが、拡大後はエリアA（昭和、長浦、根形地区）を運行する2台が1.4前後を推移しており、利用者の増加にともない乗合率も上昇する傾向にある。

収支率は、実証運行地区拡大後、企業版ふるさと納税で1千万円を超える寄付があり大きく数値が上昇した。

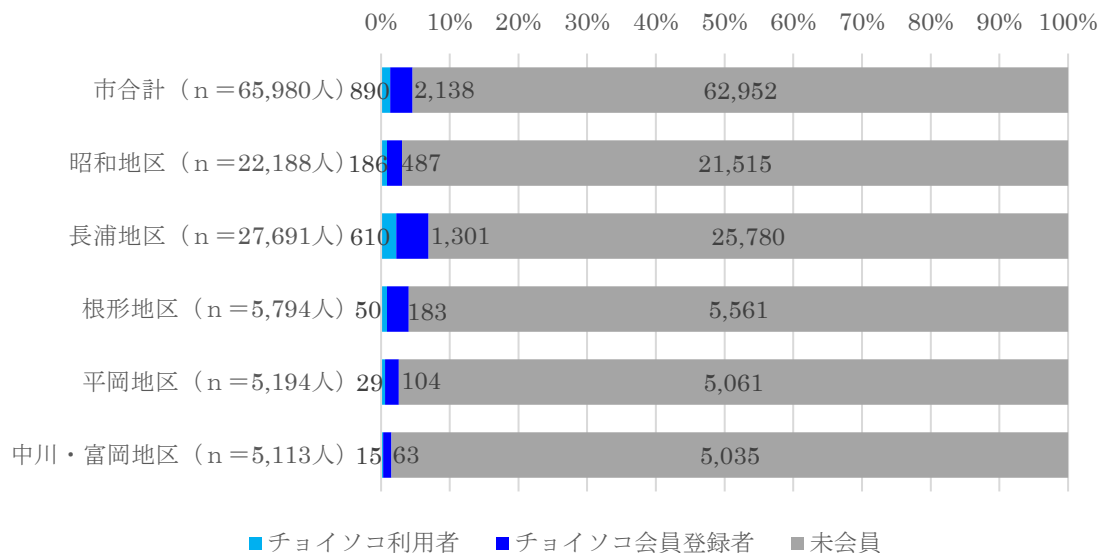
年間利用者実人数は、実証運行地区拡大後に飛躍的に上昇し、目標を大きく上回った。

全体を通して、実績から見える利用ニーズや企業の関心の高さから、今後更なる利用が見込め、社会的な受容性も持ち合わせていることから、本格導入に足る状況であると考ええる。

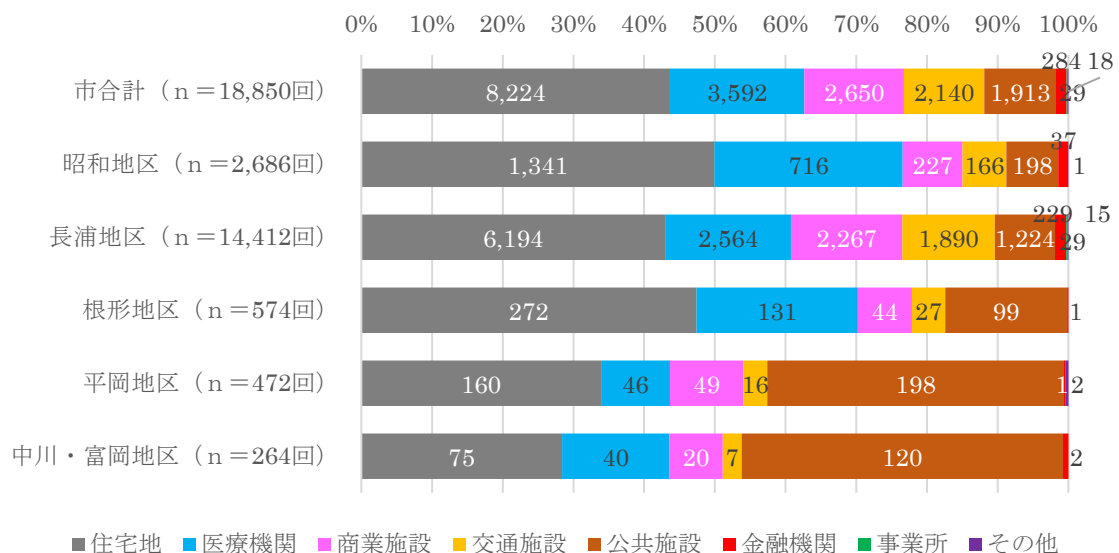
(2) 実証事項2について

地区ごとの人口に対する利用件数や利用割合、利用目的、利用年齢層の違いなどを確認・検証する。

■地区別の人口に対する利用状況

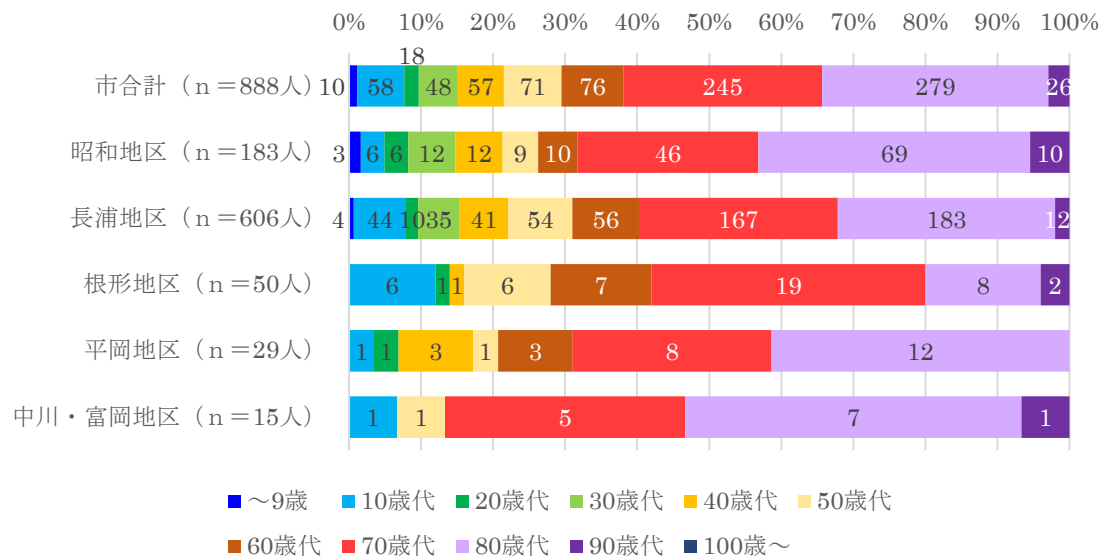


■地区別の利用目的 ※3



※3 上記回数は、利用者が乗車または降車した停留所をカテゴリ別に集計したもの。

■地区別の利用年齢層



地区別の人口に対する利用割合では、長浦地区が最も多く、次に根形地区が多くなっており、中川・富岡地区が最も少なくなっている。

また、停留所カテゴリ別の利用回数から見る利用目的としては、エリア A の昭和地区、長浦地区、根形地区では医療機関、商業施設、交通施設の割合が高くなっている一方、エリア B の平岡地区、中川・富岡地区では公共施設の割合が最も高くなっている。

利用者の年齢層においても、50歳代以下の利用がエリア A では30%程度である一方、エリア B では20%を下回っている。

いずれの地区でも地域の特性に応じて利用状況に違いが出てきていることから、引き続き利用の動向を注視し、地区別の利用ニーズなどから利便性の向上や利用促進の取組について検討し実施していく。

デマンド交通実証事業に係る長浦地区の本格導入について

1 長浦地区の本格導入への検討概要

(1) 計画に基づく検討

本事業は、袖ヶ浦市地域公共交通計画において地域内移動手段の検討への取組として位置付けられており、事業の具体的な取組を明らかにするために策定した、デマンド交通実証事業「チョイソコがうら」事業計画に基づき実証運行を行ってきた。

各計画では、各地区において3年間の実証運行を行い、当該地区でデマンド交通が地域内の移動手段として適しているのかを検証することとなっている。

(2) 実証期間と評価期間

「チョイソコがうら」の実証運行は各地区で3年間実施するが、本格導入する際は実証運行終了から切れ目なく移行するため、事業の評価は各年度で行い、実証最終年度の前年度までの評価により本格導入の検討を行うこととなっている。

①長浦地区

実証期間：令和4年10月から令和7年9月までの3年間

評価期間：令和4年度から令和6年度までの各年度

②その他地区

実証期間：令和6年10月から令和9年9月までの3年間

評価期間：令和6年度から令和8年度までの各年度

地 区		年 度					
		R4	R5	R6	R7	R8	R9
長浦地区	実証期間						
	評価期間						
	本格導入						
その他 4地区	実証期間						
	評価期間						
	本格導入						

2 長浦地区における実証運行の経過

(1) 運行計画の変更歴

- R4 年 10 月 長浦地区での実証運行開始
- R5 年 1 月 停留所の追加
- R5 年 5 月 停留所の追加及び変更
- R6 年 1 月 運行時間や運行曜日の拡大、停留所の追加
- R6 年 5 月 停留所の追加及び変更
- R6 年 10 月 長浦地区以外での実証運行開始に伴い、運賃、運行方法の変更
- R7 年 2 月 停留所の追加及び変更

(2) 各年度の実証の振り返り

本事業は、デマンド交通実証事業「チョイソコがうら」事業計画において各年度の実証内容を定め、本協議会で評価を行ってきた。

長浦地区で実証運行開始以降の実証内容は以下のとおり。

①令和4年度の実証内容

利用者の利用目的や利用年齢層、人口密度の大小による利用頻度の違いなどを確認・検証した。

■利用者の利用目的

住宅地	医療機関	商業施設	交通施設	公共施設	金融機関	その他	合計
1,228 件	755 件	433 件	347 件	173 件	74 件	26 件	3,036 件

※停留所カテゴリ別の利用件数を記載。

※1 回の利用につき、乗車場所と降車場所でそれぞれ1 件ずつカウントされる。

⇒多くの利用者が乗降場所として利用する自宅近くの住宅地停留所を除くと、外出時の目的地としては、最も利用が多かった医療機関をはじめ、商業施設や交通施設の利用がその他のカテゴリを大きく上回り、住宅地を含めた全体でも半数を占めている。

■利用者の性別や年齢層

男性		女性		全体	
65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
16 人	26 人	46 人	100 人	62 人	126 人

※期間内に1 回でも利用した人数を記載。

⇒年齢では65 歳以上の利用が約7 割となり、女性の利用が8 割に迫るなど、利用者層の偏りが見られる。

■人口密度の大小による利用頻度の違い（長浦地区）

	今井	今井 1～3丁目	久保田	久保田 1～2丁目	代宿
人口密度	3,522 人	5,477 人	589人	4,382人	1,182人
利用件数	5 件	161 件	303件	65件	114件

人口	199 人	1,617 人	2,254人	431人	2,130人
面積	0.06 km ²	0.30 km ²	3.83km ²	0.10km ²	1.80km ²

	蔵波	蔵波台 1～7丁目	長浦	長浦駅前 1～8丁目	長浦地区 全体
人口密度	1,041 人	6,790 人	95人	6,540人	1,745人
利用件数	129 件	395 件	0件	267件	1,439件

人口	6,586 人	8,567 人	111人	5,451人	27,346人
面積	6.33 km ²	1.26 km ²	1.17km ²	0.83km ²	15.67km ²

※人口密度は 1 平方キロメートル当たりの人口。

地域ごとに【人口／面積】で求めている。

人口は令和 5 年 3 月末時点の住民基本台帳、面積は令和 2 年国勢調査の数値を基に算出している。

⇒人口密度が 3,000 人を超える地区で比較すると、利用件数が 3 桁を超える地区もあれば、今井のように 5 件に留まっている地区もあるなど、人口密度の大小は利用頻度に影響がないことが分かった。

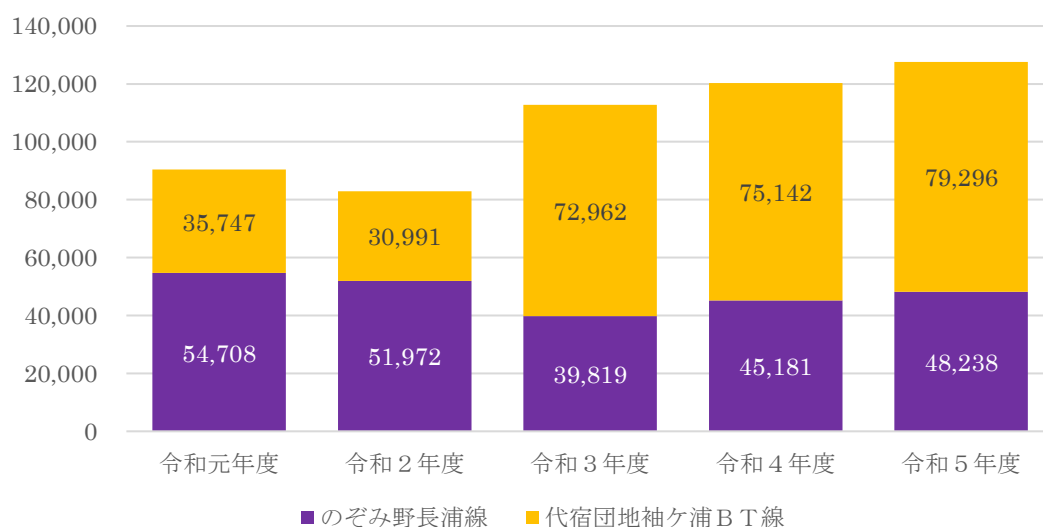
利用目的や利用者属性が明確になったことに加え、人口密度による利用件数への影響がないことが確認できたため、その他に利用件数へ影響があるものがないか分析し、引き続き検証を行う。

②令和5年度の検証内容

他の交通手段への影響の有無や、当デマンド交通が日中のバス路線の代替手段になりえるかを検証した。

■路線バスへの影響の有無

長浦地区を運行する路線バスの利用者数



⇒上記2路線については、コロナ禍により利用者が減少したものの、令和3年度から徐々に増えており、当デマンド交通の実証運行を開始した令和4年度から令和5年度においても利用者は増加していることから、大きく利用者数に影響を及ぼしていないと考えられる。

■タクシーへの影響の有無

長浦地区のJR長浦駅に待機する主なタクシー事業者

事業者名	市内営業所等 保有台数	主な待機場所
姉ヶ崎タクシー株式会社	16台	JR長浦駅 袖ヶ浦B T
株式会社ウルマツアーリングサービス	21台	JR長浦駅 袖ヶ浦B T

⇒事業者への聞き取りでは、近年、両社ともに待機場所への配車数が減っており、利用者からの予約も断っていることが多い状況であることが分かっている。

本件の主な原因は乗務員不足となっており、タクシーを利用したくても予約が取れない利用者にとって新たな選択肢になりえると考えられる。

事業者からも、タクシーと当デマンド交通が協力して利用者のニーズに対応したいという意見があることから、当デマンド交通が必ずしもマイナスの影響を及ぼしているとは言えないと考えられる。

■当デマンド交通が日中のバス路線の代替手段になりえるか

路線バスと当デマンドの役割

項 目	路線バス	当デマンド交通
運行形態	乗合	乗合
輸送力	大量輸送	1～5人
運行方法	定時定路線	停留所指定フルデマンド
運行時間帯	早朝～夜	日中のみ
乗降場所数	少ない	多い
運 賃	乗降場所により変動	運行区域内で固定
輸送実績	60,963人 ※1 内訳 { 日中 13,433人 ※2 朝夕 47,530人 ※3	6,657人※4

※1 令和5年度における、のぞみ野長浦線、代宿団地袖ヶ浦バスターミナル線のIC実績（チョイソコ運行日の長浦地区内停留所を利用した人数）

※2 ※1の内、チョイソコ運行時間に絞った人数

※3 ※1の内、チョイソコ運行時間以外的人数

※4 「チョイソコがうら」の令和5年度の総利用件数

⇒上記のとおり、それぞれ乗合である点は同じであるものの、それ以外の部分で役割が異なっており、当デマンド交通は日中の地域内移動に特化した制度設計となっていることから、輸送実績に大きな差が出ていることがわかる。

一方で、実証運行開始以降利用は増加を辿っており、バス事業者からも、朝の通勤時間帯はバス、日中は当デマンド交通といったように、それぞれの住み分けについて検討を進めていきたいといった提案も受けている。

このようなことから、日中の地域内移動において、当デマンド交通がバス路線の代替手段となり、深刻な運転手不足を始めとする既存公共交通への課題に寄与する取組として一定の効果はあると考えられる。

本市における地域内移動手段の検討に際して、路線バスやタクシーへの影響も確認しながら、日中のバス路線の代替手段としての可能性も見えてきた。今後、令和7年10月から行う本格運行に向けて、令和6年10月以降に開始する検討の中で、引き続き検証を進めていく。

③令和6年度の検証内容

長浦地区における、実証運行地区を開始する前後の実績を踏まえ、令和7年10月からの本格導入を検討した。

地区ごとに人口に対する利用件数や利用割合、利用目的、利用年齢層の違いなどを確認・検証した。

⇒内容は審議事項4（資料33～35ページ）のとおり

3 長浦地区の本格導入の検討結果

(1) 本格導入の可否

これまでの実証結果に加え、本年2月に実施した利用者アンケートにおいて長浦地区の本格導入を希望する割合が8割程度となっていることから、長浦地区における地域内の移動手段として「チョイソコがうら」が適していると判断し、令和7年10月から長浦地区において本デマンド交通を本格導入することとしたい。

なお、令和9年9月までは市内で実証運行地区と本格運行地区が混在することとなり、乗合率や収支率など、引き続き改善を要する事項もあるため、必要に応じて運行計画の変更等を加えながら、持続可能な事業展開を目指す。

デマンド交通実証事業に係る運行計画の変更について

1 運行計画の変更内容

(1) エリア間での乗り継ぎ制度の廃止

これまで運行区域を2つのエリアに分け、各エリアを行き来する際に指定の乗降場所（ゆりの里）で運行車両を乗り換えることとしていたものを廃止したい。

(2) 運行車両の増車

市内全域での実証運行を開始した令和6年10月以降、運行車両を3台としていたものを4台での運行に変更したい。

2 変更にかかる手続き

(1) 事業計画の変更

審議事項4「長浦地区本格導入」と運行計画変更の内容を盛り込むため、以下のとおり事業計画を変更する。

【主な変更内容】→46～56ページ

- ・長浦地区の本格導入や運行計画の変更に伴う内容の修正
- ・目標値の見直し

(2) 道路運送法第4条の変更届出

今回の運行計画変更案が本協議会で承認された場合、関東運輸局へ道路運送法第4条の許可に対する変更届出を行う。

なお、届出にあたっては、審議事項7の内容と合わせて本協議会で協議が整っている旨の文書を提出する。→58ページ

(3) 協議運賃の変更届出

今回の運行計画変更案が本協議会で承認された場合、運賃協議分科会を開催し、協議が調った内容を関東運輸局へ届出を行う。→52ページ

(4) スケジュール

令和7年	5月22日	地域公共交通活性化協議会・運賃協議分科会
	5月 下旬	道路運送法第4条許可及び協議運賃の変更届出
	7月 1日	エリア間の乗り継ぎを廃止した運行開始
	10月 1日	4台運行開始

3 現状の課題

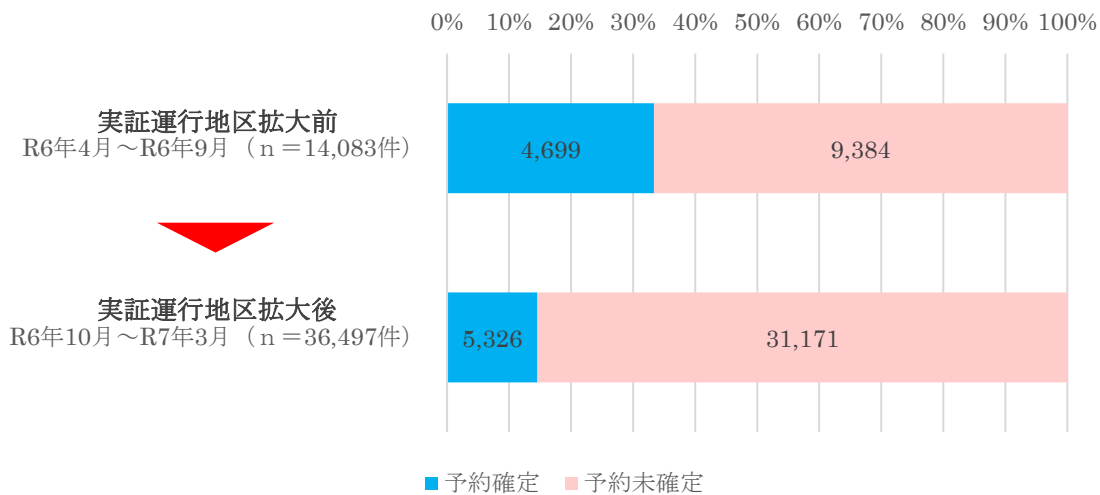
(1) エリアAの需要に対する供給不足

市内全域での実証運行開始以降、エリアA（昭和地区、長浦地区、根形地区）では多くの利用者から予約が取りにくいといった問い合わせがあり、利用実績からも実証運行地区拡大後に予約確定割合が減少している。

これが原因で、新規利用希望者が会員登録しても予約が取れないことで利用を諦めてしまうことや、1回の利用で使い難いと判断され継続的な利用に結びつかなくなっている。

また、本件はエリアBにも影響を及ぼしており、エリア間の移動が困難なものとなっている。

■ 予約確定・未確定の割合の比較



■ 地区別の予約確定割合の比較

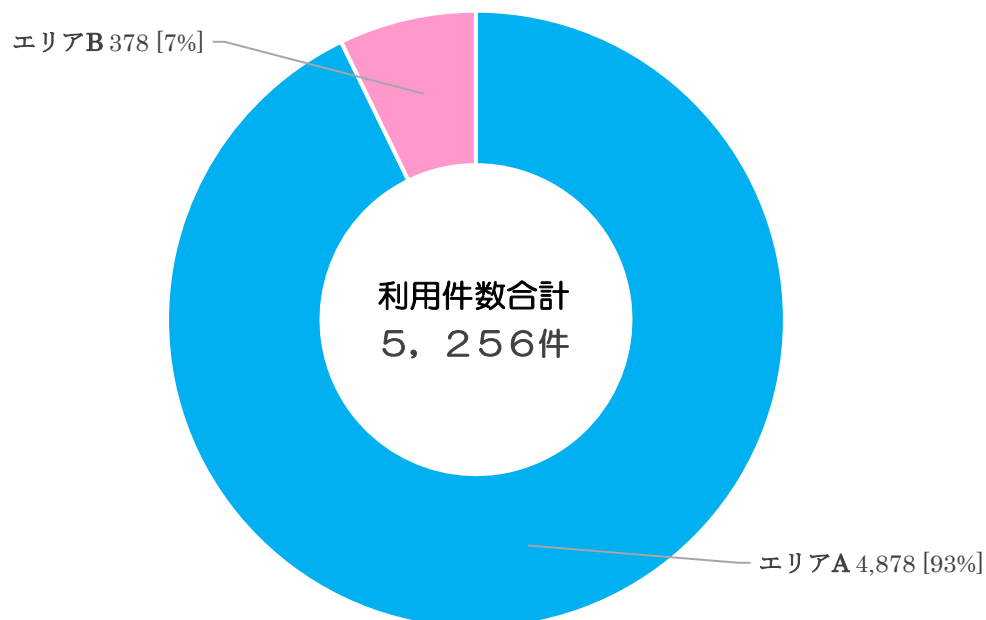
		降車				
		昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川・富岡地区
乗車	昭和地区	16%	20%	18%	-	-
	長浦地区	21%	22%	21%	-	-
	根形地区	12%	16%	29%	30%	30%
	平岡地区	-	-	12%	60%	57%
	中川・富岡地区	-	-	15%	97%	74%

(2) エリア A とエリア B の極端な利用の差

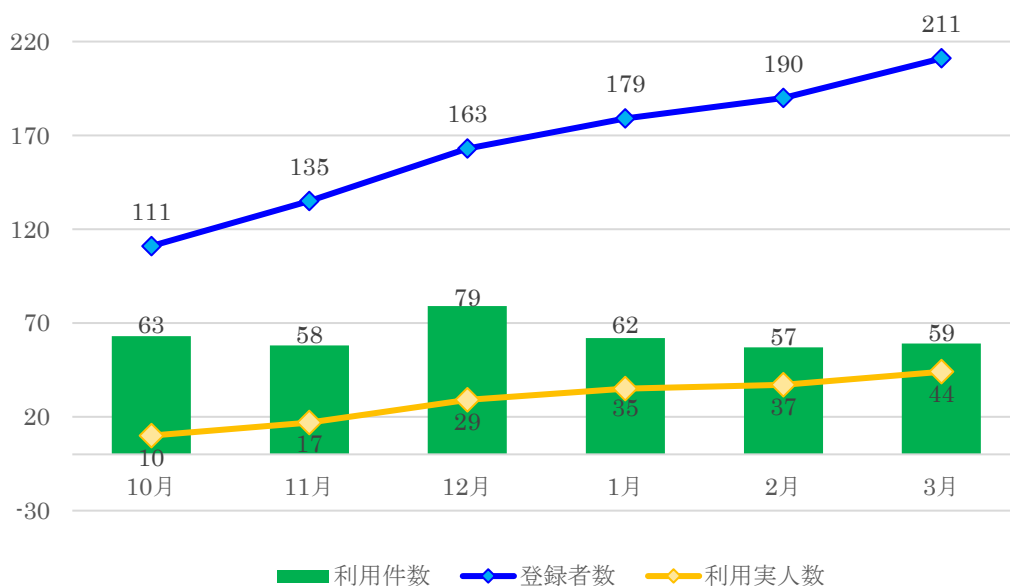
エリア A（昭和地区、長浦地区、根形地区）とエリア B（平岡地区、中川・富岡地区）において利用件数に非常に大きな差が出ており、令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月までの 1 日 1 台あたりの利用件数は、エリア A が約 20 件、エリア B が約 3 件となっている。

エリア A では 1 日を通して過密な運行スケジュールとなっている一方、エリア B では登録者数や利用実人数は徐々に増加しているものの、月別の利用件数は横ばいになっており、利用が全くない日もある。

■ エリア別の利用件数（令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月）



■ エリア B の利用状況（令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月）



4 運行計画変更の必要性

(1) 効果的な実証運行の確保

本事業はバスやタクシーと共存し、新たな移動手段の選択肢として展開していくことを目指しており、ある程度の不便さも残しつつ制度設計しているが、そもそも利用が困難である状況は、正確な利用ニーズを得られず実証運行において有効な効果検証ができないことから改善が求められる。

(2) 運行車両の有効活用

実証運行地区拡大時にエリアを分けた狙いは、少ない台数で効率的に運行することに加え、エリア A で多く利用されてもエリア B が確実に利用できる環境を確保することにあった。

しかし、エリア B では全く運行されない日もあるほど利用が少ない状況が続いており、利用件数が増加するまで相当な期間を要すると考えられる。

運行の有無にかかわらず固定の経費がかかる本事業においては、運行台数を最大限に有効活用し収支を安定させることが求められている。

5 変更内容の考え方

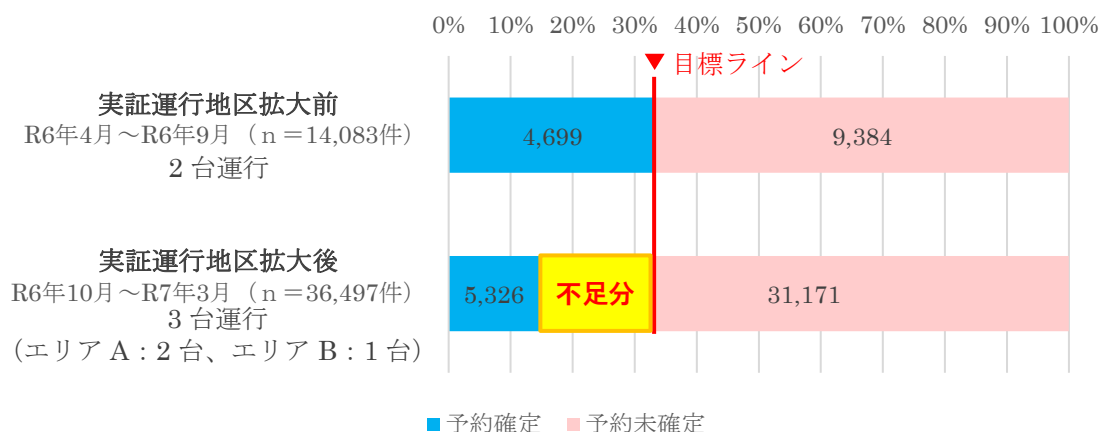
(1) 必要台数と対応策

実証運行地区拡大後は、予約希望件数（予約確定・未確定の合計）がそれまでの2倍になっている一方、エリア B の稼働率が極めて低いことから予約確定割合が15%程度に留まっている。

長浦地区のみで運行していた実証運行地区拡大前の状況を目指し、予約の確定割合30%以上を目標にすると、運行台数は2倍の4台が必要となる。

本件への対応策として、エリア B 1 台の有効活用のためのエリア間の乗り継ぎ廃止と1台の増車を実施したい。

■ 予約の確定・未確定の割合から見る必要台数のイメージ



~~デマンド交通実証事業~~
デマンド型乗合送迎サービス
「チョイソコがうら」
事業計画
（変更案）



令和7年6月～

事業概要

1. 事業の内容

「チョイソコがうら」を試験的に導入し、本市市内各地区において地域内の移動手段にデマンド交通が適しているのかを実証するとともに、本格導入に向けた課題点や既存公共交通への影響を確認する。

市内各地区において実証運行を行うことにより、各地区でデマンド交通が地域内の移動手段として適しているのかを検証する。本格導入した地区においては、目標とする「安心した暮らせるまち」の実現に向けた取組を推進する。

2. 事業の位置付け

当事業は、下記のとおり各計画に位置付けられている。

- ・ 袖ヶ浦市総合計画
- ・ 第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・ 袖ヶ浦市地域公共交通計画

3. 実証事業実施の背景

本市の地域内移動においては、公共交通としては路線バスとタクシーに限られており、自家用車が主な移動手段となっている。

市内の路線バスにおいては、日中の運行本数が1時間に1便ないし2時間に1便であり、路線バスに満足している市民の割合が29.9%と低い水準となっていることから、地域内の移動手段を確保・維持するために4路線へ補助金を交付しているものの、利用状況や乗務員不足等を理由に、すぐには運行本数を増やすことはできない状況である。

また、タクシーにおいても、乗務員不足等の影響から、駅やバスターミナルに待機車両がないことや迎車依頼に対応できないことがあるほか、運賃の面からも誰もが気軽に利用することができない状況である。

4. 目指す将来像

タクシーよりも安価に移動できるICTを活用したデマンド交通を導入し、路線バスの運行本数の少なさや停留所までの距離など、これまで既存の公共交通において対応できていなかったニーズに対応することで、移動手段に困っていた人が、公共交通で外出しやすい環境を整える。

これにより、「外出することによる健康づくり」や、「地域内の移動によるまちの賑わいを創出」し、「安心して暮らせるまち」を目指す。

5. システム

株式会社アイシンが提供している「チョイソコ※」のシステム

6. 官民連携

民間企業と連携し、行政だけでなく地域全体で取り組むことによって、財政面や運営面で持続性を向上させる。

なお、連携にあたっては、協定や覚書などを締結し、各主体の役割分担を明確にした上で行う。

7. 各主体の役割

（１）事業運営主体

主体事業者：千葉トヨタ自動車株式会社

主な役割

- ・事業の総合的な管理に関する事
- ・各主体との契約に関する事
- ・各主体への経費の支出及び請求に関する事
- ・車両の用意に関する事
- ・協賛企業の募集に関する事
- ・事業の周知及び利用促進等に係るPRに関する事
- ・苦情、要望、緊急時の対応に関する事

（２）運行主体

主体事業者：房総タクシー株式会社

主な役割

- ・利用者の運送に関する事
- ・運賃の収受及び管理に関する事
- ・車両の保管、維持及び管理に関する事
- ・道路運送法に係る各種申請に関する事

（３）袖ヶ浦市

主な役割

- ・負担金の支出に関する事
- ・各連携機関との調整に関する事
- ・地域公共交通活性化協議会における各種協議に関する事
- ・協賛企業の募集に関する事
- ・事業の周知及び利用促進等に係るPRに関する事
- ・苦情、要望、緊急時の対応に関する事

8. 事業の期間

令和4年9月から令和9年9月末まで

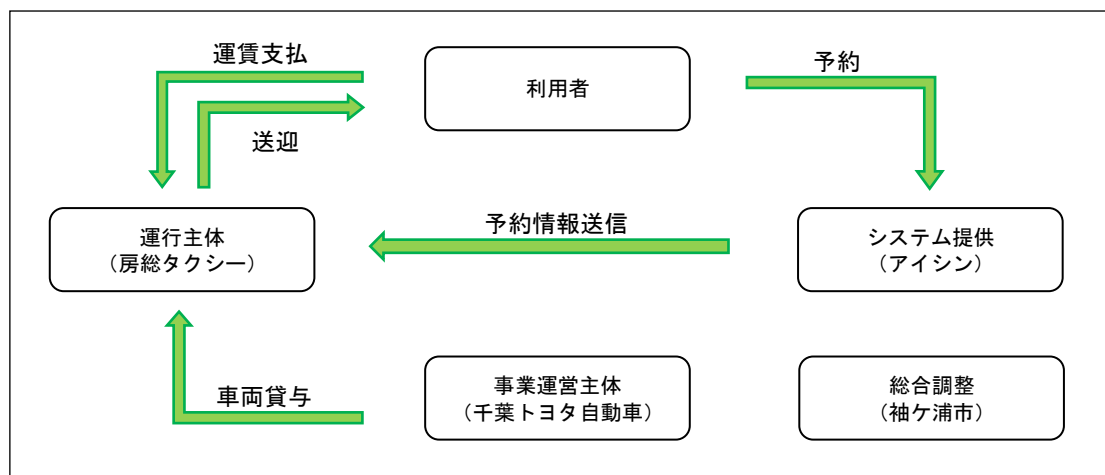
—なお、令和4年9月は準備期間とし、各地区の実証運行期間は以下のとおりとする。

- ・長浦地区 **本格運行** 令和4年10月から令和7年9月まで **令和7年10月から**
- ・その他地区 **実証運行** 令和6年10月から令和9年9月まで

事業スキーム

1. 運行スキーム

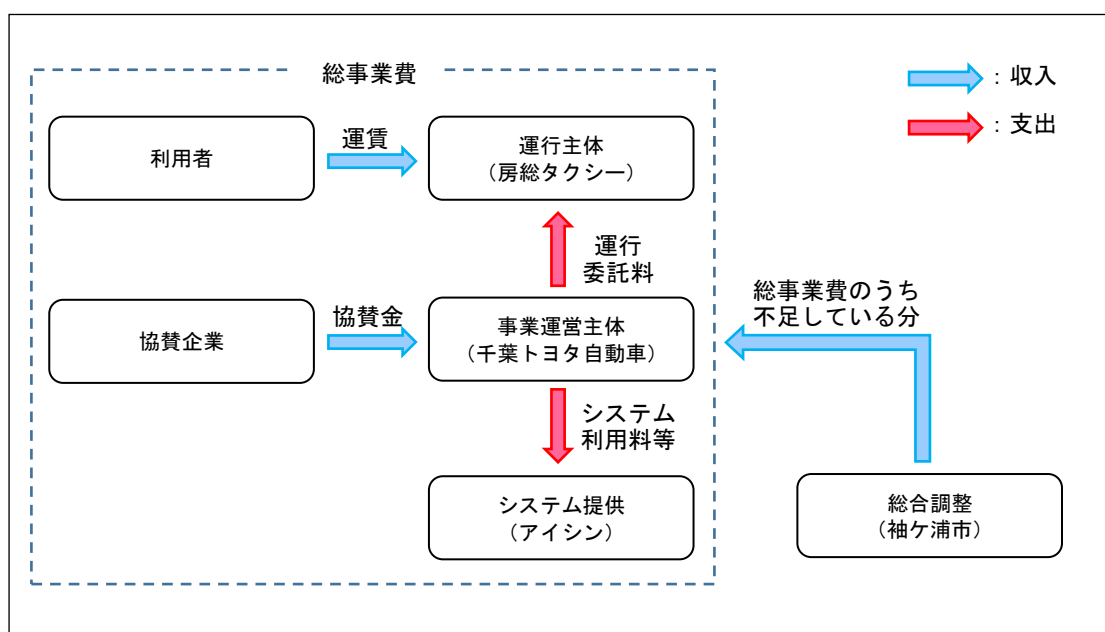
以下の図のとおりとする。



2. 事業費スキーム

（株）アイシンとのシステム利用等の契約や運行主体との委託契約等については、千葉トヨタ自動車が行う。

総事業費から収入を差し引いた額を、市が負担金として千葉トヨタ自動車に支出する。支出は、毎月精算とする。



運行計画

1. 運行区域

市内全域とする。

~~なお、運行エリアを2つに分け、エリア間の移動時は指定の乗換場所において乗り換えを要する。~~

~~【エリア区分】~~

~~エリアA：長浦地区、昭和地区、根形地区~~

~~エリアB：平岡地区、中川・富岡地区~~

~~※本市人口統計の区分に準ずる。~~

【該当する大字】

＜エリアA＞

昭和地区：坂戸市場、奈良輪、奈良輪1～2丁目、袖ヶ浦駅前1～2丁目
福王台1～4丁目、神納1～2丁目、神納、南袖

長浦地区：今井、今井1～3丁目、蔵波、蔵波台1～7丁目、久保田
久保田1～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖
中袖、長浦、長浦駅前1～8丁目

根形地区：飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野

＜エリアB＞

平岡地区：永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉
永吉、岩井

中川富岡：百目木、百目木飛地、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中
真里錯綜、下内錯綜、戸国飛地
下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野
上宮田、下宮田

~~【乗換場所】~~

~~ゆりの里（根形地区内）~~

【乗降場所（停留所看板設置場所）】

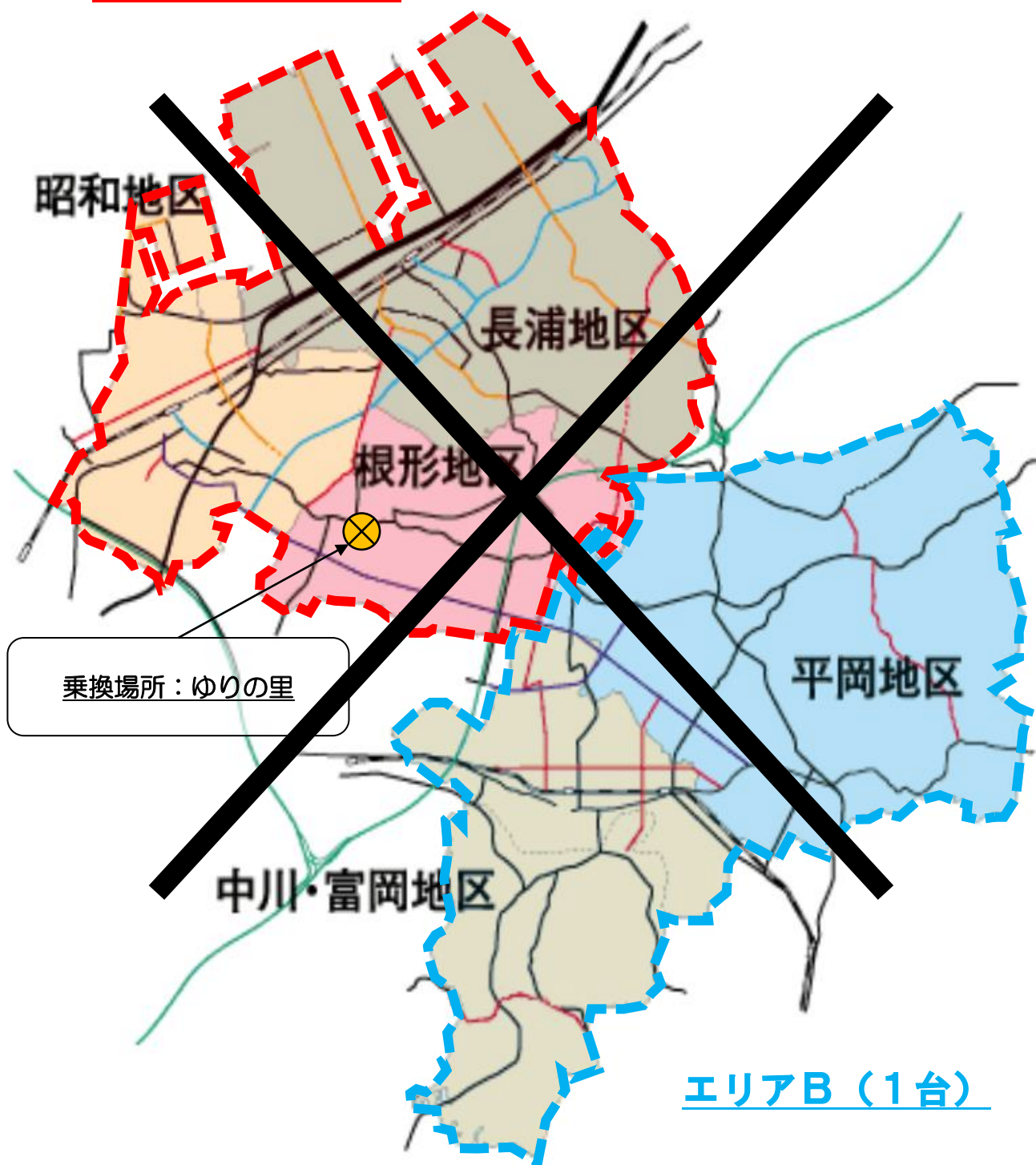
事業者停留所：市内の商店、病院等

公共施設停留所：市内に有する公共的な施設

住宅地停留所：最寄りのごみステーションや公園等

【 運行エリア図 】

エリアA（2台）



エリアB（1台）

2. 運行日時

運行日：月曜日から土曜日まで（日曜日、祝日、年末年始を除く）

運行時間：午前9時から午後5時まで（午後5時降車完了）

3. 利用予約

予約日：運行日の午前9時から午後5時まで

予約期間：利用日の1か月前から当日の1時間前まで

4. 利用のルール

- ・利用者は、事前に会員登録することとし、利用の際には事前予約とする。
※会員証が手元に届き次第、利用可
- ・一人で乗降できること。ただし、介助者がおり、かつ、円滑に乗降できる場合にはこの限りでない。

5. 運賃

（1）運賃表

		降車	
		エリア A (昭和、長浦、根形地区)	エリア B (平岡、中川・富岡地区)
乗車	エリア A (昭和、長浦、根形地区)	300 円	600 円
	エリア B (平岡、中川・富岡地区)	600 円	300 円

※1乗車につき300円

エリア間の利用時→最初の乗車時に300円、乗り換えた車両で300円。

※介助者については、会員登録を不要とするが運賃は発生する。

※未就学児とその保護者が同乗する場合は、未就学児の運賃は無料とする。

（2）決済方法

現金及び各種ICカード

6. 運行車両

トヨタ ノア（7人乗）3台

※ただし、令和7年10月からは4台での運行とする。

※万が一故障等が発生した場合は、臨時的に房総タクシー(株)の車両を用いる。

会員登録

1. 会員登録対象者

市内に在住の人

2. 会員登録費用

無料とする。

3. 会員登録方法

（1）会員登録手続

◆紙媒体での登録

- ①利用を希望する個人別に会員登録申込書を記載し、（株）アイシンに送付
※送付の際には、専用の封筒（料金後納）に入れて投函
- ②（株）アイシンから会員証が届く。

◆オンラインでの登録

- ①会員登録オンラインフォームにアクセスする。
※QRコード及びURLをチラシ等に記載する。
- ②必要項目を入力する。
- ③（株）アイシンから会員証が届く。

（2）会員登録申込書の配布場所

- ・事業者停留所
- ・公共施設停留所
- ・各スポンサー企業
- ・包括連携協定を締結している各企業からの配布

利用予約及び利用方法

1. 利用対象者

会員証が手元に届いており、かつ、事前に利用予約をした人

2. 利用予約方法

◆電話での予約

- （1）専用ダイヤルに架電する。
- （2）名前、会員番号、利用希望日、乗車場所と行先、希望到着時刻を伝える。
- （3）オペレーターから利用者に対して乗車時刻を伝える。

◆オンラインでの予約

- （1）利用予約オンラインフォームにアクセスする。
※QRコード及びURLをチラシ等に記載する。
- （2）名前、会員番号、利用希望日、乗り場と行先、希望到着時刻を入力する。
- （3）利用者に対して乗車時刻が伝えられる。

3. 利用方法

- （1）伝えられた乗車時刻の5分前までに、乗車場所に行く。
- （2）乗車したら、運賃を先に支払う。
- （3）目的地に到着したら、降車する。

実証内容

1. 各年度における実証内容

（1）令和4年度（10月から）

- ・長浦地区において実証運行を開始し、利用者の利用目的や利用年齢層、人口密度の大小による利用頻度の違いなどを確認・検証

（2）令和5年度

- ・長浦地区において、令和4年度の実績を踏まえつつ、他の交通手段への影響の有無や、当デマンド交通が日中のバス路線の代替手段になりえるかを検証

（3）令和6年度

- ・長浦地区において、その他の地区で実証運行を開始する前（令和4年10月から令和6年9月まで）と、その他の地区で実証運行を開始した後（令和6年10月から令和7年3月まで）のそれぞれの実績を踏まえ、令和7年10月からの本格導入を検討
- ・昭和地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区において実証運行を開始し、地区ごとに人口に対する利用件数や利用割合、利用目的、利用年齢層の違いなどを確認・検証（10月から）

（4）令和7年度

- ・長浦地区において、実証運行を継続しながら、各年度の目標達成状況や実績を分析（9月まで）
- ・令和6年度の実績を踏まえ、エリアA（昭和地区、根形地区、長浦地区）とエリアB（平岡地区、中川・富岡地区）において、エリア間移動の促進が図れているのか検証他の交通手段への影響の有無や、当デマンド交通が日中のバス路線の代替手段になりえるかを検証

（5）令和8年度

- ・昭和地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区において、前2年度の実績を踏まえ、地区ごとに令和9年10月からの本格導入を検討

（6）令和9年度（9月まで）

- ・昭和地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区において、実証運行を継続しながら、各年度の目標達成状況や実績を分析

各種目標

1. 最終目標

「安心して暮らせるまち」の実現

2. KPI

最終目標を達成するための各年度の目標値を以下のとおり設定する。なお、目標の達成状況は運行方法の見直しや実証運行における本格導入検討時の参考とする。

＜乗合率＞

地区	R7年度	R8年度	R9年度
全 体	1.40	1.50	1.50

乗合率＝乗車時の合計人数／合計区間数

この数値を下回る場合、運行方法の見直しを検討。

＜収支率＞

地区	R7年度	R8年度	R9年度
全 体	14%	15%	15%

収支率＝総収入／総事業費

この数値を下回る場合、運行方法の見直しを検討。

＜年間利用者実人数＞

地区	R7年度	R8年度	R9年度
長浦地区	620人	630人	640人
昭和地区	325 350人	405 395人	440人
根形地区	85 90人	105 105人	115人
平岡地区	80 80人	100 95人	105人
中川・富岡地区	75 80人	95 90人	100人

年間利用者実人数＝1人が何度利用しても1人として計算

この数値を下回る場合、需要が大きくないと判断し、事業廃止も検討。

デマンド交通実証事業に係る停留所の追加及び変更について

1 追加及び変更内容

(1) 運用開始予定

令和7年6月1日

(2) 追加停留所一覧

地 区	区 分	停留所名
昭和地区	住宅地	224__坂戸市場第2分区③
	住宅地	246__坂戸さくら会館
	住宅地	247__坂戸市場第4分区③
長浦地区	住宅地	25__今井東第六公園
	住宅地	57__蔵波ベイヒルズ公園
	住宅地	58__東京都千葉福祉園
	住宅地	162__代宿第1分区②
平岡地区	住宅地	423__川原井砂子田分区③
	商業施設	739__東京ドイツ村
中川・富岡地区	商業施設	748__セブンイレブン袖ヶ浦東横田店

2 追加及び変更にかかる手続き

(1) 道路運送法に基づく届出

審議事項6の内容を含め、本協議会での協議が調っていることの証明書を添付の上、関東運輸局に届出を行う。(58～66ページのとおり)

(2) 利用者や住民への周知

以下の方法により周知を行う。

- 利用者 会員向けの情報誌（チョイソコ通信）において周知を行う。
- 住民等 市ホームページや自治会回覧において周知を行う。

(案)

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等
において協議が調っていることの証明書

令和7年5月22日に開催した令和7年度第1回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運行の態様
区域運行

2. 協議が調った事項

- ・現に許可を受けている営業区域内における運行計画の変更
- ・現に許可を受けている営業区域内における停留所の追加
(詳細は別紙のとおり)

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
令和7年6月1日より適用

令和 年 月 日
袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会
会長 鈴木 文彦

デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」運行計画（変更前）

1. 事業内容

デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」は、自宅近くのごみステーションや公園を出発地（帰りは目的地）として、市内の商店・病院・銀行等や、市役所・袖ヶ浦バスターミナル等の地区外公共施設を目的地（帰りは出発地）としたデマンド型の乗合送迎サービスである。

市内5地区において各3年間の実証運行を実施し、その後の本格運行を目指す。

2. 実証事業期間

令和4年9月から令和9年9月末まで

なお、令和4年9月は準備期間とし、各地区の実証運行期間は以下のとおりとする。

- ・長浦地区 令和4年10月から令和7年9月まで
- ・その他地区 令和6年10月から令和9年9月まで

※長浦地区において令和4年10月から令和7年9月まで道路運送法第21条の許可を得ているが、その他地区においても令和6年10月から3年間の実証運行とするため、道路運送法第4条の許可のもと運行する。

3. 運行日及び運行時間

運行日：月曜日から土曜日まで（日曜日、祝日、年末年始を除く）

運行時間：午前9時から午後5時まで（午前9時乗車開始、午後5時降車完了）

4. 運行区域

千葉県袖ヶ浦市内における区域運行

なお、運行エリアを2つに分け、エリア間の移動時は指定の乗換場所において乗り換えを要する。また、停留所看板設置箇所間を運行するものとし、停留所看板設置箇所以外での乗降は不可とする。

【エリア区分】

エリアA：長浦地区、昭和地区、根形地区

エリアB：平岡地区、中川・富岡地区

※本市人口統計の区分に準ずる。

【対象の大字】

<エリアA>

昭和地区：坂戸市場、奈良輪、奈良輪1～2丁目、袖ヶ浦駅前1～2丁目、福王台1～4丁目、神納1～2丁目、神納、南袖

長浦地区：今井、今井1～3丁目、蔵波、蔵波台1～7丁目、久保田、久保田1～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖、長浦、長浦駅前1～8丁目

根形地区：飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野

<エリアB>

平岡地区：永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井

中川富岡：百目木、百目木飛地、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真里錯綜、下内錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

【乗換場所】 ゆりの里（根形地区内）

5. 停留所看板設置箇所（乗降場所）

- （１）事業者停留所
市内の商店、病院等
- （２）公共施設停留所
市内に有する公共的な施設
- （３）住宅地停留所
市内のごみステーションや公園の一部 等
※人口密集地では、概ね半径１００mに一つ設定

6. 運行者

房総タクシー株式会社

所在地：千葉県袖ヶ浦市奈良輪２丁目５番地１

7. 使用車両

トヨタ ノア ウェルジョイン（７人乗り） ３台

なお、万が一故障等が発生した場合には、臨時的に房総タクシー株式会社の車両を用いる。

デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」運行計画（変更後）

1. 事業内容

デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」は、自宅近くのごみステーションや公園を出発地（帰りは目的地）として、市内の商店・病院・銀行等や、市役所・袖ヶ浦バスターミナル等の地区外公共施設を目的地（帰りは出発地）としたデマンド型の乗合送迎サービスである。

市内5地区において各3年間の実証運行を実施し、その後の本格運行を目指す。

2. 事業期間

- ・長浦地区 **本格運行** 令和7年10月から
 - ・その他地区 **実証運行** 令和6年10月から令和9年9月まで
- ※本格・実証運行問わず、道路運送法第4条の許可のもと運行する。

3. 運行日及び運行時間

運行日：月曜日から土曜日まで（日曜日、祝日、年末年始を除く）

運行時間：午前9時から午後5時まで（午前9時乗車開始、午後5時降車完了）

4. 運行区域

千葉県袖ヶ浦市内における区域運行

また、停留所看板設置箇所間を運行するものとし、停留所看板設置箇所以外での乗降は不可とする。

【対象の大字】

<エリアA>

昭和地区：坂戸市場、奈良輪、奈良輪1～2丁目、袖ヶ浦駅前1～2丁目、福王台1～4丁目、神納1～2丁目、神納、南袖

長浦地区：今井、今井1～3丁目、蔵波、蔵波台1～7丁目、久保田、久保田1～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖、長浦、長浦駅前1～8丁目

根形地区：飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野

<エリアB>

平岡地区：永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井

中川富岡：百目木、百目木飛地、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真里錯綜、下内錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

5. 停留所看板設置箇所（乗降場所）

- (1) 事業者停留所
市内の商店、病院等
 - (2) 公共施設停留所
市内に有する公共的な施設
 - (3) 住宅地停留所
市内のごみステーションや公園の一部 等
- ※人口密集地では、概ね半径100mに一つ設定

6. 運行者

房総タクシー株式会社

所在地：千葉県袖ヶ浦市奈良輪2丁目5番地1

7. 使用車両

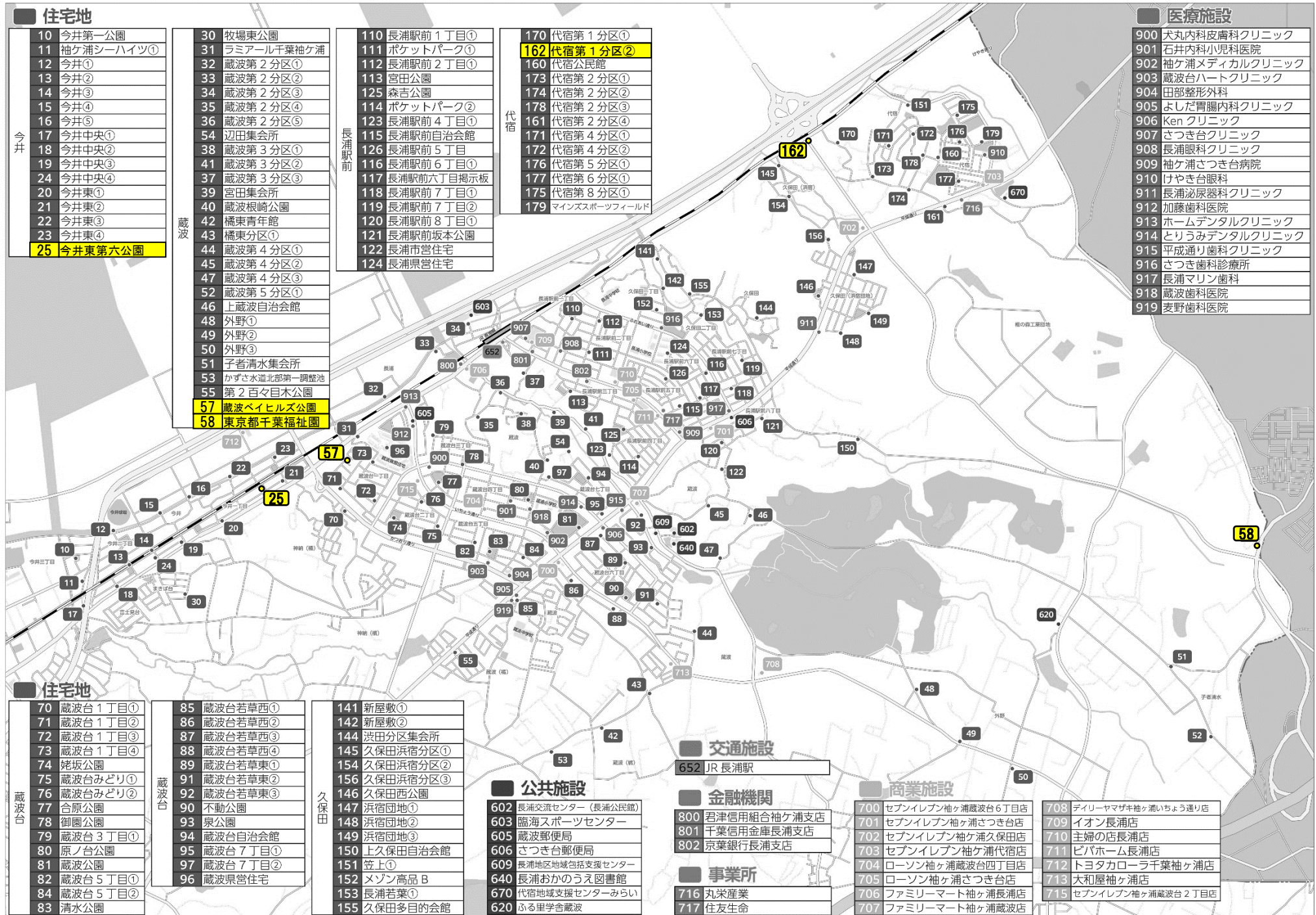
トヨタ ノア ウェルジョイン（7人乗り） 3台

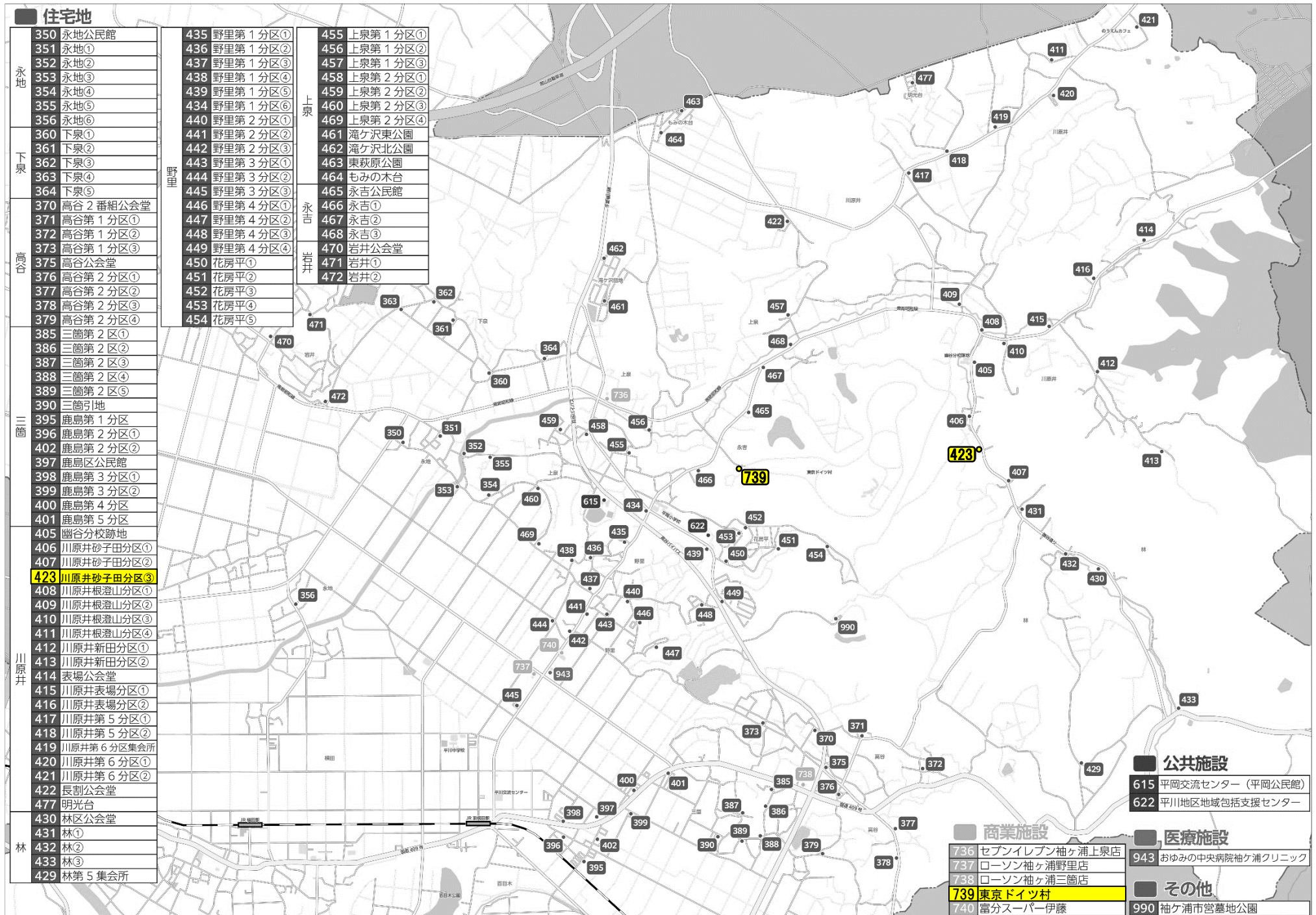
ただし、令和7年10月からは4台での運行とする。

なお、万が一故障等が発生した場合には、臨時的に房総タクシー株式会社の車両を用いる。



審議事項 7





審議事項 7



地域公共交通確保維持事業に係る計画について

1. 令和8年度地域公共交通計画別紙について

令和8年事業分（令和7年10月～令和8年9月運行分）を、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を受けるためには、地域公共交通計画本体へ位置づけることと、地域公共交通計画別紙（案）について、各市法定協議会において承認を受けることとなっている。

（１）地域間幹線系統

本市を運行する地域間幹線系統である馬來田線及び姉ヶ崎線について、地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持しようとするもの。

■地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統）案 68～79ページ

（２）地域内フィーダー系統

本市を運行するデマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」について、地域間幹線系統である姉ヶ崎線に接続する地域内フィーダー系統として地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持しようとするもの。

■地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統）案 80～90ページ

審議事項 8

令和 8 年度袖ヶ浦市地域公共交通計画 別紙（地域間幹線）

令和 7 年 5 月 2 2 日

（名称）袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決裁報告書等の資料から計測する
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数 が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる 生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 4」を添付
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする 場合のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする 場合のみ】</u>

審議事項 8

該当なし
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
令和 2 年 9 月 25 日 地域公共交通計画策定の検討について協議。 令和 3 年 1 月 19 日 事業案として地域公共交通計画策定調査業務の承認。 令和 3 年 10 月 25 日 地域公共交通計画について協議。 令和 5 年 3 月 10 日 袖ヶ浦市地域公共交通計画（案）の承認。 令和 6 年 5 月 17 日 計画別紙について承認。 令和 7 年 5 月 22 日 計画別紙について協議。
15. 利用者等の意見の反映状況
ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。
16. 協議会の構成員
(1) 袖ヶ浦市長又はその指名する者（袖ヶ浦市企画政策部長） (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体（バス事業者・タクシー事業者） (3) 鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社） (4) 住民又は旅客（自治連選出委員、公募委員、シニアクラブ連合会） (5) 関東運輸局長又はその指名する者（千葉運輸支局） (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者（バス事業者乗務員代表） (7) 学識経験を有する者その他本協議会の運営上必要と認められる者（交通ジャーナリスト） (8) 千葉県警察内から市長が委嘱する者（木更津警察署交通課長） (9) 道路管理者（君津土木事務所維持課長） (10) そのほか、市長が必要と認める者（千葉県交通計画課、袖ヶ浦市社会福祉協議会）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

(所 属) 袖ヶ浦市企画政策部企画政策課

(氏 名) 副主査 立石 憲吾

(電 話) 0438-62-2327

(e-mail) sode01@city.sodegaura.chiba.jp

令和 8 年度袖ヶ浦市地域公共交通計画別紙（別表）

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

N o.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	日東交通 株式会社	馬来田線	木更津駅東口・ 東横田（清見台 東）	・横田、清川、祇園、清見台沿線地区から木更津駅までのアクセスとして必要。 ・東邦病院への通院に必要。	令和7年度と比較して、収支率 1 % 以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和 7 年 10 月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、市ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和 7 年 10 月以降実施	木更津市
						市ホームページや市広報紙への利用促進記事の掲載	令和 7 年 10 月以降実施	袖ヶ浦市
2	日東交通 株式会社	姉ヶ崎線 (平岡小)	姉ヶ崎駅・茅野 (平岡小)	・馬来田・上泉・椎の木台等の沿線住民の姉ヶ崎駅までの通勤、通学等のアクセスとして必要。 ・都立しいの木特別支援学校への通学として必要。 ・姉崎病院へのアク	令和7年度と比較して、収支率 1 % 以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和 7 年 10 月以降実施	木更津市

審議事項 8

				セスとして必要。		路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和7年10月以降実施	木更津市、市原市
						市ホームページや市広報紙への利用促進記事の掲載	令和7年10月以降実施	袖ヶ浦市
3	日東交通株式会社	姉ヶ崎線（桜台団地）	姉ヶ崎駅・茅野（桜台団地）	・馬来田・上泉・桜台等の沿線住民の姉ヶ崎駅までの通勤、通学等のアクセスとして必要。 ・都立しいの木特別支援学校への通学のアクセスとして必要。 ・姉崎病院へのアクセスとして必要。	令和7年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和7年10月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和7年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和7年10月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和7年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和7年10月以降実施	木更津市、市原市
						市ホームページや市広報紙への利用促進記事の掲載	令和7年10月以降実施	袖ヶ浦市

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。

8年度

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

都道府県 （市区町 村）	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事 業に要する 国庫補助額 （千円）	特 例 措 置
袖ヶ浦市	日東交通株式会社	(1) 馬来田線	2,704.5	
	日東交通株式会社	(2) 姉ヶ崎線	2,761.0	
	日東交通株式会社	(3) 姉ヶ崎線	2,126.0	
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			7,591	

（注）

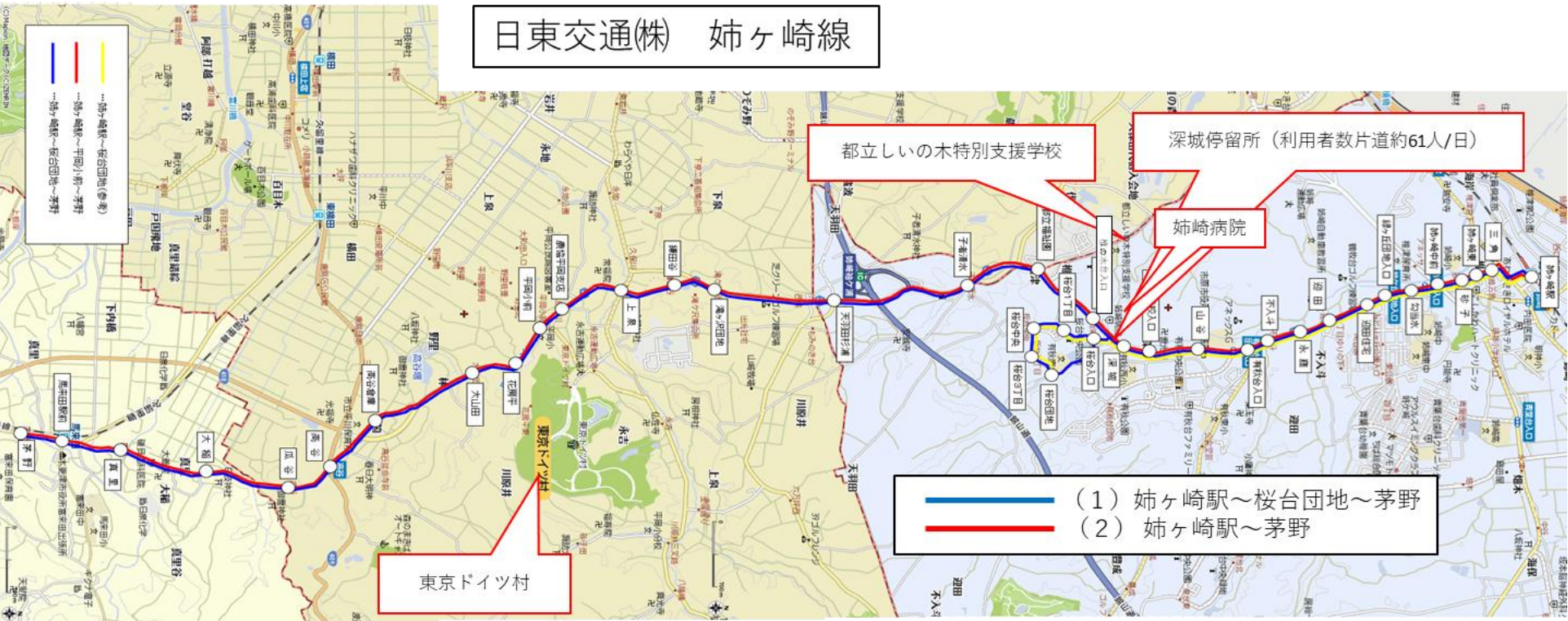
1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付すること。

2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

[illegible]

審議事項 8



審議事項8

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	日東交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業								
	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ)		千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ)		千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益		千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		km					経常収支率		%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ')		千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ')		千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益		千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		km					経常収支率		%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ")		千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ")		千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益		千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ")		km					経常収支率		%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
千葉			
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a} + \text{b} + \text{c}) / 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 $\text{ニ} - \text{ヘ} = \text{ケ}$	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
千葉		472 円 71 銭	328 円 80 銭	0 円 0 銭	
	円 銭	472 円 71 銭	472 円 71 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	

審議事項 8

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数 ()	計 画 平 均 乗 車 密 度	計 画 輸 送 量	系 統 キ ロ 程		地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す る 区 域 に お け る キ ロ 程		系 統 キ ロ 程 と 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す る 区 域 に お け る キ ロ 程 と の 比 率	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程		同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程		他 路 線 と の 競 合 部 分 に 係 る キ ロ 程		他 路 線 と の 競 合 率	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分、 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 及 び 他 路 線 と の 競 合 部 分 以 外 の キ ロ 程 の 比 率									
				起 点	主 な 経 由 地	終 点																		①×② ＝③	チ	オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ
千葉	1		馬来田	木更津駅東口	清見台東	東横田	365	日	3,817.5 (10.4)	回	2.1	21.8	人	往12.5Km 復12.5Km	(平均) 12.5km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%									
千葉	3		姉ヶ崎	姉ヶ崎駅	平岡小前	茅野	365	日	2,353.5 (6.4)	回	3.7	23.6	人	往14.7Km 復14.7Km	(平均) 14.7km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%									
千葉	4		姉ヶ崎	姉ヶ崎駅	桜台団地	茅野	365	日	1,579.0 (4.3)	回	4.2	18.0	人	往16.7Km 復16.7Km	(平均) 16.7km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%									
合計			系統																													

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率 (チー(リ＋ ヌ)÷チ＝ ラ)	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ			
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用 がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間					
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による増 収分 f×コ÷(1＋ コ)×フ=g	経常収益控 除額 ケとgのいず れか少ない 額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の適 用後のキロ 当たり経常 収益 ノーh＝ノ''	(d+e+f)/3 =ノ'	経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ÷マ=f		
千葉	1	0	100.000%	95,055.7 km	31,254,314円	109円.08銭	0円.00銭	0円.00銭	109円.08銭	109円.08銭	9,471,876円	95,055.7km	99円.64銭	10,464,277円	95,055.7km	110円.08銭	11,183,344円	95,142.9 km	117円.54銭	10,368,675	円
千葉	3	0	100.000%	69,381.1 km	22,812,505円	201円.44銭	0円.00銭	0円.00銭	201円.44銭	201円.44銭	14,036,246円	69,734.9km	201円.28銭	14,005,445円	69,734.9km	200円.83銭	14,069,809円	69,572.8 km	202円.23銭	13,976,128	円
千葉	4	0	100.000%	52,612.2 km	17,298,891円	212円.96銭	0円.00銭	0円.00銭	212円.96銭	212円.96銭	12,983,137円	62,741.5km	206円.93銭	12,942,809円	62,741.5km	206円.28銭	13,009,424円	57,643.6 km	225円.68銭	11,204,294	円
合計				217,049.0 km	71,365,710.0 km						36,491,259円	227,532円		37,412,531円	227,532円		38,262,577円	222,359.3 km		35,549,097	円

審議事項 8

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カ－ヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれ か少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 一補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線との 競合部分以外に係 るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び同 一補助ブロック都道府 県外乗入部分以外に 係るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回 数／①計画運行回 数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ム－ラ＝ウ
千葉	1	0	20,885,639円	14,064,441円	14,064,441円	14,064,441円	14,064,441円	5,409,400円	5,409千円	2,704.5千円	20,885,639円	18,181,139円
千葉	3	0	8,836,377円	10,265,627円	8,836,377円	8,836,377円	8,836,377円	5522735円	5,522千円	2,761.0千円	8,836,377円	6,075,377円
千葉	4	0	6,094,597円	7,784,500円	6,094,597円	6,094,597円	6,094,597円	4252044円	4,252千円	2,126.0千円	6,094,597円	3,968,597円
合計			35,816,613円	32,114,568円	28,995,415円	28,995,415円	28,995,415円	15,184,179円	15,183千円	7,591千円	35,816,613円	28,225,113円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
千葉	1	0	2,704,500円	14.9%	6,821,198円	37.5%		0.0%	8,655,441円	47.6%	
千葉	3	0	2,761,000円	45.4%	0円	0.0%		0.0%	3,314,377円	54.6%	
千葉	4	0	2,126,000円	53.6%	0円	0.0%		0.0%	1,842,597円	46.4%	
合計			7,591,000円	26.9%	6,821,198円	24.2%	0円	0.0%	13,812,415円	48.9%	

審議事項8

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

審議事項 8

表4 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指 定 の 理 由
千葉県	千葉地域	市原市	県のほぼ中央に位置し、京葉地域と君津、夷隅、内房及び外房との各地域を結ぶ道路交通の中心の地として発展してきた。また、五井駅ではＪＲ内房線と小湊鉄道が接続する等鉄道交通の中心となっている。 医療機関（総合病院等）：千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター、県立循環器病センターほか 公共施設（学校等）：帝京平成大学、市原高等学校ほか 商業施設等：アリオ市原、ユニモちはら台ほか

審議事項 8

令和 7 年度地域公共交通計画 別紙（地域間幹線）

令和 7 年 5 月 2 2 日

（名称）袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決裁報告書等の資料から計測する
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数 が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる 生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 4」を添付
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする 場合のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする 場合のみ】</u>

審議事項 8

該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 協議会の開催状況と主な議論

令和 2 年 9 月 25 日 地域公共交通計画策定の検討について協議。
 令和 3 年 1 月 19 日 事業案として地域公共交通計画策定調査業務の承認。
 令和 3 年 10 月 25 日 地域公共交通計画について協議。
 令和 5 年 3 月 10 日 袖ヶ浦市地域公共交通計画（案）の承認。
 令和 6 年 5 月 17 日 計画別紙について承認。
 令和 7 年 5 月 22 日 計画別紙について協議。

15. 利用者等の意見の反映状況

ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。

16. 協議会の構成員

- (1) 袖ヶ浦市長又はその指名する者（袖ヶ浦市企画政策部長）
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体（バス事業者・タクシー事業者）
- (3) 鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社）
- (4) 住民又は旅客（自治連選出委員、公募委員、シニアクラブ連合会）
- (5) 関東運輸局長又はその指名する者（千葉運輸支局）
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者（バス事業者乗務員代表）
- (7) 学識経験を有する者その他本協議会の運営上必要と認められる者（交通ジャーナリスト）
- (8) 千葉県警察内から市長が委嘱する者（木更津警察署交通課長）
- (9) 道路管理者（君津土木事務所維持課長）
- (10) そのほか、市長が必要と認める者（千葉県交通計画課、袖ヶ浦市社会福祉協議会）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

（所 属）袖ヶ浦市企画政策部企画政策課

（氏 名）副主査 立石 憲吾

（電 話）0438-62-2327

（e-mail）sode01@city.sodegaura.chiba.jp

令和 8 年度袖ヶ浦市地域公共交通計画別紙（別表）

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

N o.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	日東交通 株式会社	馬来田線	木更津駅東口・ 東横田（清見台 東）	・横田、清川、祇園、清見台沿線地区から木更津駅までのアクセスとして必要。 ・東邦病院への通院に必要。	令和7年度と比較して、収支率 1 % 以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和 7 年 10 月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、市ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和 7 年 10 月以降実施	木更津市
						市ホームページや市広報紙への利用促進記事の掲載	令和 7 年 10 月以降実施	袖ヶ浦市
2	日東交通 株式会社	姉ヶ崎線 (平岡小)	姉ヶ崎駅・茅野 (平岡小)	・馬来田・上泉・椎の木台等の沿線住民の姉ヶ崎駅までの通勤、通学等のアクセスとして必要。 ・都立しいの木特別支援学校への通学として必要。 ・姉崎病院へのアク	令和7年度と比較して、収支率 1 % 以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和 7 年 10 月以降実施	木更津市

審議事項 8

				セスとして必要。		路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和7年10月以降実施	木更津市、市原市
						市ホームページや市広報紙への利用促進記事の掲載	令和7年10月以降実施	袖ヶ浦市
3	日東交通株式会社	姉ヶ崎線（桜台団地）	姉ヶ崎駅・茅野（桜台団地）	・馬来田・上泉・桜台等の沿線住民の姉ヶ崎駅までの通勤、通学等のアクセスとして必要。 ・都立しいの木特別支援学校への通学のアクセスとして必要。 ・姉崎病院へのアクセスとして必要。	令和7年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和7年10月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和7年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和7年10月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和7年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和7年10月以降実施	木更津市、市原市
						市ホームページや市広報紙への利用促進記事の掲載	令和7年10月以降実施	袖ヶ浦市

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
袖ヶ浦市	日東交通株式会社	(1) 馬来田線	2,704.5	
	日東交通株式会社	(2) 姉ヶ崎線	2,761.0	
	日東交通株式会社	(3) 姉ヶ崎線	2,126.0	
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			7,592	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通便利増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

日東交通(株) 馬来田線





当日配布いたします。

当日配布いたします。

当日配布いたします。

当日配布いたします。

審議事項 8

表4 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指 定 の 理 由
千葉県	千葉地域	市原市	県のほぼ中央に位置し、京葉地域と君津、夷隅、内房及び外房との各地域を結ぶ道路交通の中心の地として発展してきた。また、五井駅ではＪＲ内房線と小湊鉄道が接続する等鉄道交通の中心となっている。 医療機関（総合病院等）：千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター、県立循環器病センターほか 公共施設（学校等）：帝京平成大学、市原高等学校ほか 商業施設等：アリオ市原、ユニモちはら台ほか

令和 8 年度袖ヶ浦市地域公共交通計画 別紙
（地域内フィーダー系統）

令和 7 年 5 月 2 2 日

（名称）袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

袖ヶ浦市は、地域間を結ぶ幹線交通である鉄道や高速バスに接続するように地域内では路線バス、タクシー、デマンド交通による公共交通網が形成されている。

首都圏の拠点を結ぶ東京湾アクアライン、高規格道路や主要幹線道路といった充実した交通網と相まって広域的なアクセスは比較的に良好であるが、地域内移動においては、路線バスの減便や短縮、タクシー車両の配車数減少が大きな課題となっており、乗務員不足を理由に補助金を交付しても増便や増車ができない状況となっている。

加えて、高齢化や人口減少の進展により市域全体で地域内移動手段の確保が喫緊の課題となっていたことから、路線バスやタクシーを補完するものとして、デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」の実証運行を令和 4 年 1 0 月から長浦地区、令和 6 年 1 0 月からその他の地区でそれぞれ 3 年間の実証運行を開始し、令和 7 年 1 0 月からは長浦地区の本格運行が開始されることとなった。

当該デマンド交通の利用目的として通院や買い物が主なものとなっているが、市内に大型の商業施設や医療機関が少ないため近隣市や遠方への移動ニーズが高く、地域内のフィーダーとして日常生活には必要不可欠なものとなっている。

このようなことから、地域公共交通確保維持事業により当該デマンド交通を確保・維持し、住民の移動手段の確保を図ることが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

項目	令和 7 年度	令和 9 年度
乗合率	1. 4 0	1. 5 0
年間利用者実人数	1, 2 2 0 人	1, 4 0 0 人
収支率	1 4 %	1 5 %

（袖ヶ浦市地域公共交通計画 P 9 4 参照）

（2）事業の効果

地域特性や移動ニーズに応じてバス、タクシー、デマンド交通それぞれの特性を生かした公共交通ネットワークの再編と、幹線とフィーダーが連携強化することで、アクセス性の向上と効率的な運行による持続可能な公共交通ネットワークを構築することができる。

（袖ヶ浦市地域公共交通計画 P 7 7、7 8、8 1、8 5、8 6 参照）

審議事項 8

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ チョイソコがうらの実証運行及び本格運行（袖ヶ浦市、タクシー事業者、地域） →利用促進のためのパンフレットや通信紙の作成・配布や地域での説明会の開催 →地域の事業者へのスポンサー募集 →運行データに基づく運行システム等の調整 （袖ヶ浦市地域公共交通計画 P 85、86 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添の表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るチョイソコがうらについて、その運行にかかる費用総額68,589千円のうち、袖ヶ浦市から運営事業者への負担金については、運賃収入、スポンサー料及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 運行システムにおいて利用者数や乗合率等を確認し評価を実施 ・ 利用者アンケート（利用登録者への一斉アンケートの実施） ・ 住民ヒアリング（住民説明会実施時に合わせたヒアリングの実施）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表5のとおり

審議事項 8

11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

審議事項 8

18. 協議会の開催状況と主な議論	
・令和3年10月25日（第2回）	デマンド交通実証事業の素案について
・令和4年 3月15日（書面）	チョイソコがうら運行計画について協議
・令和4年 6月 6日（第1回）	チョイソコがうらの長浦地区での実証運行の承認
・令和4年12月27日（第3回）	地域公共交通計画（案）について協議
・令和5年 3月10日（第4回）	地域公共交通計画の承認
・令和5年11月17日（第2回）	チョイソコがうら運行計画について変更の承認
・令和6年 2月19日（第3回）	チョイソコがうら実証運行地区拡大について協議
・令和6年 5月17日（第1回）	チョイソコがうら実証運行地区拡大の承認
	地域公共交通計画の改定について承認
・令和7年 5月22日（第1回）	チョイソコがうら長浦地区本格運行の承認
	チョイソコがうら運行計画について変更の承認
	フィーダー補助金にかかる計画の承認
19. 利用者等の意見の反映状況	
・利用者アンケートや住民へのヒアリングを実施し、運行時間の延長や運行曜日の拡大、停留所の追加を求める声が強かったことから、それらを反映した運行計画の変更や停留所の追加措置を行った。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 袖ヶ浦市坂戸市場1-1

(所 属) 袖ヶ浦市役所企画政策課

(氏 名) 戸田 直斗

(電 話) 0438-62-2327

(e-mail) sode01@city.sodegaura.chiba.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおりに、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

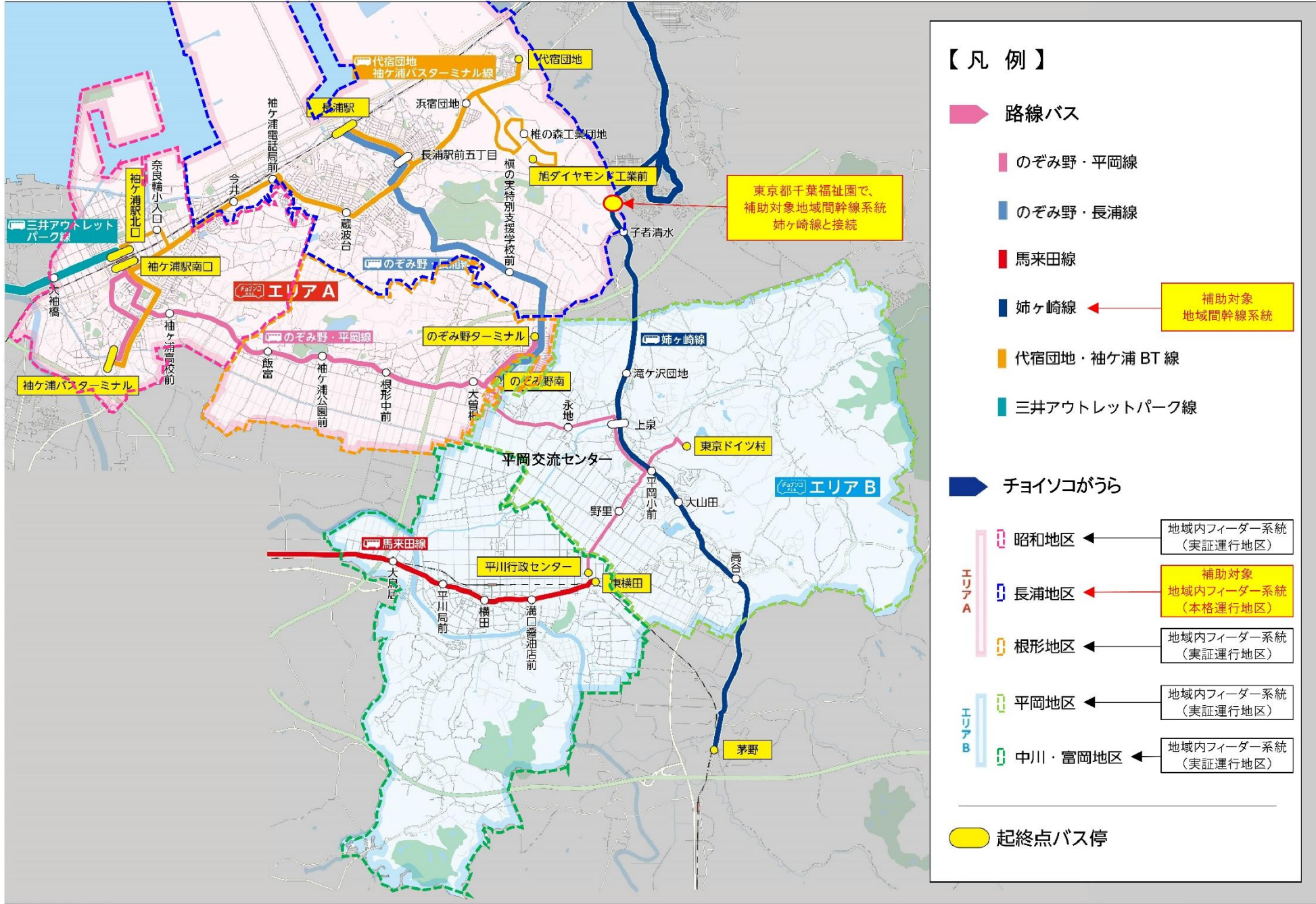
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 （別表7のみ）
袖ヶ浦市	房総タクシー株式会社	(1) チョイソコがうら （長浦地区）		長浦地区		往 km 復 km	291日	7,808回			区域運行	①	東京都千葉福祉圏で、補助対 象地域間幹線系統姉ヶ崎線と 接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- （注）
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1_添付資料_系統図・接続要件を満たしていることがわかる書類【全体図】



審議事項 8

表1_添付資料_系統図・接続要件を満たしていることがわかる書類【チョイソコがうら（長浦地区）】

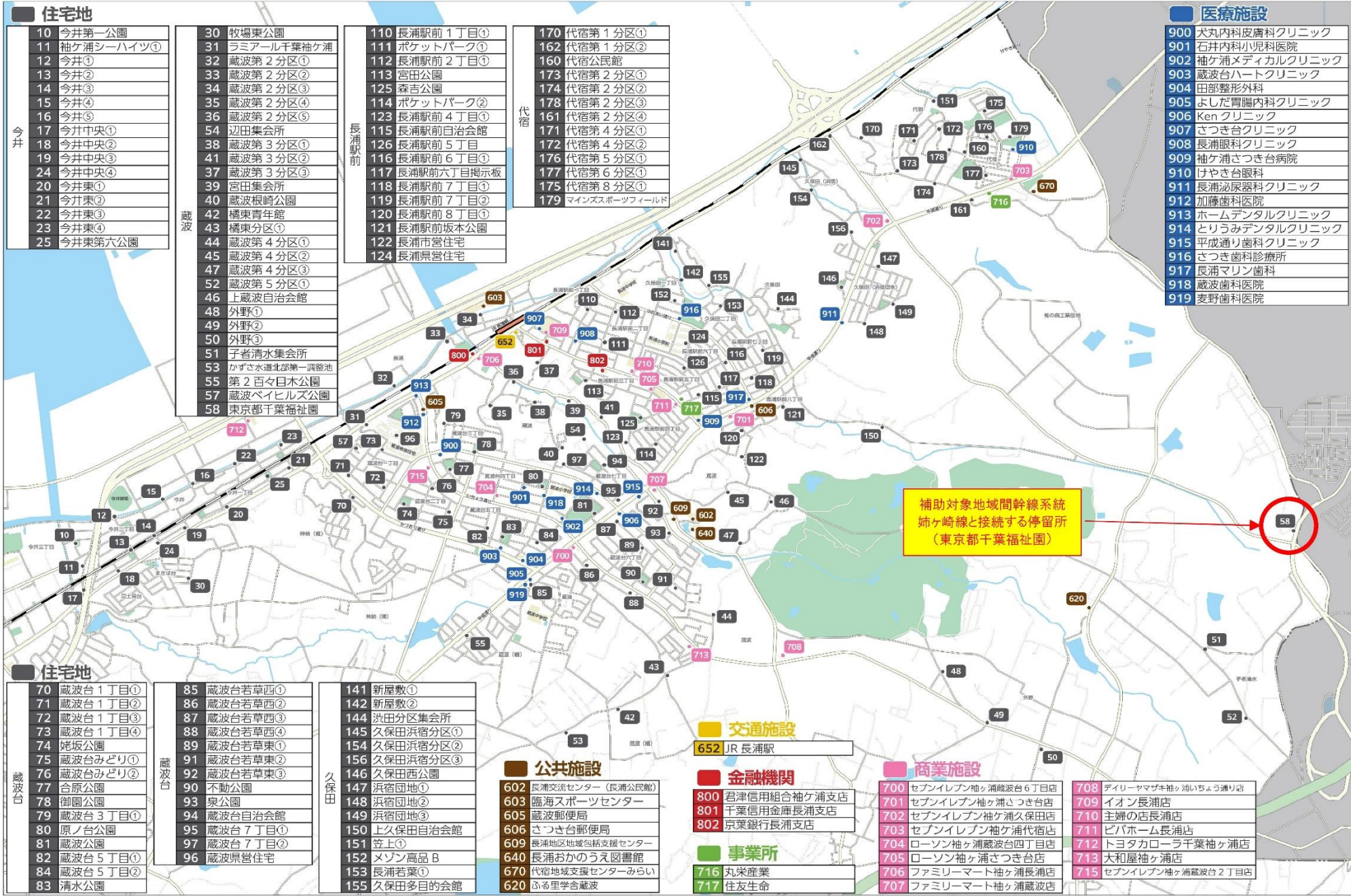


表1_添付資料_系統図・接続要件を満たしていることがわかる書類【全体図】

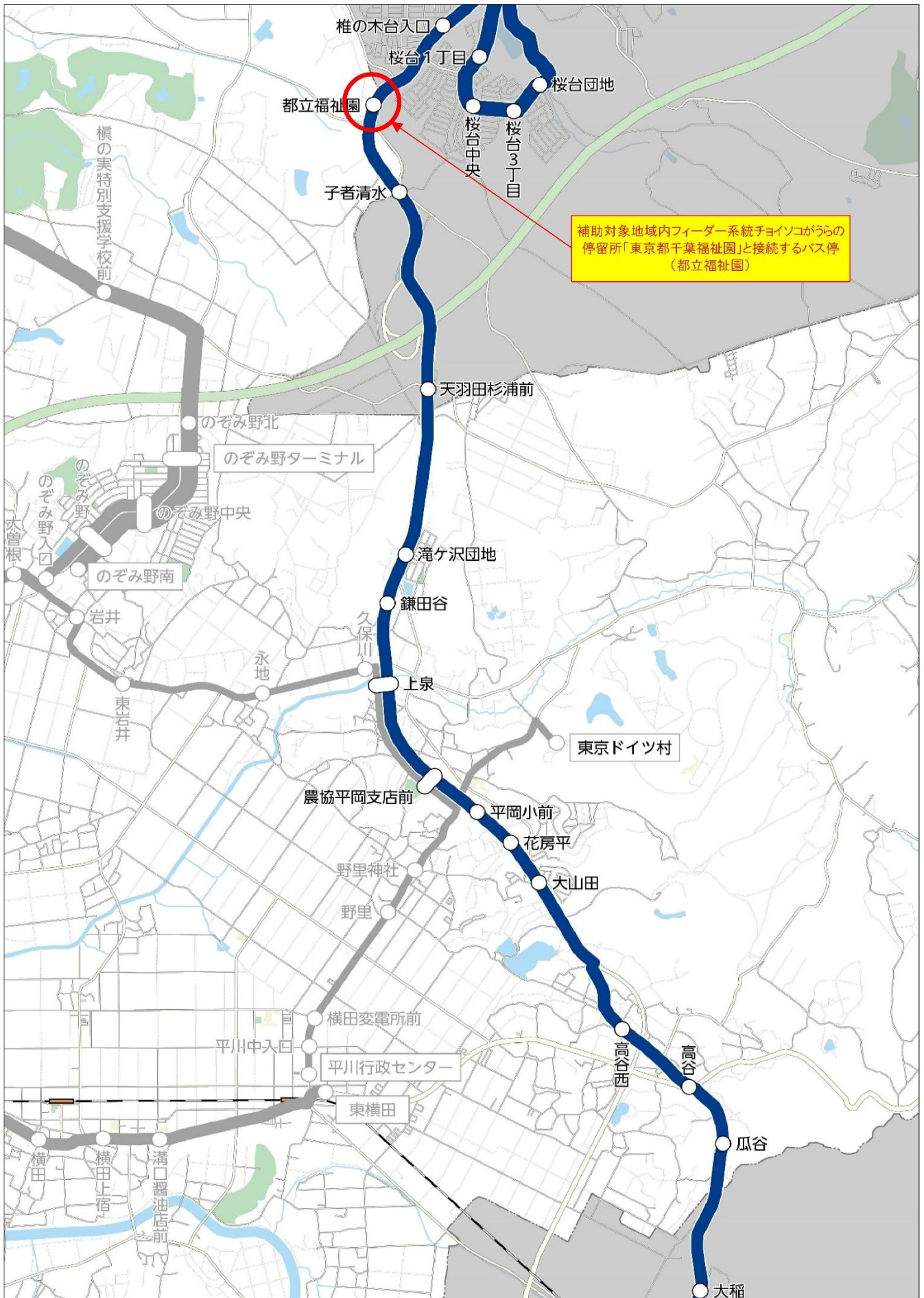


表1_添付資料_「チョイソコがうら」における運行回数の算出根拠

1 運行の概要

（1）法的な位置付け

一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第4条）

（2）運行の態様

区域運行

（3）運行区域

袖ヶ浦市内（長浦地区以外は実証運行）

（4）運行日時

運 行 日：月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）

運行時間：9：00～17：00（8時間）

2 運行回数の算出

（1）運行日数

291日／年（令和7年10月1日～令和8年9月30日）

（2）運行台数

488台／年（月・土曜日1台、火～金曜日2台）

（3）運行回数

16回／日（8時間×2回）

（4）令和7年度計画運行回数

7,808回（運行台数×運行回数）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	袖ヶ浦市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	31,452
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
 特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
袖ヶ浦市地域公共交通計画	令和5年3月	

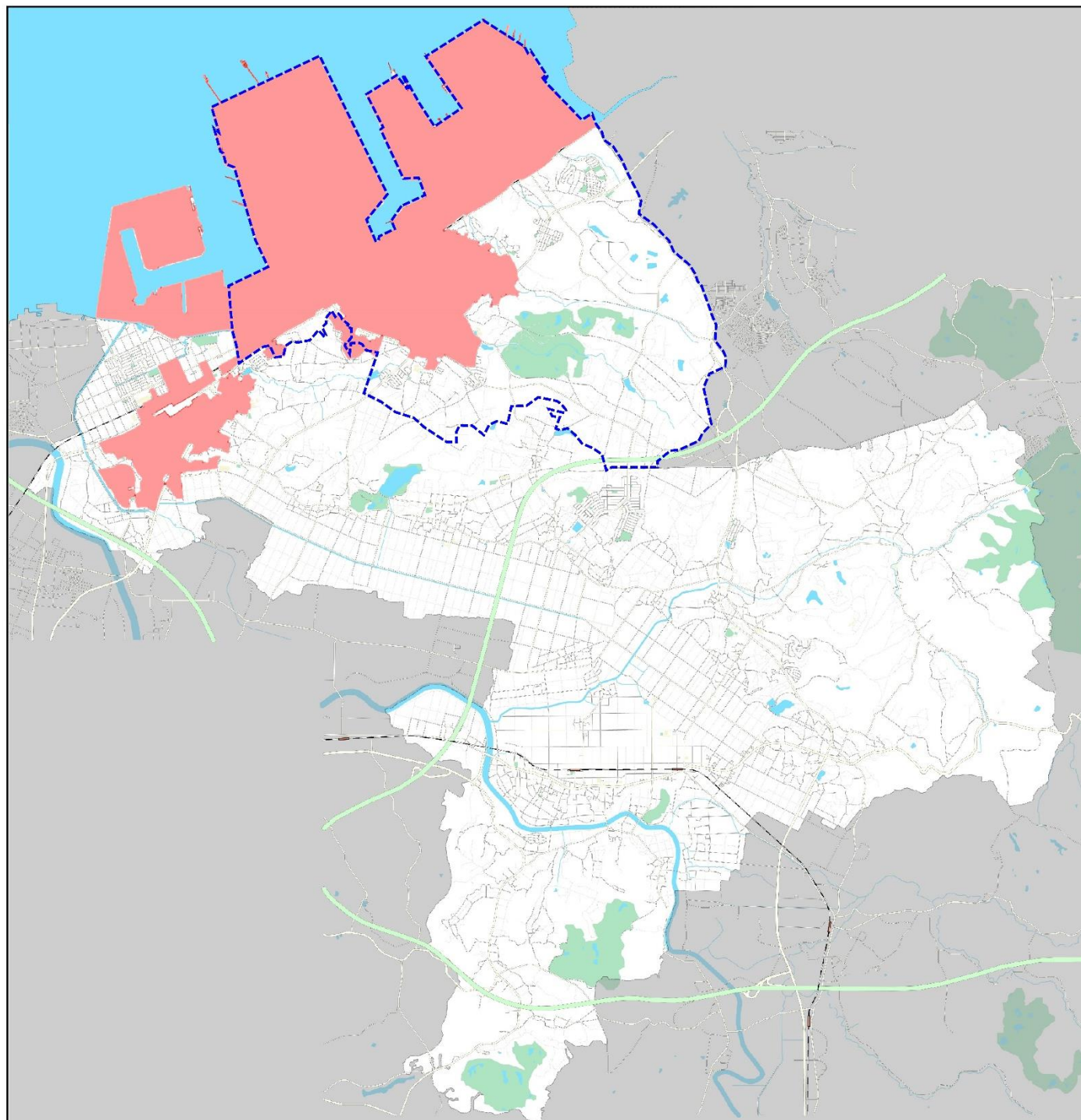
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

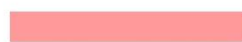
(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表5_添付資料_袖ヶ浦市における人口集中地区以外の地区を示す地図



【凡例】



DID地区（人口集中地区）



長浦地区

袖ヶ浦市地域公共交通計画の改定について

1 改定の概要について

(1) 改定の目的

「チョイソコがうら」における事業計画の変更やフィーダー補助金を活用するにあたり改定を行うもの。

(2) 改定の概要

■ 地域公共交通確保維持改善事業補助金（フィーダー系統）の活用に伴う変更

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業の必要性 ⇒ 100ページの文中
- ・ 補助系統の事業概要、事業区分 ⇒ 100ページの表
- ・ 当該補助対象系統の役割・位置づけ ⇒ 101ページの表
- ・ フィーダー補助を活用する旨の記載 ⇒ 101ページの表

■ 事業計画変更に伴う変更

- ・ 目標値の修正 ⇒ 102ページの表

(3) 改定内容

92～96ページの新旧対照表のとおり改定する。

改定後のイメージは97～102ページのとおりで、改定箇所は赤字部分となる。

袖ケ浦市地域公共交通計画 新旧対照表

改 定 後								現 行													
序 計画策定の目的と位置づけ （略）								序 計画策定の目的と位置づけ （略）													
1 公共交通に関する現況把握 （略）								1 公共交通に関する現況把握 （略）													
2 市民などの意向把握アンケート調査 （略）								2 市民などの意向把握アンケート調査 （略）													
3 地域公共交通を取り巻く課題整理 （略）								3 地域公共交通を取り巻く課題整理 （略）													
4 地域公共交通の構築に係る基本方針								4 地域公共交通の構築に係る基本方針													
（１）地域公共交通を取り巻く課題の解決を図るための基本方針 （略）								（１）地域公共交通を取り巻く課題の解決を図るための基本方針 （略）													
（２）公共交通ネットワークのあり方								（２）公共交通ネットワークのあり方													
1）公共交通ネットワーク再編の基本的な考え方 （略）								1）公共交通ネットワーク再編の基本的な考え方 （略）													
2）各輸送サービスの役割								2）各輸送サービスの役割													
（前文 略）								（前文 略）													
■各輸送サービスの役割								■各輸送サービスの役割													
		分類		交通期間	位置づけ・役割		対象者		移動量・距離※				分類		交通期間	位置づけ・役割		対象者		移動量・距離※	
							市民	来訪者	都市間	市民								市民	来訪者	都市間	市民
公共交通	幹線	広域幹線公共交通	鉄道（JR 内房線、JR 久留里線） 高速バス	都市間を連絡し、広域的な移動を担う交通	○	○	◎	△	公共交通	幹線	広域幹線公共交通	鉄道（JR 内房線、JR 久留里線） 高速バス	都市間を連絡し、広域的な移動を担う交通	○	○	◎	△				
		幹線公共交通	路線バス	JR 袖ヶ浦駅、JR 長浦駅、袖ヶ浦バスターミナルや地域間との移動を担う交通	○	△	○	○			幹線公共交通	路線バス	JR 袖ヶ浦駅、JR 長浦駅、袖ヶ浦バスターミナルや地域間との移動を担う交通	○	△	○	○				
	支線	地域内公共交通	デマンド型乗合送迎サービス（ <u>チヨイソコがうら</u> ）等新たな公共交通システム	地域内を中心に、買い物や通院などの日常生活の移動を担う交通	○	—	—	○	支線	地域内公共交通	デマンド型乗合送迎サービス____ 等新たな公共交通システム	地域内を中心に、買い物や通院などの日常生活の移動を担う交通	○	—	—	○					
		面的公共交通	タクシー	ドア・ツー・ドアの少量個別輸送を担う移動手段で、個別のニーズに機動的や柔軟的に対応可能な交通	○	○	△	○		面的公共交通	タクシー	ドア・ツー・ドアの少量個別輸送を担う移動手段で、個別のニーズに機動的や柔軟的に対応可能な交通	○	○	△	○					
輸送資源のその他の	特定の利用者などの移動を伴う交通			送迎バス 平川いきいきサービス	病院、買い物、教習所など特定の利用者などの移動を担う交通	○	○	△	△	輸送資源のその他の	特定の利用者などの移動を伴う交通			送迎バス 平川いきいきサービス	病院、買い物、教習所など特定の利用者などの移動を担う交通	○	○	△	△		
※移動量や距離の長さ…◎：多い（長い）、○：やや多い（やや長い）、△：少ない（短い）																					
3）交通結節点のあり方 （略）																					
5 計画の目標及び実施事業																					
（１）計画の目標 （略）																					

(2) 実施事業一覧

各目標の達成に向けて、下記の通り事業を実施します。

■各輸送サービスの役割

基本方針	目標	実施事業		実施主体						
				本市	千葉県	木更津警察署	交通事業者			地域
							鉄道	バス	タクシー	
1. 地域特性や移動ニーズに応じた公共交通ネットワークの構築を目指します	①拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成	【事業1】 路線バスの運行維持及び利便性の向上	○				◎			
		【事業2】 地域内移動手段の検討	デマンド型乗合送迎サービス（チョイソコがうら）の本格運行・実証運行と評価・検証	◎					○	○
			各地区での地域特性を踏まえた移動手段の検討	◎				○	○	○
	②広域アクセスの利便性向上	【事業3】 鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利用促進	○	○		◎				
		【事業4】 鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利便性向上	○	○		◎				
		【事業5】 高速バスの利便性向上	○				◎			
2. 各公共交通機関同士の相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指します	③利用しやすい公共交通環境の整備	【事業6】 交通結節点の機能強化	◎	○		○	○	○		
		【事業7】 利用しやすい車両（バス・タクシー）の導入促進					◎	◎		
		【事業8】 運転免許自主返納の促進に向けた検討	◎		○		○	○	○	
	④利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供	【事業9】 運行情報提供の充実	◎			○	○	○		
		【事業10】 商業・観光施設などとの連携サービスの導入	◎				◎		○	
		3. 多様な主体との連携によるみんなが支える持続可能な公共交通を目指します	⑤地域全体で支える公共交通の構築	【事業11】 意識啓発を促す利用促進活動の展開	◎			◎	◎	◎
【事業12】 運転手の確保策の実施	○						◎	◎	○	

※実施主体 ◎：各実施事業を主で行う主体 ○：実施事業を実施する上で協力・支援する主体

(2) 実施事業一覧

各目標の達成に向けて、下記の通り事業を実施します。

■各輸送サービスの役割

基本方針	目標	実施事業		実施主体						
				本市	千葉県	木更津警察署	交通事業者			地域
							鉄道	バス	タクシー	
1. 地域特性や移動ニーズに応じた公共交通ネットワークの構築を目指します	①拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成	【事業1】 路線バスの運行維持及び利便性の向上	○				◎			
		【事業2】 地域内移動手段の検討	デマンド型乗合送迎サービス（チョイソコがうら）の 実証運行と評価・検証	◎					○	○
			各地区での地域特性を踏まえた移動手段の検討	◎				○	○	○
	②広域アクセスの利便性向上	【事業3】 鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利用促進	○	○		◎				
		【事業4】 鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利便性向上	○	○		◎				
		【事業5】 高速バスの利便性向上	○				◎			
2. 各公共交通機関同士の相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指します	③利用しやすい公共交通環境の整備	【事業6】 交通結節点の機能強化	◎	○		○	○	○		
		【事業7】 利用しやすい車両（バス・タクシー）の導入促進					◎	◎		
		【事業8】 運転免許自主返納の促進に向けた検討	◎		○		○	○	○	
	④利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供	【事業9】 運行情報提供の充実	◎			○	○	○		
		【事業10】 商業・観光施設などとの連携サービスの導入	◎				◎		○	
3. 多様な主体との連携によるみんなが支える持続可能な公共交通を目指します	⑤地域全体で支える公共交通の構築	【事業11】 意識啓発を促す利用促進活動の展開	◎			◎	◎	◎	○	
		【事業12】 運転手の確保策の実施	○				◎	◎	○	

※実施主体 ◎：各実施事業を主で行う主体 ○：実施事業を実施する上で協力・支援する主体

（３）実施事業の概要

目標① 拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成

【事業１】路線バスの運行維持及び利便性向上（略）

【事業２】地域内移動手段の検討

① 事業概要

＜デマンド型乗合送迎サービス（チョイソコがうら）の本格運行・実証運行と評価・検証＞

（前文 略）

なお、本事業は市及び事業者の運営努力では運行の維持が難しく、令和４年度に国の地方創生推進交付金を活用しているほか、令和７年度以降に本格運行を実施する地区においては国の地域公共交通確保維持事業費補助金を活用し運行を確保・維持する必要があります。

加えて、沿線地域の生活交通として持続的に運行できるようエリアスポンサーの募集や通信などの広報により利用のPRを図るなど地域との連携を図っていきます。

■運行概要（令和７年６月１日時点）

運行区域	袖ヶ浦市内 【乗降場所（停留所看板設置場所）】 ・事業所停留所：市____内の商店、病院等 ・公共施設停留所：市内に有する公共的な施設_____ _____ ・住宅地停留所：最寄りのごみステーション、公園等
運行形態	本格運行：長浦地区 実証運行：昭和地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区
運行日	月曜日から土曜日まで（____祝日、年末年始を除く）
運行時間	午前９時から午後５時まで（午後５時降車完了）
予約日及び 予約可能期間	運行日の午前９時____から午後５時まで 利用日の１か月前から当日の１時間前までの運行を予約可能
利用のルール	利用者は事前に会員登録することとし、利用の際には事前予約とする。

（３）実施事業の概要

目標① 拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成

【事業１】路線バスの運行維持及び利便性向上（略）

【事業２】地域内移動手段の検討

① 事業概要

＜デマンド型乗合送迎サービス（チョイソコがうら）の____実証運行と評価・検証＞

（前文 略）

なお、____令和４年度は____地方創生推進交付金を受け運行しており、____

以降も____沿線地域の生活交通として持続的に運行できるようエリアスポンサーの募集や通信などの広報により利用のPRを図るなど地域との連携を図っていきます。

■運行概要（実証運行開始時点）

運行区域	原則、長浦地区 【乗降場所（停留所看板設置場所）】 ・事業所停留所：長浦地区内の商店、病院、銀行のうち、協賛金を支払う企業 ・公共施設停留所：市役所、長浦公民館、市民会館、長浦おかのうえ図書館、____ ____JR 袖ヶ浦駅、JR 長浦駅、ゆりの里、袖ヶ浦バスターミナル、____ ____臨海スポーツセンター ・住宅地停留所：最寄りのごみステーション、公園等
____	____
運行日	月曜日から金曜日まで（土日、祝日、年末年始を除く）
運行時間	午前９時から午後４時まで（午後４時降車完了）
予約日及び 予約可能期間	運行日の午前８時３０分から午後４時まで 利用日の１か月前から当日の３０分前までの運行を予約可能
利用のルール	利用者は事前に会員登録することとし、利用の際には事前予約とする。

運賃			
			降車
			エリアA エリアB
	乗車	エリアA	300円 600円
		エリアB	600円 300円
※エリアA：昭和、長浦、根形地区、エリアB：平岡地区、中川・富岡地区			

運賃			
			降車
			長浦地区 長浦地区外の公共施設
	乗車	長浦地区	300円 500円
		長浦地区外の公共施設	500円 ×

■当該系統の位置付け

位置づけ	系統	役割	確保・維持策
支線 (フィーダー)	チョイソコがうら (長浦地区)	区域運行により JR 袖ヶ浦駅、JR 長浦駅、JR 東横田駅、袖ヶ浦バスターミナル、地域間幹線系統の路線バスへの接続するためのアクセス手段、また地域内の商業施設への買い物や病院への通院のための交通を担う。	市及び事業者の運営努力では運行の維持が難しく、国の地域公共交通確保維持事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を受け運行を確保・維持する。
	チョイソコがうら (その他の地区)		持続可能な運行を目指し、実証運行を行う。

＜各地区での地域特性を踏まえた移動手段の検討＞ （略）

②実施主体 （略）

③実施時期 （略）

目標② 広域アクセスの利便性向上 （略）

目標③ 利用しやすい公共交通環境の整備 （略）

目標④ 利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供 （略）

目標⑤ 地域全体で支える公共交通の構築 （略）

（４）事業推進に向けた実施体制 （略）

＜各地区での地域特性を踏まえた移動手段の検討＞ （略）

②実施主体 （略）

③実施時期 （略）

目標② 広域アクセスの利便性向上 （略）

目標③ 利用しやすい公共交通環境の整備 （略）

目標④ 利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供 （略）

目標⑤ 地域全体で支える公共交通の構築 （略）

（４）事業推進に向けた実施体制 （略）

(5) 計画目標の達成状況を評価するための評価指標

基本方針	目標	評価指標	現状値 R3年度	中間値 R7年度	目標値 R9年度	備考
1.地域特性や移動ニーズに応じた公共交通ネットワークの構築を目指します	①拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成	バス補助路線の収支率	46.9%	52.3%	55.3%	※1
		バス補助路線の年間利用者数	279,716人	288,000人	304,000人	※2
		公共交通サービス全般の利用者満足度	49.4%	—	55.4%	※3
		デマンド型乗合送迎サービス(チョイソコがうら)の乗合率	—	1.40人	1.50人	※4
		デマンド型乗合送迎サービス(チョイソコがうら)の年間利用者実人数	—	1,220人	1,400人	
		デマンド型乗合送迎サービス(チョイソコがうら)の収支率	—	14%	15%	
	②広域アクセスの利便性向上	鉄道の1日平均乗車人員 ・JR 袖ヶ浦駅 ・JR 長浦駅 ・JR 横田駅	4,828人 4,906人 146人	5,222人 5,495人 156人	5,615人 6,084人 165人	※5
		袖ヶ浦バスターミナルにおける高速バス年間利用者数	629,260人	837,000人	1,117,000人	※6
2.各公共交通機関同士の相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指します	③利用しやすい公共交通環境の整備	交通結節点整備箇所数	—	2箇所	4箇所	※7
		運転免許自主返納者数	167	167	200	※8
	④利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供	運行情報案内に関する利用者満足度	53.0%	—	59.0%	※9
		商業施設などとの連携による利用者促進活動の導入件数	—	—	1件以上	※10
3.多様な主体との連携によるみんなで支える持続可能な公共交通を目指します	⑤地域全体で支える公共交通の構築	啓発活動参加者数	—	60人以上	80人以上	※11
		共同での運転手募集活動の実施回数	—	1回	1回	※12

6 計画の達成状況の評価 (略)

参考資料 (略)

(5) 計画目標の達成状況を評価するための評価指標

基本方針	目標	評価指標	現状値 R3年度	中間値 R7年度	目標値 R9年度	備考
1.地域特性や移動ニーズに応じた公共交通ネットワークの構築を目指します	①拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成	バス補助路線の収支率	46.9%	52.3%	55.3%	※1
		バス補助路線の年間利用者数	279,716人	288,000人	304,000人	※2
		公共交通サービス全般の利用者満足度	49.4%	—	55.4%	※3
		デマンド型乗合送迎サービス(チョイソコがうら)の乗合率	—	1.40人以上	1.50人以上	※4
		デマンド型乗合送迎サービス(チョイソコがうら)の年間利用者実人数	—	565人以上	705人以上	
		デマンド型乗合送迎サービス(チョイソコがうら)の収支率	—	12%以上	15%以上	
	②広域アクセスの利便性向上	鉄道の1日平均乗車人員 ・JR 袖ヶ浦駅 ・JR 長浦駅 ・JR 横田駅	4,828人 4,906人 146人	5,222人 5,495人 156人	5,615人 6,084人 165人	※5
		袖ヶ浦バスターミナルにおける高速バス年間利用者数	629,260人	837,000人	1,117,000人	※6
2.各公共交通機関同士の相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指します	③利用しやすい公共交通環境の整備	交通結節点整備箇所数	—	2箇所	4箇所	※7
		運転免許自主返納者数	167	167	200	※8
	④利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供	運行情報案内に関する利用者満足度	53.0%	—	59.0%	※9
		商業施設などとの連携による利用者促進活動の導入件数	—	—	1件以上	※10
3.多様な主体との連携によるみんなで支える持続可能な公共交通を目指します	⑤地域全体で支える公共交通の構築	啓発活動参加者数	—	60人以上	80人以上	※11
		共同での運転手募集活動の実施回数	—	1回	1回	※12

6 計画の達成状況の評価 (略)

参考資料 (略)

袖ヶ浦市地域公共交通計画

改定（案）

<改定箇所抜粋>

令和5年3月（令和7年5月改定）

袖 ヶ 浦 市

袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会

（２）公共交通ネットワークのあり方

１）公共交通ネットワーク再編の基本的な考え方

本市の公共交通ネットワークは、基本理念である「まち・ひと・くらしの活動をみんなで支える持続可能な公共交通ネットワークの実現」に向けて、広域アクセスに留意し、次の観点から利便性向上と効率的な運行を目指した公共交通ネットワークの構築を目指します。

- 朝夕の通勤・通学時間帯や日中時間帯の需要・ニーズに応じた公共交通ネットワークの再編
- （広域）幹線公共交通と地域内公共交通との連携強化

２）各輸送サービスの役割

各公共交通機関が提供するサービスの特徴を最大限に発揮し、適切な役割分担のもと緊密に連携しながら、利便性向上と効率的な運行を目指した公共交通ネットワークの構築を目指します。

■各輸送サービスの機能分担

	分類		交通機関	位置づけ・役割	対象者		移動量・距離※	
					市民	来訪者	都市間	市内
公共交通	幹線	広域幹線公共交通	鉄道（JR 内房線、JR 久留里線） 高速バス	都市間を連絡し、広域的な移動を担う交通	○	○	◎	△
		幹線公共交通	路線バス	JR 袖ヶ浦駅、JR 長浦駅、袖ヶ浦バスターミナルや地域間との移動を担う交通	○	△	○	○
	支線	地域内公共交通	デマンド型乗合送迎サービス（ チョイソコがうら ）等新たな公共交通システム	地域内を中心に、買い物や通院などの日常生活の移動を担う交通	○	—	—	○
		面的公共交通	タクシー	ドア・ツー・ドアの少量個別輸送を担う移動手段で、個別のニーズに機動的や柔軟的に対応可能な交通	○	○	△	○
輸送資源 その他の	特定の利用者などの移動を伴う交通		送迎バス 平川いきいきサービス	病院、買い物、教習所など特定の利用者などの移動を担う交通	○	○	△	△

※移動量や距離の長さ…◎：多い（長い）、○：やや多い（やや長い）、△：少ない（短い）

（２）実施事業一覧

審議事項 9

各目標の達成に向けて、下記の通り事業を実施します。

基本方針	目標	実施事業	実施主体					
			本市	千葉県	木更津警察署	交通事業者		
						鉄道	バス	タクシー
1. 地域特性や移動ニーズに応じた公共交通ネットワークの構築を目指します	①拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成	【事業1】 路線バスの運行維持及び利便性の向上	○				◎	
		【事業2】 デマンド型乗合送迎サービス（チョイソコがうら）の 本格運行・実証運行と評価・検証	◎					○
		地域内移動手段の検討						○
	②広域アクセスの利便性向上	【事業3】 鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利用促進	○	○		◎		
		【事業4】 鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利便性向上	○	○		◎		
		【事業5】 高速バスの利便性向上	○				◎	
2. 各公共交通機関同士の相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指します	③利用しやすい公共交通環境の整備	【事業6】 交通結節点の機能強化	◎	○		○	○	○
		【事業7】 利用しやすい車両（バス・タクシー）の導入促進					◎	◎
		【事業8】 運転免許証自主返納の促進に向けた検討	◎		○		○	○
	④利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供	【事業9】 運行情報提供の充実	◎			○	○	○
		【事業10】 商業・観光施設などとの連携サービスの導入	◎				◎	
								○
3. 多様な主体との連携によるみんなで支える持続可能な公共交通を目指します	⑤地域全体で支える公共交通の構築	【事業11】 意識啓発を促す利用促進活動の展開	◎			◎	◎	◎
		【事業12】 運転手の確保策の実施	○				◎	◎

※ 実施主体 ◎：各実施事業を主で行う主体 ○：実施事業を実施する上で協力・支援する主体

【事業2】地域内移動手段の検討

① 事業概要

＜デマンド型乗合送迎サービス（チョイソコがうら）の本格運行・実証運行と評価・検証＞

移動手段を確保・維持するために、市内路線バス4路線に補助金を交付しているものの、運行状況や、停留所までの距離、費用負担の観点で、自家用車等を用いて外出せざるを得ない住民が存在しています。路線バスについては、満足している市民の割合が低いですが、利用状況や乗務員不足等を理由に、すぐには運行本数を増やすことができない状況です。

そのため、長浦地区を対象に、デマンド型交通を導入し、路線バスの運行本数の少なさや停留所までの距離などにより今まで対応できないニーズに対応することを目的に、デマンド型乗合送迎サービス（チョイソコがうら）の実証運行を開始しています。

この実証運行を各地区においても実施し、評価・検証を行いながら、地域内の移動手段にデマンド型交通が適しているのかを実証するとともに、本格導入に向けた課題点や既存公共交通への影響を確認します。

本格運行の実施可否については、デマンド型乗合送迎サービス（チョイソコがうら）の事業計画における各種目標値の達成状況や、ニーズ等を総合的に踏まえて判断します。

なお、本事業は市及び事業者の運営努力では運行の維持が難しく、令和4年度に国の地方創生推進交付金を活用しているほか、令和7年度以降に本格運行を実施する地区においては国の地域公共交通確保維持事業費補助金を活用し運行を確保・維持する必要があります。

加えて、沿線地域の生活交通として持続的に運行できるようエリアスポンサーの募集や通信などの広報により利用のPRを図るなど地域との連携を図っていきます。

■運行概要（令和7年6月1日時点）

運行区域	袖ヶ浦市内 【乗降場所（停留所看板設置場所）】 ・事業所停留所：市内の商店、病院等 ・公共施設停留所：市内に有する公共的な施設 ・住宅地停留所：最寄りのごみステーション、公園等			
運行形態	本格運行：長浦地区 実証運行：昭和地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区			
運 行 日	月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始を除く）			
運行時間	午前9時から午後5時まで（午後5時降車完了）			
予約日及び 予約可能期間	運行日の午前9時から午後5時まで 利用日の1か月前から当日の1時間前までの運行を予約可能			
利用のルール	利用者は事前に会員登録することとし、利用の際には事前予約とする。			
運 賃				
			降車	
			エリアA	エリアB
	乗車	エリアA	300円	600円
		エリアB	600円	300円
※エリアA：昭和、長浦、根形地区、エリアB：平岡地区、中川・富岡地区				

■当該系統の位置づけ

位置づけ	系統	役割	確保・維持策
支線 (フィーダー)	チョイソコがうら (長浦地区)	区域運行により JR 袖ヶ浦駅、JR 長浦駅、JR 東横田駅、袖ヶ浦バスターミナル、地域間幹線系統の路線バスへの接続するためのアクセス手段、また地域内の商業施設への買い物や病院への通院のための交通を担う。	市及び事業者の運営努力では運行の維持が難しく、国の地域公共交通確保維持事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を受け運行を確保・維持する。
	チョイソコがうら (その他の地区)		持続可能な運行を目指し、実証運行を行う。

＜各地区での地域特性を踏まえた移動手段の検討＞

デマンド型交通が適していないと判断された場合、各地区での地域特性を踏まえた別の交通手段を検討します。

買い物や通院など地域内の移動手段については、運行エリアや運行日、運行時間帯などに対するサービス改善が求められている中で、利用実績や行政負担額、地元商業施設の活性化等に留意しつつ、また、既存公共交通の維持・活用を十分に考慮しながら、利便性向上と効率的な運行となるよう検討します。

②実施主体：

＜デマンド型乗合送迎サービス（チョイソコがうら）の実証運行と評価・検証＞

◎本市、○タクシー事業者、○地域

＜各地区での地域特性を踏まえた移動手段の検討＞

◎本市、○バス事業者、○タクシー事業者、○地域

③実施時期

事業		実施項目		実施時期（年度）				
				令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
地域内移動手段の検討	長浦地区	デマンド型乗合送迎サービスの実証運行	実証運行	■	■	■		
			評価			■		
			本格運行（※1）			■	■	■
		地域特性を踏まえた移動手段の検討	検討、協議・調整	■	■	■		
			実証運行（※2）			■	■	■
	その他の地区	デマンド型乗合送迎サービスの実証運行	実証運行検討	■	■			
			実証運行		■	■	■	■
			評価				■	■
			本格運行（※1）					■
		地域特性を踏まえた移動手段の検討	検討、協議・調整			■	■	■
			実証運行（※2）					■

※1：デマンド型交通が適している場合、本格運行を実施する。

※2：デマンド型交通が適していない場合、他のモードの実証運行を実施する。

（５）計画目標の達成状況を評価するための評価指標

計画の達成状況を評価するため、各目標に対し、以下のように評価指標を設定します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した、鉄道の日平均乗車人員及び袖ヶ浦バスターミナルにおける高速バス年間利用者数の目標値については令和元年度実績値まで回復させることを目標としています。

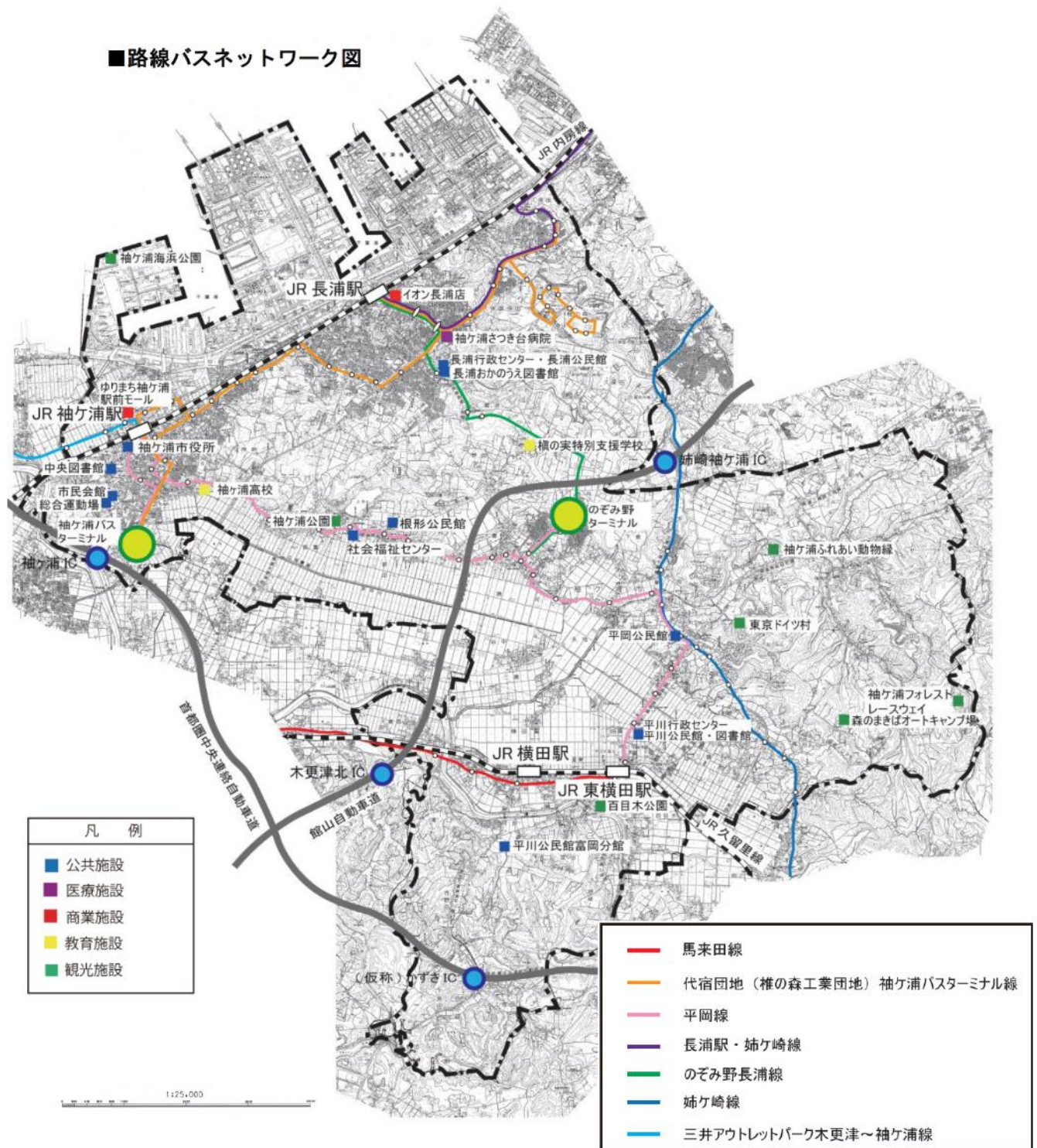
＜令和元年度実績値＞

鉄道の1日平均乗車人員	JR 袖ヶ浦駅	5,615 人
	JR 長浦駅	6,084 人
	JR 横田駅	165 人
袖ヶ浦バスターミナルにおける高速バス年間利用者数		1,117,000 人

基本方針	目標	評価指標	現状値 R3年度	中間値 R7年度	目標値 R9年度	備考
1. 地域特性や移動ニーズに応じた公共交通ネットワークの構築を目指します	① 拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成	バス補助路線の収支率	46.9%	52.3%	55.3%	※1
		バス補助路線の年間利用者数	279,716 人	288,000 人	304,000 人	※2
		公共交通サービス全般の利用者満足度	49.4%	—	55.4%	※3
		デマンド型乗合送迎サービス(チョイソコがうら)の乗合率	—	1.40	1.50	※4
		デマンド型乗合送迎サービス(チョイソコがうら)の年間利用者実人数	—	1,220 人	1,400 人	
		デマンド型乗合送迎サービス(チョイソコがうら)の収支率	—	14%	15%	
	② 広域アクセスの利便性向上	鉄道の1日平均乗車人員 ・JR 袖ヶ浦駅 ・JR 長浦駅 ・JR 横田駅	4,828 人 4,906 人 146 人	5,222 人 5,495 人 156 人	5,615 人 6,084 人 165 人	※5
		袖ヶ浦バスターミナルにおける高速バス年間利用者数	629,260 人	837,000 人	1,117,000 人	※6
2. 各公共交通機関同士の相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指します	③ 利用しやすい公共交通環境の整備	交通結節点整備箇所数	—	2箇所	4箇所	※7
		運転免許自主返納者数	167	167	200	※8
	④ 利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供	運行情報案内に関する利用者満足度	53.0%	—	59.0%	※9
		商業施設などとの連携による利用者促進活動の導入件数	—	—	1件以上	※10
3. 多様な主体との連携によるみんなで支える持続可能な公共交通を目指します	⑤ 地域全体で支える公共交通の構築	啓発活動参加者数	—	60人以上	80人以上	※11
		共同での運転手募集活動の実施回数	—	1回	1回	※12

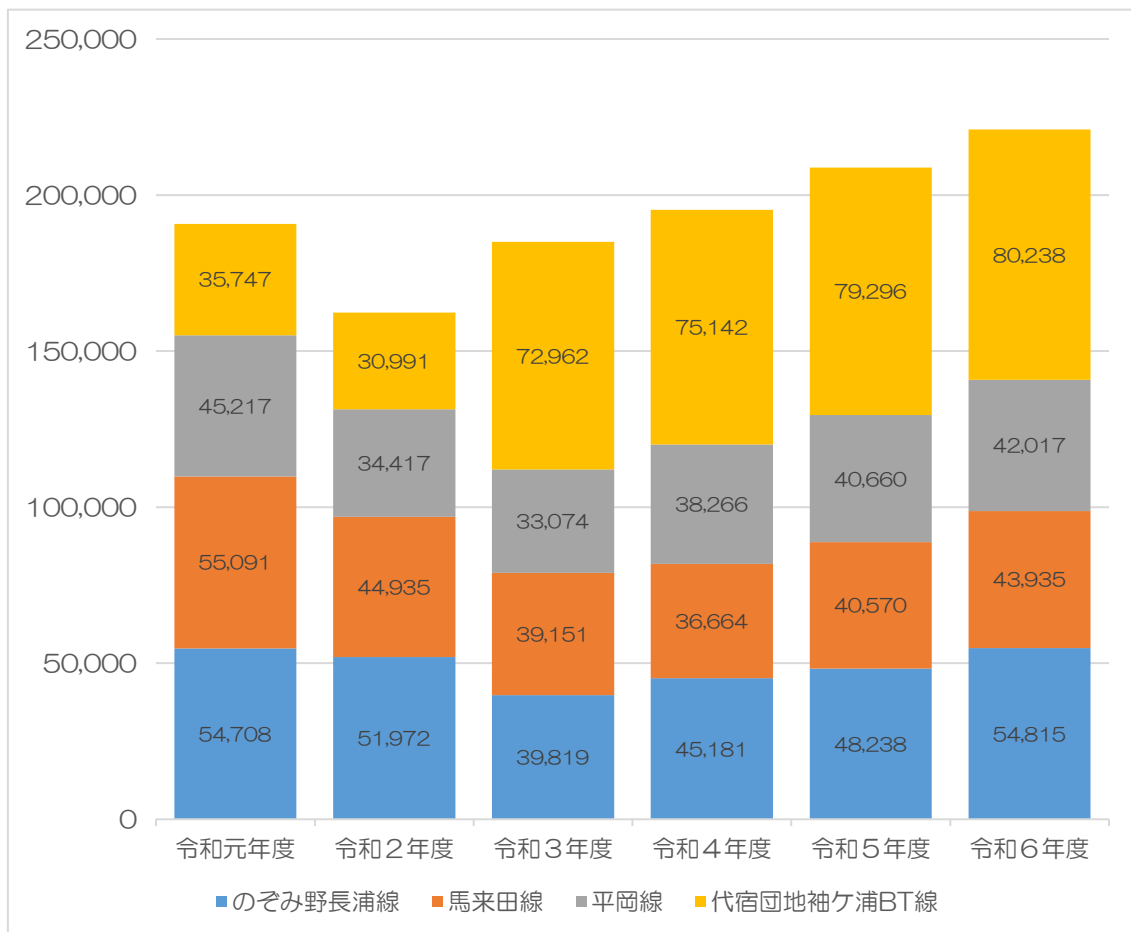
市内公共交通の状況について

1 路線バスネットワーク図



2 路線バスの状況について

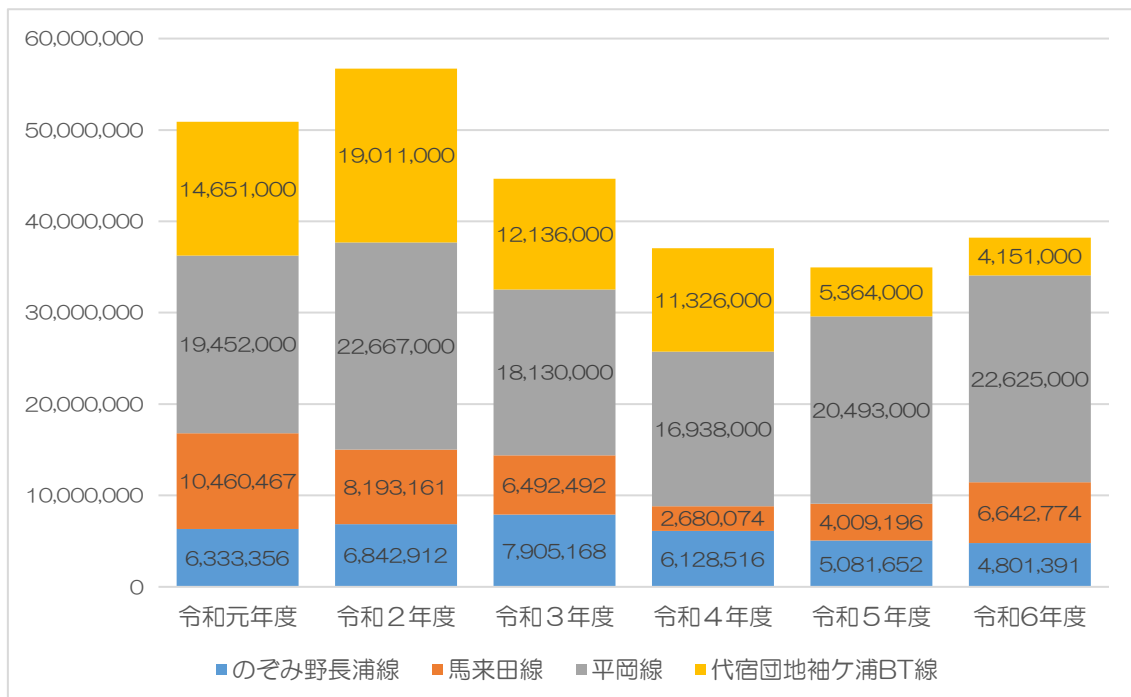
(1) 市内補助対象路線の利用者数について



(単位: 人)

路線名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
のぞみ野長浦線	54,708	51,972	39,819	45,181	48,238	54,815
馬来田線	55,091	44,935	39,151	36,664	40,570	43,935
平岡線	45,217	34,417	33,074	38,266	40,660	42,017
代宿団地袖ヶ浦 BT 線	35,747	30,991	72,962	75,142	79,296	80,238
合 計	190,763	162,315	185,006	195,253	208,764	221,003

(2) 市内補助対象路線の補助金額について



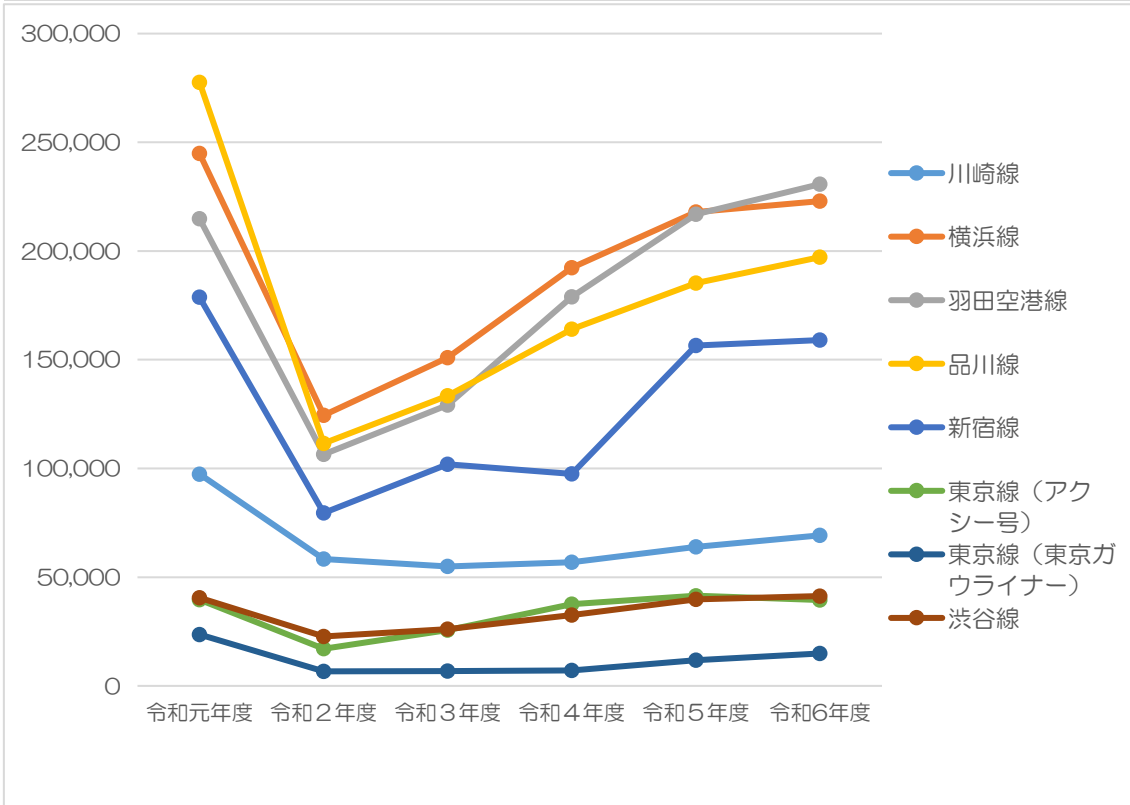
(単位: 円)

路線名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
のぞみ野長浦線	6,333,356	6,842,912	7,905,168	6,128,516	5,081,652	4,801,391
馬來田線	10,460,467	8,193,161	6,492,492	2,680,074	4,009,196	6,642,774
平岡線	19,452,000	22,667,000	18,130,000	16,938,000	20,493,000	22,625,000
代宿団地袖ヶ浦BT線	14,651,000	19,011,000	12,136,000	11,326,000	5,364,000	4,151,000
合 計	50,896,823	56,714,073	44,663,660	37,072,590	34,947,848	38,220,165

- 利用者数について、すべての路線で前年度と比較し増加した。代宿団地袖ヶ浦BT線については、令和3年度に、鉄道との接続を考慮したダイヤ改正を行ったことなどにより、利用者が大きく増加し、引き続き増加している。
- 補助金額については、小湊鉄道が運行する代宿団地袖ヶ浦 BT 線のダイヤ改正による一部減便が行われ運行経費が減少したが、日東交通が運行する馬來田線、のぞみ野平岡線については、車両への IC 決済機器の導入などにより経費が増加したため、補助金が増額となったことで全体としては増額した。

3 高速バスの状況について

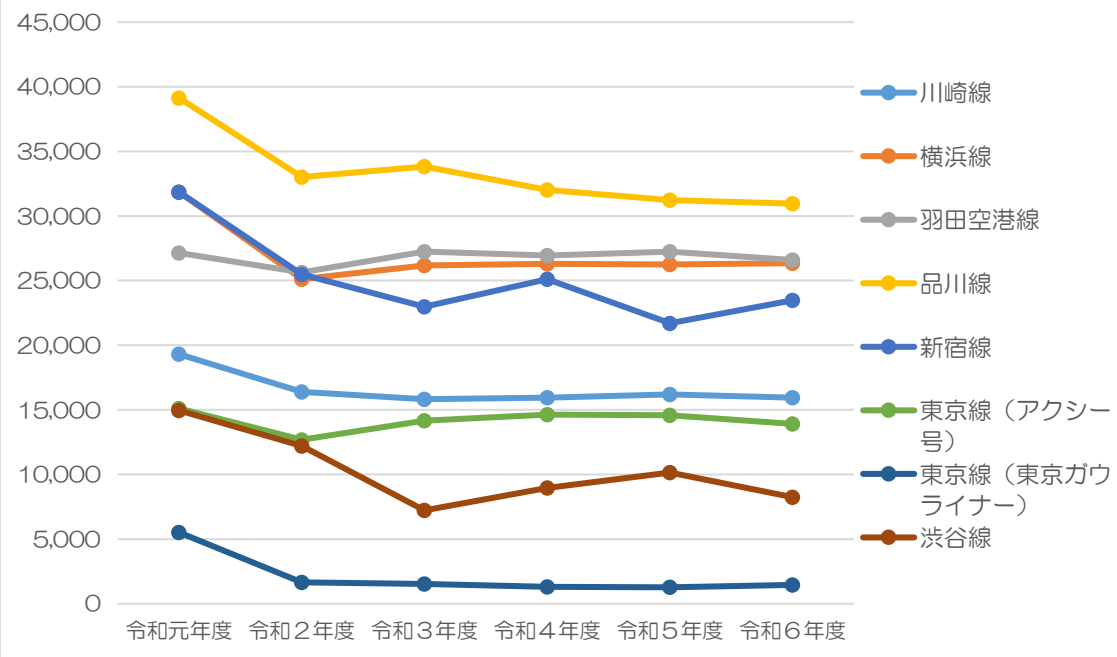
(1) 高速バスの利用者数（袖ヶ浦BT）について



（単位：人）

路線名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川崎線	97,428	58,270	54,928	56,928	63,962	69,212
横浜線	244,852	124,460	150,938	192,284	217,974	222,946
羽田空港線	214,832	106,484	129,172	178,880	216,832	230,744
品川線	277,614	111,546	133,470	164,104	185,180	197,146
新宿線	178,710	79,542	101,966	97,496	156,540	159,018
東京線（アクシー号）	39,622	17,082	25,718	37,546	41,482	39,452
東京線（東京ガウライナー）	23,632	6,686	6,802	7,106	11,884	14,888
渋谷線	40,542	22,734	26,136	32,542	39,720	41,330
合 計	1,117,232	526,804	629,130	766,886	933,574	974,736

(2) 高速バスの運行本数（袖ヶ浦BT）について



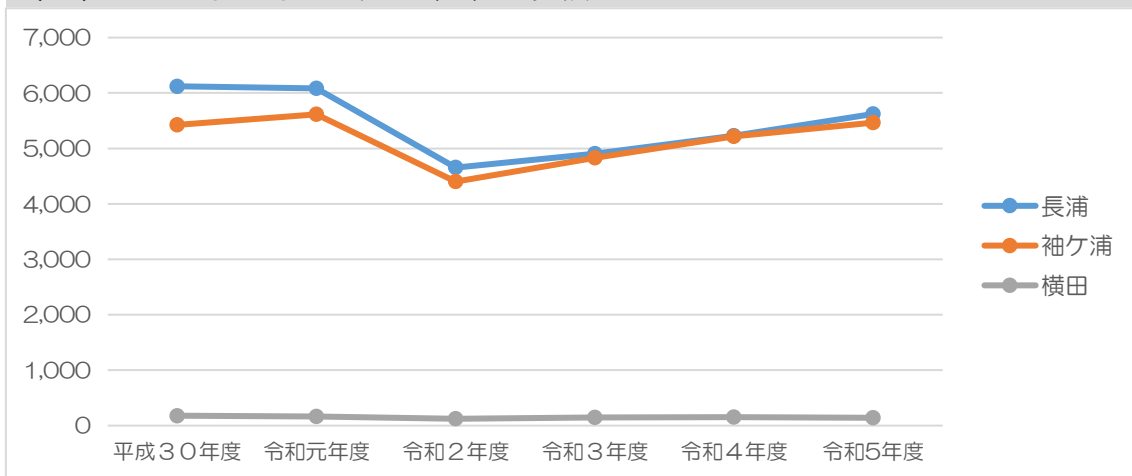
（単位：本）

路線名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川崎線	19,306	16,380	15,826	15,952	16,184	15,944
横浜線	31,857	25,116	26,184	26,302	26,240	26,352
羽田空港線	27,136	25,636	27,246	26,936	27,243	26,607
品川線	39,138	33,010	33,829	32,031	31,236	30,959
新宿線	31,856	25,478	22,978	25,114	21,704	23,485
東京線（アクシー号）	15,111	12,689	14,163	14,628	14,577	13,907
東京線（東京ガウライナー）	5,520	1,647	1,530	1,297	1,271	1,450
渋谷線	14,958	12,202	7,226	8,953	10,147	8,243
合 計	184,882	152,158	148,982	151,513	148,602	146,947

- 利用者数については、アクシー号を除く全路線で増加し、対前年度比約4.4%増となった。
- 運行本数については、路線により異なるが、全体としては減少している。

4 鉄道の状況について（※令和 5 年実績）

（1）1 日あたりの平均乗車人員数について



（単位：人）

駅名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長浦	定期外	1,560	1,482	909	1,065	1,233	1,372
	定期	4,561	4,601	3,746	3,841	3,997	4,247
	合計	6,121	6,084	4,655	4,906	5,231	5,620
	前年比	1.4%	▲0.6%	▲23.5%	5.4%	6.6%	7.4%
袖ヶ浦	定期外	1,535	1,542	1,019	1,235	1,548	1,712
	定期	3,891	4,072	3,382	3,593	3,669	3,755
	合計	5,427	5,615	4,402	4,828	5,218	5,468
	前年比	7.3%	3.5%	▲21.6%	9.7%	8.1%	4.8%
横田	定期外	45	41	29	29	31	34
	定期	133	123	94	116	121	107
	合計	179	165	124	146	153	141
	前年比	▲8.7%	▲7.8%	▲24.8%	17.7%	4.8%	▲8.0%

○ すべての駅において令和2年度から増加傾向であるが、JR 横田駅については8パーセントの減となった。

5 タクシーの状況について

(1) 市内運行事業者及び保有台数について

(令和5年6月現在)

事業者名	市内本店・営業所 保有台数	主な待機場所
房総タクシー株式会社	7 台	JR 袖ヶ浦駅 袖ヶ浦 BT
姉ヶ崎タクシー株式会社	17 台	JR 長浦駅 袖ヶ浦 BT
株式会社ウルマツアーリングサービス	21 台	JR 長浦駅 袖ヶ浦 BT
有限会社石原タクシー	4 台	JR 横田駅

○ 本市内においては、4事業者がタクシーを運行している。

地域公共交通計画事業の令和 7 年度の事業について

2 令和 7 年度の実施

【事業 1】路線バスの運行維持及び利便性向上

実施主体	○本市、○バス事業者
実施内容	①路線バスの運行維持及び利便性向上 ②地域間幹線系統及び他助成系統の維持
計画	・ 6 月及び 3 月頃 補助金の交付 ・ 随時 広報紙、ホームページでの利用促進の周知、利便性向上のためのダイヤ改正の検討、協議・調整、運行実施 ・ 随時 自動運転に係る調査・研究

【事業 2】地域内移動手段の検討

実施主体	○本市、○タクシー事業者、○地域
実施内容	①デマンド型乗合送迎サービスの実証運行(チョイソコがうら)
計画	① 令和 6 年 10 月～ 市内全地区での実証運行 ② 令和 7 年 5 月 本協議会において長浦地区の本格運行について検討 ③ 令和 7 年 10 月～ 長浦地区で本格運行の実施または新たな移動手段の検討

【事業 3】鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利用促進

実施主体	○鉄道事業者、○本市、○千葉県
実施内容	①JR 久留里線活性化協議会の活動を推進
計画	令和 7 年度 JR 久留里線活性化協議会総会での事業計画の議決に基づき実施

【事業 4】鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）の利便性向上

実施主体	○鉄道事業者、○本市、○千葉県
実施内容	①利便性向上の取組を検討
計画	4 月～ 取組内容の検討

【事業5】 高速バスの利便性向上

実施主体	◎バス事業者、○本市
実施内容	①袖ヶ浦バスターミナルに乗り入れていない既存路線の乗り入れを検討・協議 ②袖ヶ浦駅-袖ヶ浦バスターミナル間の交通手段の調査・研究
計画	①5月～ 乗り入れ協議する路線について事業者または関係自治体と協議 ②交通手段の調査・研究

【事業6】 交通結節点の機能強化

実施主体	◎本市、○千葉県、○鉄道事業者、○バス事業者、○タクシー事業者
実施内容	①袖ヶ浦バスターミナルの新たな乗換案内サインの情報収集
計画	①随時 新たな乗換案内サインの情報収集

【事業7】 利用しやすい車両（バス・タクシー）の導入促進

実施主体	◎バス事業者、◎タクシー事業者
実施内容	①補助制度の調査、導入の検討
計画	① 随時 補助制度の調査、導入の検討

【事業8】 運転免許証自主返納の促進に向けた検討

実施主体	◎本市、○木更津警察署、○バス事業者、○タクシー事業者、○地域
実施内容	高齢者運転免許証自主返納支援事業と優待制度の周知
計画	①4月 市ホームページや広報紙に掲載 ②随時 自主返納者へチョイソコがうらのチラシを配布

【事業9】 公共交通マップの作成・配布

実施主体	◎本市、○鉄道事業者、○バス事業者、○タクシー事業者
実施内容	①公共交通マップに掲載する情報の検討
計画	随時 掲載内容の更新 3月 2026年版作成・配布

【事業１０】商業・観光施設などとの連携サービスの導入

実施主体	◎本市、◎バス事業者、○地域
実施内容	①割引サービス・企画切符などの導入 ②おでかけモデルプランの作成 ③観光客向けの新たな情報発信
計画	①４月～ 事業者等との調整 ８月～ 事業周知 ９月 実施 １０月 検証および次年度実施内容検討 ②５月～ モデルプランの周知 ③５月～ レンタサイクルの周知

【事業１１】意識啓発を促す利用促進活動の展開

実施主体	◎本市、◎鉄道事業者、◎バス事業者、◎タクシー事業者、○地域
実施内容	①高校生お試し乗車 ②バスの乗り方教室 ③新たな利用促進活動（公共交通フェスタ等）の調査・検討
スケジュール	①４月 お試し乗車実施 ②１１月 昭和交流センターまつりでの実施を調整 ③１０月 市イベントに合わせたお試し乗車の実施

【事業１２】運転手の確保策の実施

実施主体	◎バス事業者、◎タクシー事業者、○本市、○地域
実施内容	①市ホームページに各事業者の採用情報を集約して掲載・SNSで随時発信 ②就職説明会等の開催の検討
スケジュール	① ４月～ 随時実施 ② １１月 市主催の就職説明会への参加 ③ １月 高校生向け就職説明会においてパンフレット配布

高齢者支援協力バス事業の終了について

1 平川いきいきサポートの終了

袖ケ浦市地域公共交通計画 13 ページに記載のある平川いきいきサポートサービスにおいて、平成25年11月より、NPO 法人による外出支援を行ってきたが、受託者からの申し入れにより、令和7年3月31日をもって、有償ボランティアの活動が終了となった。

※袖ケ浦市地域公共交通計画抜粋

(4) 平川いきいきサポート

公共交通が不便な平川地区ではこれまで、循環バス「ガウラ号」やデマンド型乗合タクシー「平川おでかけタクシー」といった取組を実施していました。しかし、利用が伸び悩んだことから、平成25年11月からNPO 法人による外出支援を行っています。

■平川いきいきサポートサービスの概要

対象者	平川地区内の高齢者や子育て家庭など、支援が必要な方で会員登録された方（会費月額500円）
生活支援サービスの内容	外出支援：通院・買い物等、付き添い 家事支援：庭木の手入れ、草むしり、電球交換や簡単な修理 等 ふれあい支援：話し相手や見守り 等
運行区域	平岡地区：永地、下泉、高谷、三箇、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井、三箇錯綜 中川富岡地区：百目木、横田、大鳥居、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田、三黒、谷中、真里錯綜、戸国飛地、百目木錯綜、下内橋錯綜、百目木飛地
行先	区域内の商店、病院、金融機関、公共施設、最寄りの公共交通機関
運行日	火曜日・水曜日・金曜日
利用料	外出支援は無料（ただし、ガソリン代等の実費）、家事支援1時間まで700円で以降超料金として30分ごとに400円
運営主体	特定非営利活動法人たけのこ

※市ホームページ抜粋

地域支え合い活動支援事業「平川いきいきサポート」（活動終了）

市では、地域の課題を共助の精神により、市民と協働で解決するため、平成25年11月より平川地区において、有償ボランティアによる活動を支援していましたが、令和7年3月31日をもちまして、有償ボランティアの活動は終了しました。

活動組織及び活動エリア

団体名：特定非営利活動法人たけのこ「平川いきいきサポート」

活動エリア：中富・平岡地区